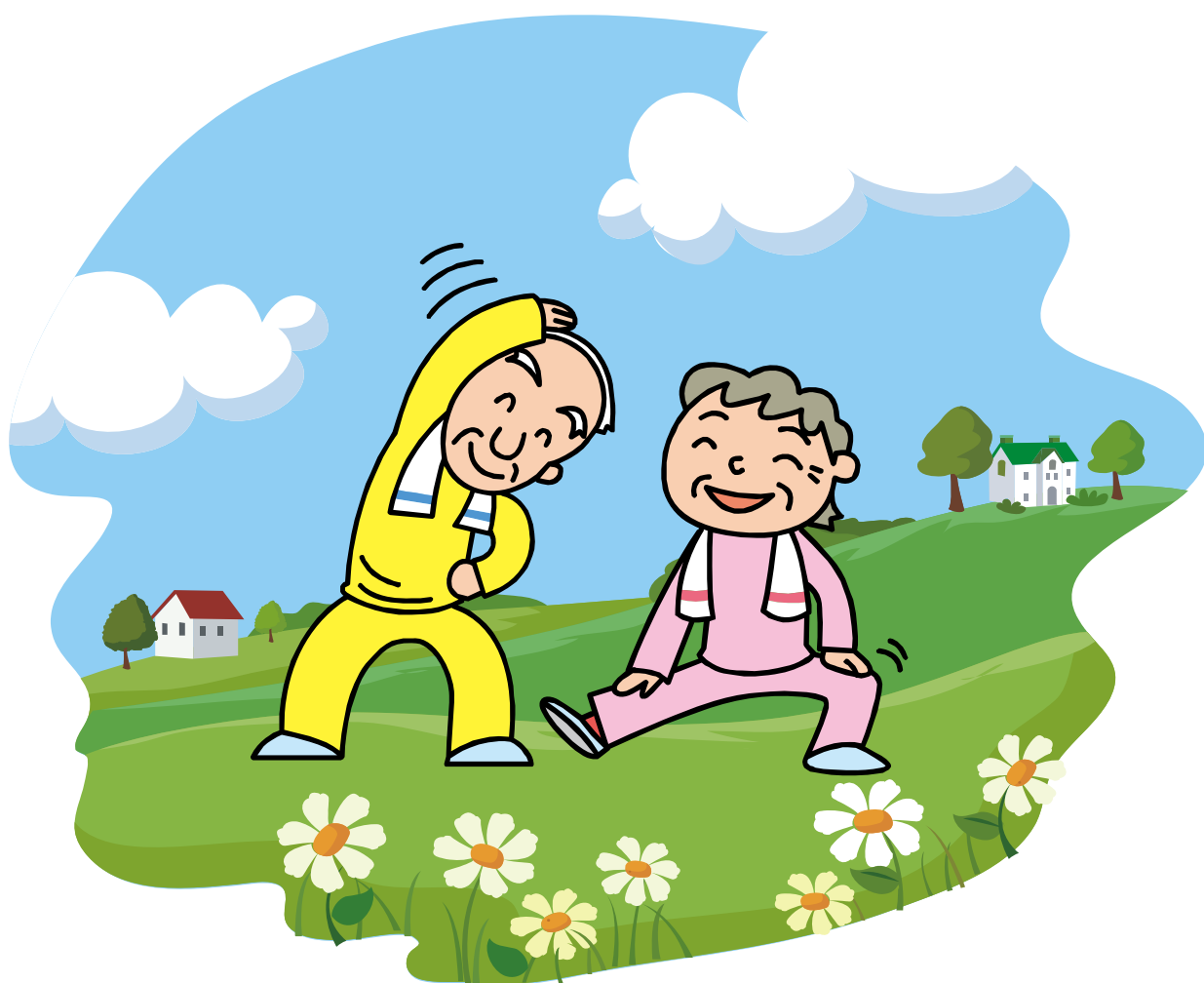




# 第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・ 第4期宇都宮市介護保険事業計画（素案）



平成21年○月

宇都宮市



# 目次

<b>第 1 章 計画の概要</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景及び趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画期間 .....	3
<b>第 2 章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題</b>	<b>4</b>
1 社会環境の変化 .....	4
(1)社会情勢の変化 .....	4
(2)高齢者対策に関する国の主な動きと市の取組 .....	5
2 高齢化の状況と将来推計 .....	6
(1)高齢者人口と高齢化率の推移の見通し .....	6
(2)高齢者世帯の状況 .....	8
3 健康の状況 .....	9
(1)男女別平均寿命 .....	9
(2)本市の主な死因 .....	10
4 高齢者の就業状況 .....	11
5 要支援・要介護認定者等の実態と推計 .....	12
(1)要支援・要介護認定者等の実態 .....	12
(2)地域支援事業対象者数及び要介護等認定者の推計の見通し .....	13
6 アンケート調査に基づく高齢者の状況と課題 .....	14
(1)高齢者・若年者アンケート調査結果概要 .....	15
(2)介護保険利用者実態調査結果概要 .....	21
7 これまでの取組に対する現状と課題 .....	23
(1)健康ではつらつとした生活の実現 .....	23
(2)生きがいのある生活の実現 .....	24
(3)安心して自立した生活の実現 .....	24
(4)快適で安全安心な生活の実現 .....	26

<b>8 課題の総括</b> .....	<b>28</b>
(1)健康づくりや介護予防対策の充実	28
(2)高齢者や団塊世代の生きがいづくり・社会参画の支援	28
(3)介護・福祉サービスの充実・認知症高齢者対策等の推進	28
(4)高齢者が安心して生活しやすい生活環境の整備・福祉のまちづくり	28

## **第 3 章 計画の基本的な考え方** **29**

<b>1 基本理念</b> .....	<b>29</b>
(1)基本理念	29
(2)基本理念の考え方	29
<b>2 基本目標</b> .....	<b>30</b>
<b>3 リーディングプロジェクト</b> .....	<b>31</b>
<b>4 施策・事業の体系</b> .....	<b>38</b>

## **第 4 章 施策・事業の推進** **44**

<b>基本目標 1</b> 健康ではつらつとした生活の実現 .....	<b>44</b>
1 健康づくりの推進 .....	<b>44</b>
2 疾病予防対策の推進 .....	<b>45</b>
3 介護予防対策の充実 .....	<b>46</b>
<b>基本目標 2</b> ゆたかで生きがいのある生活の実現 .....	<b>49</b>
1 生きがいづくりの充実 .....	<b>49</b>
2 社会参画の促進 .....	<b>51</b>
<b>基本目標 3</b> 安心して自立した生活の実現 .....	<b>53</b>
1 介護保険事業の充実 .....	<b>53</b>
2 サービスの質の向上 .....	<b>78</b>
3 福祉サービスの充実 .....	<b>79</b>
4 地域保健・福祉体制の充実 .....	<b>81</b>
5 認知症高齢者対策の推進 .....	<b>82</b>
6 高齢者の権利擁護の充実 .....	<b>83</b>

<b>基本目標 4</b>	快適で安全安心な生活の実現.....	84
1	ユニバーサルデザインの推進.....	84
2	安全で安心な暮らしの確保.....	86
3	高齢者にやさしい居住環境の整備.....	87

## **第 5 章 計画の推進に向けて** **89**

1	計画の周知.....	89
2	身近な地域での事業展開.....	89
3	地域資源・関係機関との連携.....	89
4	事業者への支援.....	89
5	計画の進行管理.....	90
6	関係部局との連携.....	90

## **<資料編>** **91**

1	高齢者保健福祉計画における目標値一覧.....	91
2	介護保険事業計画におけるサービス必要量の見込み.....	96
3	地域支援事業実施計画.....	97



## 第1章 計画の概要

---

### 1 計画策定の背景及び趣旨

我が国の高齢化は、急速に進行しており、平成19（2007）年に初めて高齢化率が21%を超えました。さらに、平成25（2013）年には高齢化率が25%を超え、概ね4人に1人が65歳以上の高齢者という、超高齢社会の到来が予測されています。

また、高齢化の進行に伴い、75歳以上の高齢者が増加し、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする方が増えたことや、介護期間が長期化していること、また介護をする方の高齢化の進行などにより、家族の介護負担が増大していくことが予想されたことを背景に、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12（2000）年4月から介護保険制度が始まりました。その後、平成18（2006）年には、制度の持続的な運営を図るため、制度が大きく見直され、予防重視型のシステムへの転換が図られるとともに、地域支援事業などの新たなサービスが始まりました。

本市においては、平成6（1994）年に高齢者対策の基本指針として、「宇都宮市老人保健福祉計画」を策定し、平成12（2000）年には介護保険制度の導入に合わせ、「第2次宇都宮市高齢者保健福祉計画」及び「第1期宇都宮市介護保険事業計画」を策定しました。また、平成15（2003）年には、「第2期宇都宮市介護保険事業計画」を包含した、「第3次宇都宮市高齢者保健福祉計画」を策定しました。その後、法改正のあった平成18（2006）年には、「第4次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第3期宇都宮市介護保険事業計画」を策定し、社会情勢に応じた各種施策・事業を推進してきたところです。

しかしながら、今後もますます高齢化が進行することや、平成24（2012）年から平成26（2014）年にかけて、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上となること、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加等に伴い、介護保険の要介護認定者数及び介護サービスへのニーズはますます増大していくことなどが予想されます。そのため、高齢者が要介護状態になることなく、健康でいきいきと高齢期を過ごせるよう、介護サービスや福祉サービスの提供にあたっては、課題を的確にとらえ、対応していくことが求められています。

このような背景を踏まえ、高齢者もその家族も笑顔で、住み慣れた家庭や地域において健康で生きがいをもち、安心して暮らせるよう、本市の高齢者施策の基本指針として、「第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第4期宇都宮市介護保険事業計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

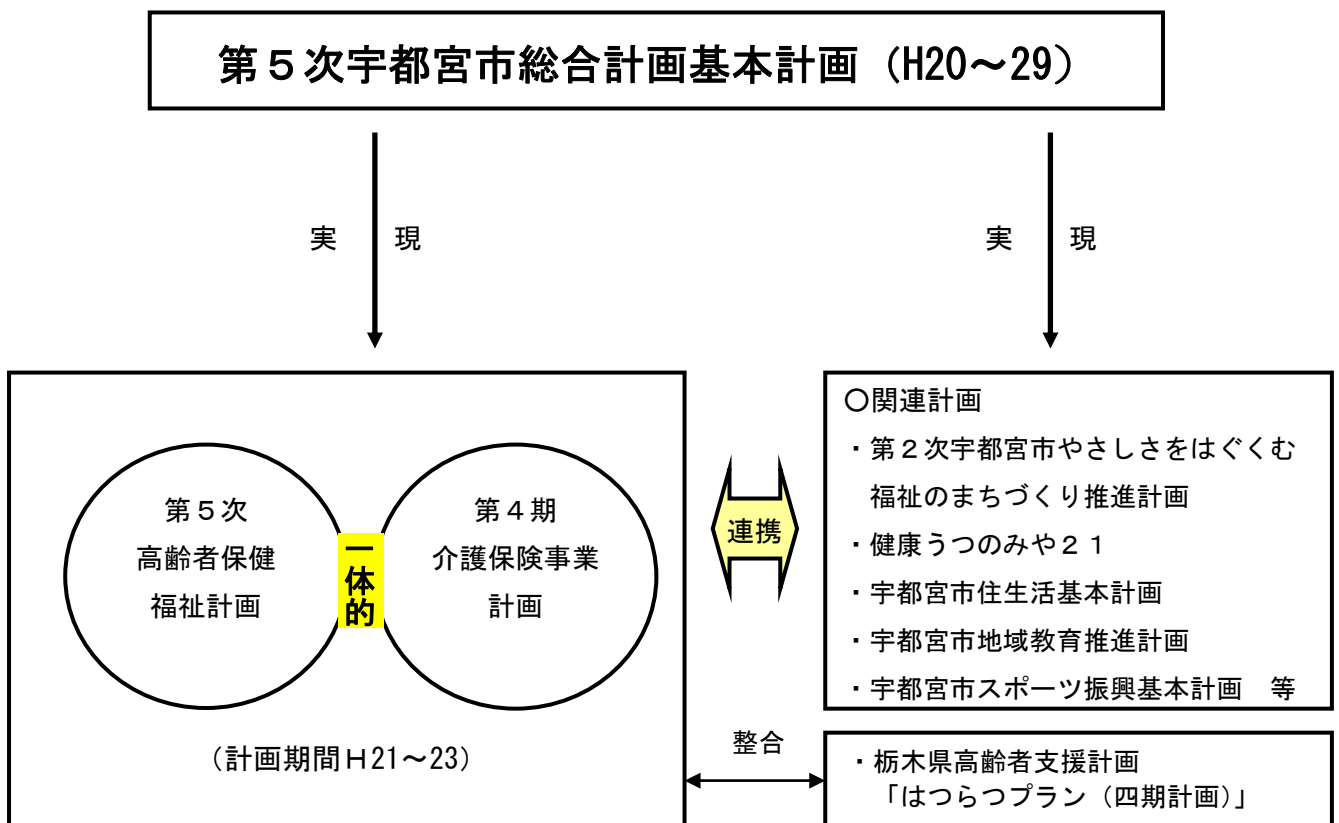
「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に定める市町村老人福祉計画であり、本市の高齢者保健福祉施策を推進する上での基本方針となる計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に定める、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、本市の介護保険事業運営の指針となるものであるとともに、「第3期宇都宮市介護保険事業計画」の策定に際して設定した平成26年度の目標に至る中間計画という位置付けでもあります。

また、両計画は、高齢者福祉サービスと介護保険サービスを組み合わせて、地域における高齢者福祉向上のための取組を総合的に推進する必要があることから、一体的な計画として策定したものです。

さらに、本計画は、「第5次宇都宮市総合計画基本計画（平成20年3月策定）」の個別計画として位置付け、「第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（平成20年3月策定）」をはじめとした他の行政計画との連携を図りながら策定したものです。

### <計画の関連図>

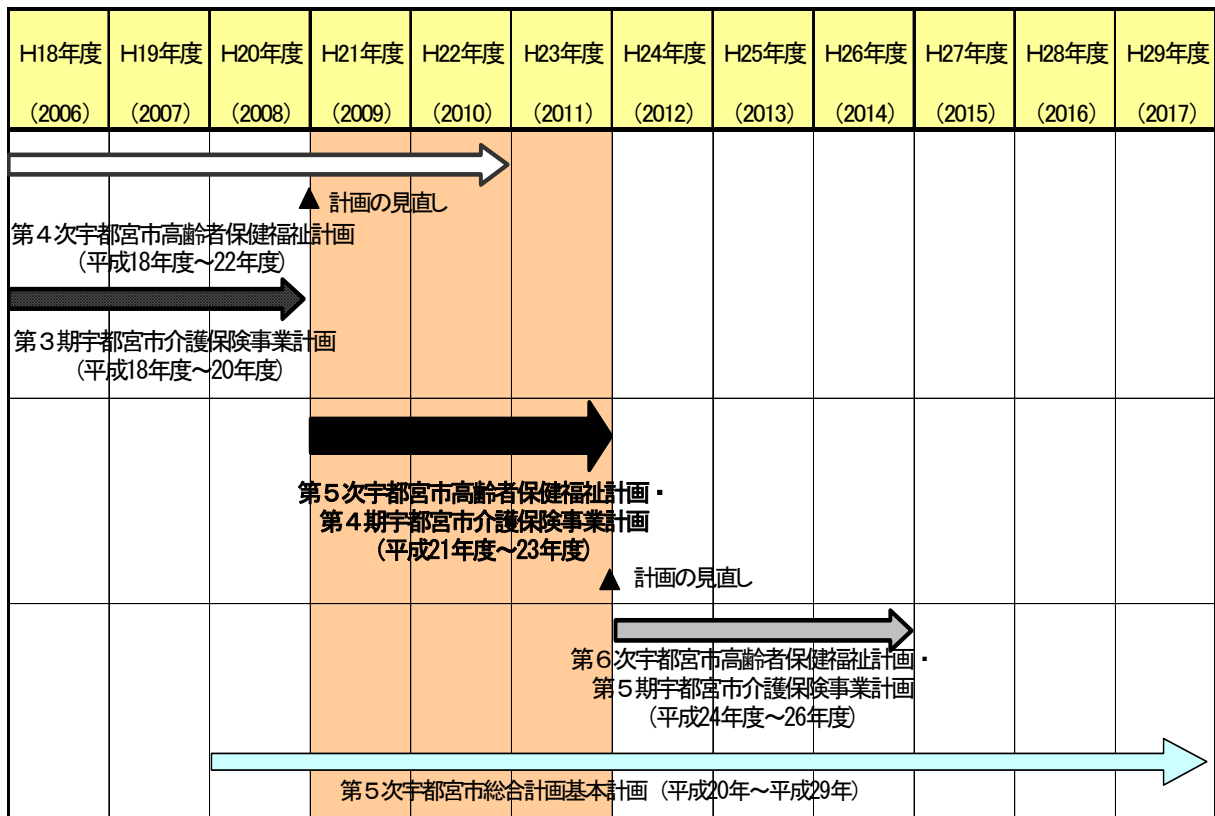




### 3 計画期間

「第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第4期宇都宮市介護保険事業計画」の計画期間は、第5次宇都宮市総合計画基本計画の計画期間である平成29年度を見据えた、平成21（2009）年度から、平成23（2011）年度までの3か年とします。

#### <第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第4期宇都宮市介護保険事業計画の計画期間>



## 第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題

### 1 社会環境の変化

#### (1) 社会情勢の変化

高齢者を取り巻く社会情勢の変化としては、次のようなことが挙げられます。

#### 団塊世代の大量定年退職

団塊世代人口（昭和22～24年生まれ）

約677万人（H18.10）

⇒総人口に占める割合は約5.3%  
人口構装上、大規模な集団

⇒平成24～26年には65歳以上の高齢者が年間100万人ずつ増加する見込み

（資料：内閣府 平成20年版高齢社会白書）

#### 少子高齢社会

高齢化率

（総人口に占める65歳以上の高齢者人口）

平成19年 平成25年

21.5% ⇒ 25.2%

（資料：内閣府 平成20年版高齢社会白書）

#### 認知症高齢者の増加

認知症高齢者数

（日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者）

平成17年 平成27年

169万人 ⇒ 250万人

※日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態。

（資料：高齢者介護研究会  
平成15年報告書『2015年の高齢者介護』）

#### 高齢者が関わる犯罪・事故の増加

高齢者の交通事故（原付以上）の件数

平成18年 99,853件

（平成17年から1.3%増加）

オレオレ詐欺・恐喝事件の数

平成19年 6,430件

（被害者のうち65歳以上の割合 59.2%）

（資料：内閣府 平成20年版高齢社会白書）

#### 生活習慣病の増加

65歳以上の高齢者の主な死因

⇒「悪性新生物（がん）」「心疾患」

「脳血管疾患」が約6割を占める。

（資料：内閣府 平成20年版高齢社会白書）

#### 高齢者虐待問題

養介護施設従事者等による  
高齢者虐待に関する相談・通報件数

379件（平成19年度）

養護者による高齢者虐待に関する  
相談・通報件数

19,971件（平成19年度）

（資料：厚生労働省 「平成19年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」）

## (2)高齢者対策に関する国の主な動きと市の取組

	国の取組	宇都宮市の取組
平成 元年 (1989)	高齢者保健福祉推進十か年戦略 (「ゴールドプラン」) 策定 →在宅福祉サービスの強化	
平成 6年 (1994)		「宇都宮市老人保健福祉計画」の策定
平成 7年 (1995)	「高齢社会対策基本法」の施行 →高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上	
平成12年 (2000)	「介護保険法」の施行 →介護を社会全体で支える新しいしくみ 「今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン)」の策定 →日本が世界最高基準の高齢化率となる中、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図る必要が生じたことから策定	「第2次高齢者保健福祉計画・第1期介護保険事業計画」の策定  「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」の制定
高齢社会へ(65歳以上が14%)		
平成13年 (2001)	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の施行 →高齢者の居住の安定確保	
平成15年 (2003)		「第3次高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」の策定
平成18年 (2006)	「改正介護保険法」の施行 →予防重視型システム等への転換 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行 →高齢者の権利擁護を目的	「第4次高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」の策定
平成19年 (2007)		
超高齢社会へ(65歳以上が21%)		
平成20年 (2008)	「老人保健法」の廃止  「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行 →長寿医療制度の開始 介護サービス従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」施行 →介護従事者等の賃金水準等の改善を目的	「宇都宮市第5次総合計画基本計画」の策定  「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」の策定
平成21年 (2009)	介護報酬の改定	「第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」の策定

## 2 高齢化の状況と将来推計

### (1) 高齢者人口と高齢化率の推移の見通し

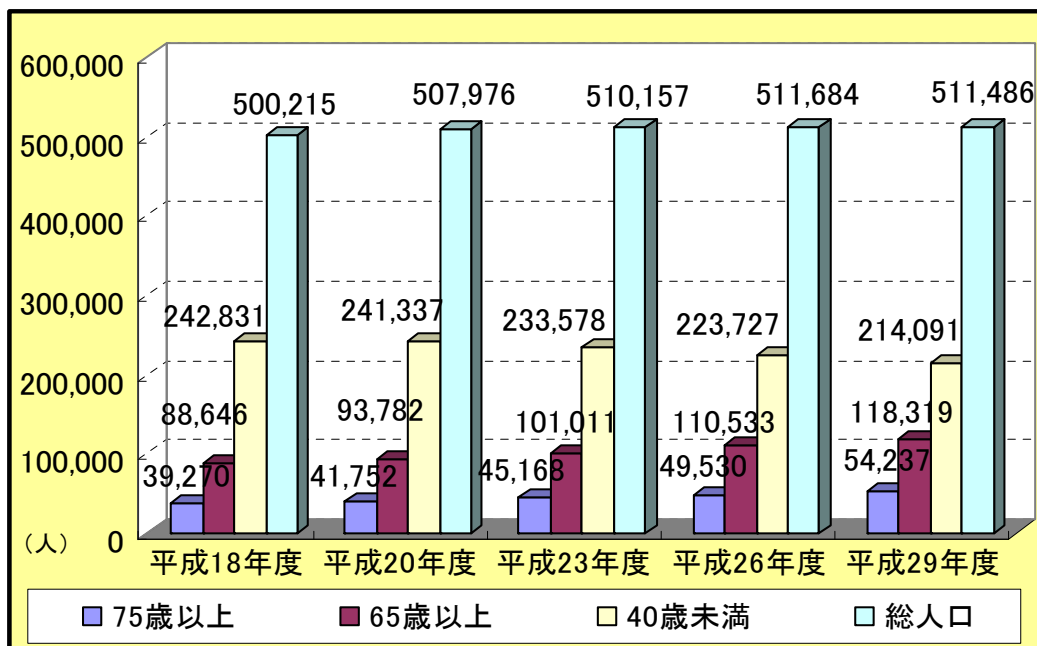
本市の総人口は、平成20年度は、507,976人ですが、将来人口については、国や県が既に減少に転じているなか、本市では今後も緩やかに増加を続け、平成23年度には、510,157人となり、2,181人(0.4%)増加すると見込まれます。

しかし、40歳未満の人口は、平成20年度は、241,337人ですが、平成23年度には、233,578人となり、7,759人(3.2%)減少すると見込まれます。

一方、本市の65歳以上の高齢者人口は、平成20年度は、93,782人ですが、平成23年度には101,011人となり、7,229人(7.7%)増加すると見込まれます。特に、75歳以上の高齢者については、平成20年度は、41,752人であったものが、平成23年度には45,168人となり、3,416人(8.2%)増加すると見込まれます。

また、平成20年度の本市の高齢化率は、18.5%と全国(22.1%)に比べ3.6ポイント低く、また、平成23年度には、19.8%となり、現在より1.3ポイント上昇することが見込まれます。

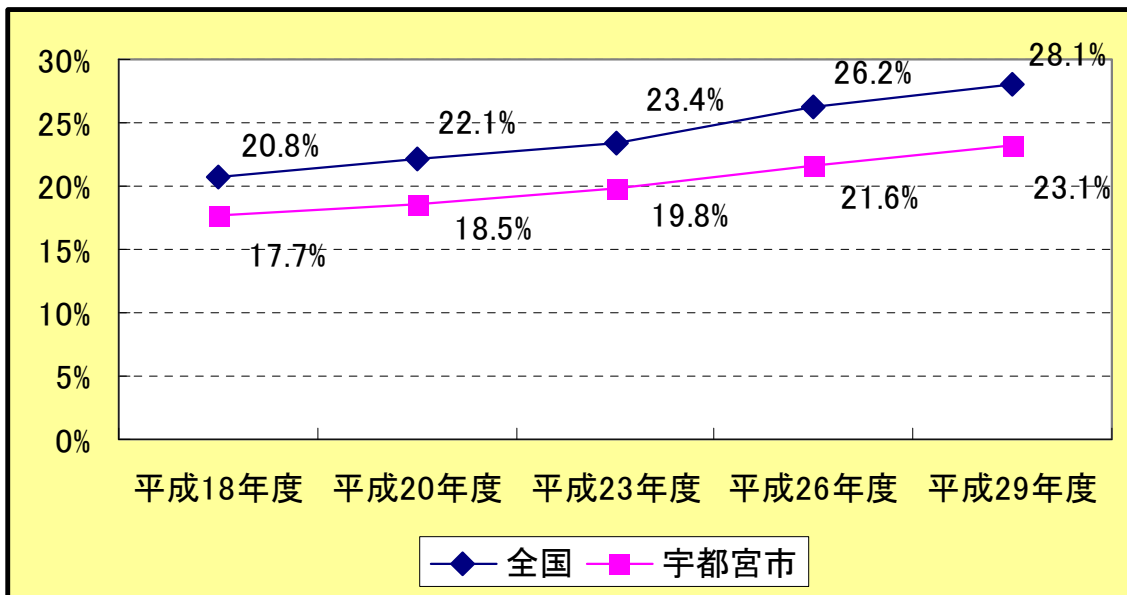
○表1 総人口と年齢別人口の推移



[資料 平成18年度：「宇都宮市住民基本台帳人口」(3月末日現在の数)]

[資料 平成20年度以降：「第5次宇都宮市総合計画(平成20年3月策定)」(10月現在の数)]

○表2 高齢化率の推移



[資料 『日本の将来推計 (平成18年12月推計)』 国立社会保障・人口問題研究所]

[資料 平成18年度: 「宇都宮市住民基本台帳人口」 (3月末日現在の数)]

[資料 平成20年度以降: 「第5次宇都宮市総合計画 (平成20年3月策定)」 (10月現在の数)]

## (2)高齢者世帯の状況

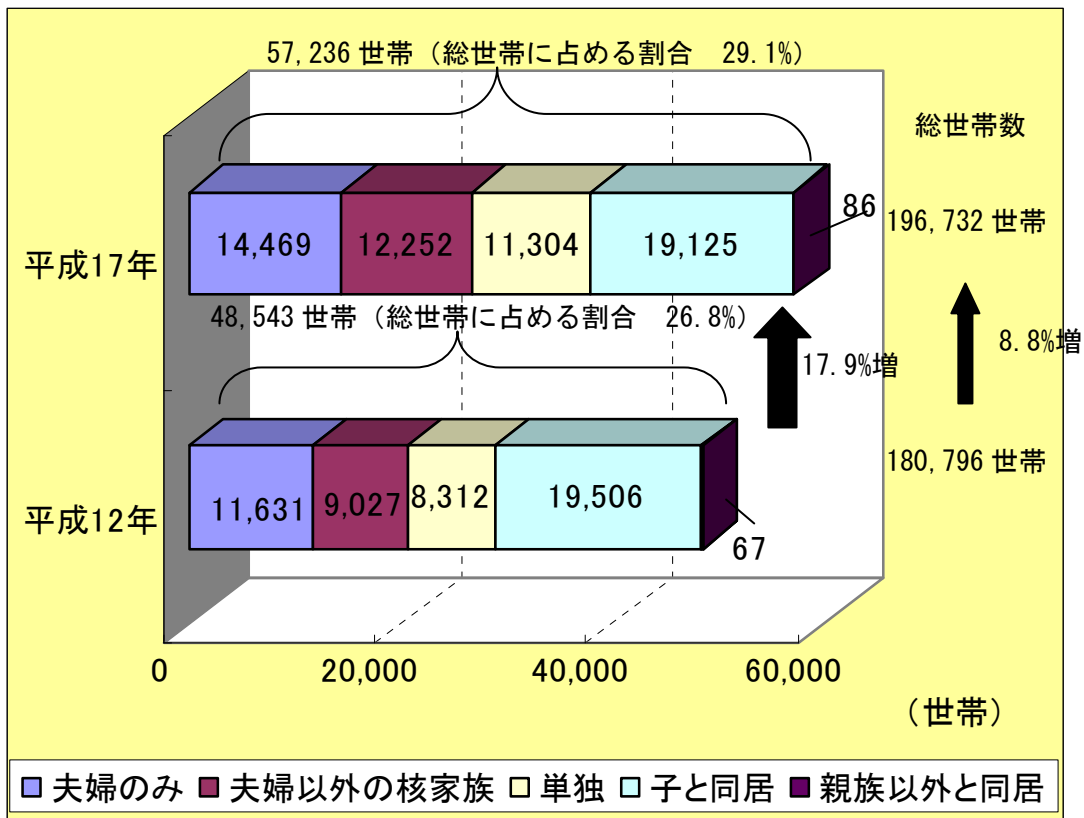
本市の総世帯数は、平成12年の約18万世帯から、平成17年には約19万6千世帯と8.8%増加しており、平成23年には、約20万8千世帯に増加すると見込まれます。

65歳以上の高齢者のいる世帯数は、平成12年の48,543世帯から平成17年には57,236世帯と17.9%増加しており、総世帯数の増加よりも急激な増加を続けています。

本市の総世帯数に占める、65歳以上の高齢者世帯の割合は29.1%という状況にあるものの、全国平均(38.5%)や県平均(36.9%)を下回っています。

高齢者の属する世帯の内訳を見てみると、子ども等との同居世帯が減少する一方、夫婦のみ世帯や、ひとり暮らし世帯が急増している状況にあります。

○表3 65歳以上高齢者世帯数の推移



[資料 総務省統計局『国勢調査』(旧宇都宮市, 旧上河内町, 旧河内町合計により作成)]

### 3 健康の状況

#### (1)男女別平均寿命

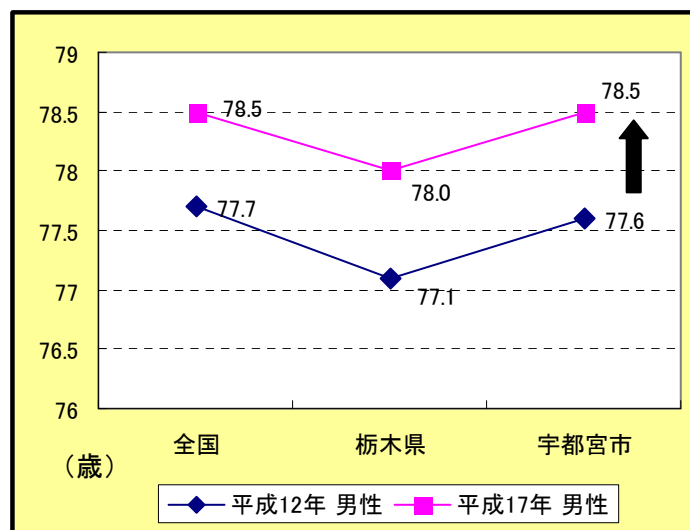
本市の男性の平均寿命は、78.5歳と全国平均と同様になっており、また、県平均より、0.5歳長くなっています。

女性の平均寿命は、85.7歳と全国平均の85.8歳より0.1歳低く、県平均の85歳より0.7歳長くなっています。

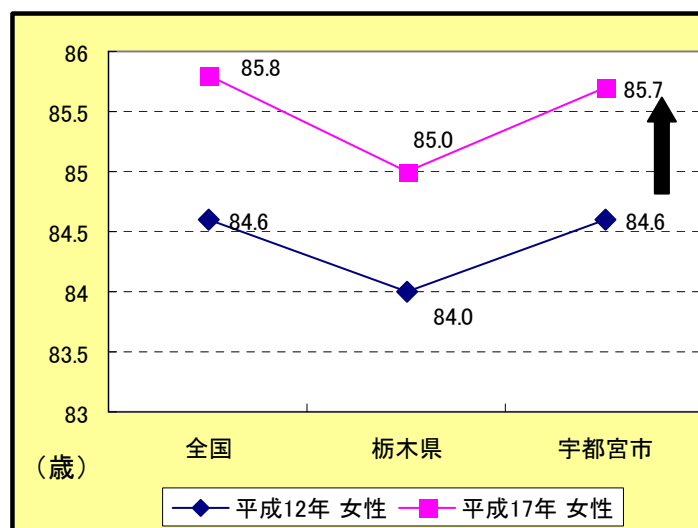
5年前（平成12年）と比較すると、男性は0.9歳、女性は1.1歳平均寿命が伸びています。

○表4 平均寿命の推移

##### 【男性】



##### 【女性】

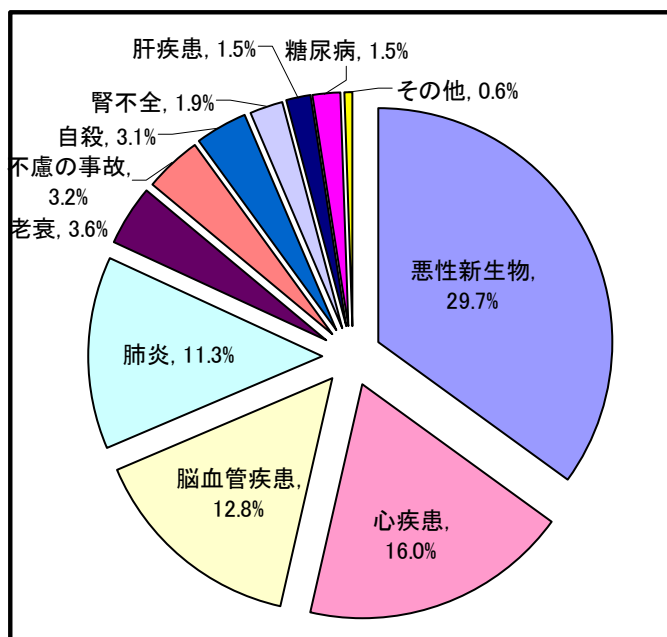


[資料 平成17年(2005年)市区町村別平均寿命 統計表]

## (2)本市の主な死因

本市における死因の第一位は「悪性新生物」であり、全体の約3割を占めています。次いで、「心疾患」、「脳血管疾患」の順となっており、これらの三大死因による死亡の割合は約60%を占めています。全国値では三大死因が57.7%（平成19年）を占めており、全国値を0.8ポイント上回っています。

○表5 本市の主な死因



[資料 平成18年 人口動態統計]



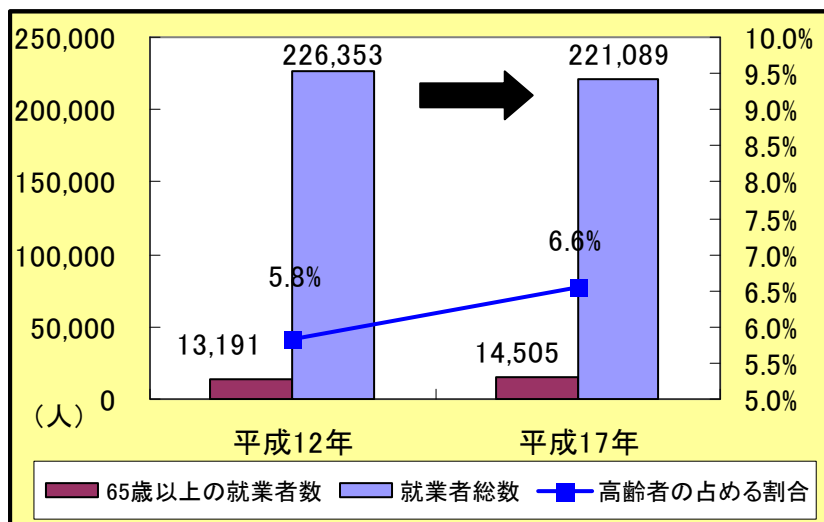
## 4 高齢者の就業状況

本市の就業者数は、平成17年には22万1,089人であり、平成12年の22万6,353人から約5,000人減少しています。

高齢者の就業者は、1万4,505人であり、平成12年の1万3,191人より1,314人増加しています。

就業者全体に占める高齢者の割合は6.5%であり、平成12年の5.8%よりも増加しています。

○表6 高齢者の就業状況



[資料 総務局統計局『国勢調査』]

## 5 要支援・要介護認定者等の実態と推計

### (1) 要支援・要介護認定者等の実態

本市の要支援・要介護認定者数は、介護保険制度が始まった平成12年度は6,641人でしたが、平成16年度の12,824人まで年々増加し続け、要介護認定率は15.9%となりました。

しかし、平成17年度は12,936人と前年度から若干増加したものの認定率は15.5%と0.4ポイント減少し、また平成18年度以降については介護保険制度の改正の影響もあり、ほぼ横ばいで推移しています。

#### ○ 資料 要支援・要介護等認定者の実績

単位 人

状態区分	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
第1号被保険者								
要支援	809	1,163	1,476	1,768	2,004	1,807	-	-
要支援1	-	-	-	-	-	-	1,090	1,498
要支援2	-	-	-	-	-	-	945	1,886
経過的要介護	-	-	-	-	-	-	571	0
要介護1	1,545	2,115	2,610	3,309	3,823	4,062	3,512	2,511
要介護2	1,174	1,488	1,648	1,714	1,897	1,914	2,012	2,210
要介護3	932	1,081	1,176	1,368	1,605	1,726	1,903	1,963
要介護4	1,076	1,105	1,303	1,459	1,530	1,609	1,668	1,763
要介護5	844	1,155	1,287	1,387	1,415	1,379	1,328	1,399
合計	6,380	8,107	9,500	11,005	12,274	12,497	13,029	13,230
第1号被保険者数	70,673	73,547	76,350	78,628	80,723	83,691	87,023	90,379
第2号被保険者								
要支援	6	9	15	31	42	34	-	-
要支援1	-	-	-	-	-	-	17	27
要支援2	-	-	-	-	-	-	44	69
経過的要介護	-	-	-	-	-	-	10	0
要介護1	60	76	118	149	190	144	127	79
要介護2	51	76	98	96	104	80	99	119
要介護3	49	41	51	77	85	73	80	83
要介護4	43	52	59	58	69	55	71	82
要介護5	52	56	64	68	60	53	57	44
合計	261	310	405	479	550	439	505	503
要支援・要介護認定者数合計	6,641	8,417	9,905	11,484	12,824	12,936	13,534	13,733
要介護認定率 ※3	9.4%	11.4%	13.0%	14.6%	15.9%	15.5%	15.6%	15.2%

〔資料 「介護保険事業状況報告」(各年10月現在の実績値)〕

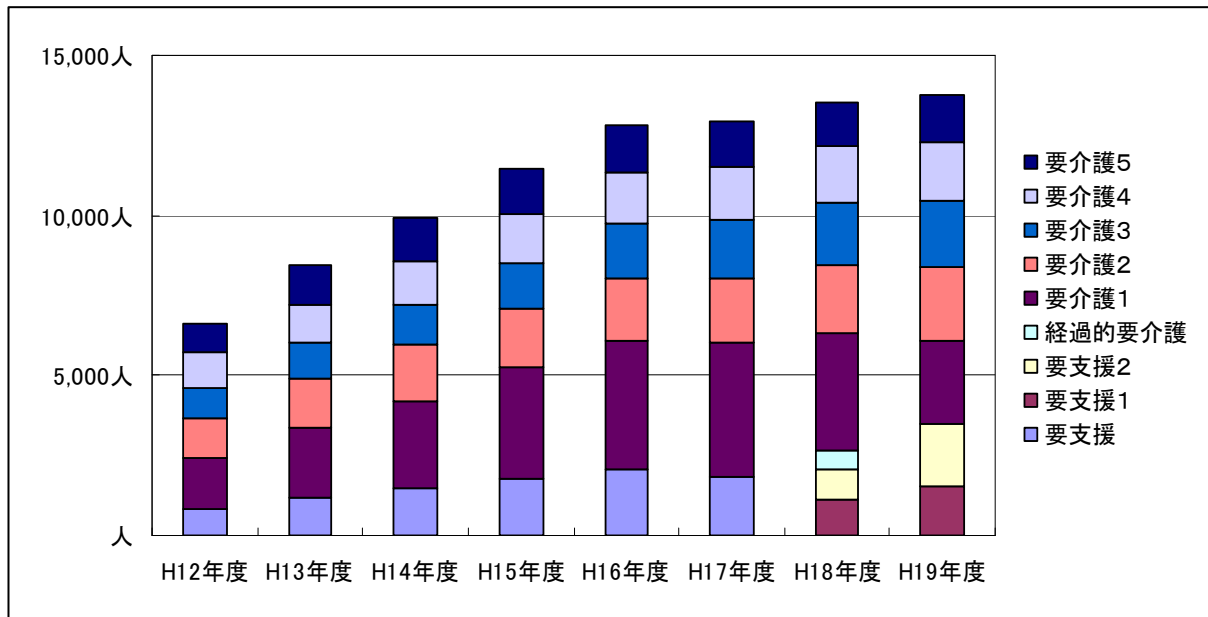
(旧宇都宮市, 旧上河内町, 旧河内町の合算)

※1 第1号被保険者は65歳以上の医療保険加入者

※2 第2号被保険者は40歳から64歳までの医療保険加入者

※3 要介護認定率=第1号及び第2号被保険者の要支援・要介護認定者の合計÷第1号被保険者

○ 表7 要支援・要介護認定者の推移



## (2) 地域支援事業対象者数及び要介護等認定者の推計の見通し

介護予防事業の対象である地域支援事業対象者数は、平成21年度には4,600人と見込まれ、その後も増加すると見込まれます。

また、要介護等認定者の認定率は、平成21年度には15.5%になると見込まれ、平成26年度には16.2%にまで達すると見込まれます。

【地域支援事業対象者数及び要介護認定者の推計】

	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成26年度		
	地域支援事業対象者数※4	要介護(要支援)認定者数	高齢者人口	地域支援事業対象者数※4	要介護(要支援)認定者数	高齢者人口	地域支援事業対象者数※4	要介護(要支援)認定者数	高齢者人口	地域支援事業対象者数※4	要介護(要支援)認定者数	高齢者人口
要支援1	1,650	1,683	1,729	1,900	1,650	1,683	1,729	1,900	1,650	1,683	1,729	1,900
要支援2	2,097	2,142	2,203	2,427	2,097	2,142	2,203	2,427	2,097	2,142	2,203	2,427
要介護1	2,787	2,845	2,929	3,224	2,787	2,845	2,929	3,224	2,787	2,845	2,929	3,224
要介護2	2,559	2,666	2,823	3,273	2,559	2,666	2,823	3,273	2,559	2,666	2,823	3,273
要介護3	2,354	2,462	2,597	3,082	2,354	2,462	2,597	3,082	2,354	2,462	2,597	3,082
要介護4	1,958	2,006	2,074	2,360	1,958	2,006	2,074	2,360	1,958	2,006	2,074	2,360
要介護5	1,489	1,512	1,538	1,637	1,489	1,512	1,538	1,637	1,489	1,512	1,538	1,637

※4 地域支援事業対象者は軽度虚弱高齢者（特定高齢者）を指します。

## 6 アンケート調査に基づく高齢者の状況と課題

本市では、第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の策定に当たり、高齢者の健康づくりや生きがいづくり事業、各種保健福祉サービスや介護サービスの利用意向等を把握するため、次の調査を実施しました。

### アンケート調査概要

#### 1 高齢者・若年者アンケート調査

(1) 高齢者調査 (調査年月：平成20年3月)

##### ①調査目的

高齢者の健康づくり、生きがいづくり及び各種保健福祉サービスの利用意向等に関する意識調査を行い、本市の高齢者福祉施策の推進に関する方向性を検証するための基礎資料とすることを目的としました。

##### ②調査対象及び調査方法

住民基本台帳に登録されている65歳以上の高齢者(90,616人(平成19年12月現在))のうち、介護保険において要介護認定を受けている人を除き、無作為に抽出した2,000人を対象とし、郵送にて実施しました。

##### ③調査結果

回答者数：1,278人

回収率：63.9%

(2) 若年者調査 (調査年月：平成20年3月)

##### ①調査目的

近い将来、高齢者になった際に介護を必要としない状態を保ちつづけるための効果的な施策・事業を展開するための基礎資料とし、今後の各種保健福祉サービスの利用意向等を把握することを目的としました。

##### ②調査対象及び調査方法

住民基本台帳に登録されている40歳から64歳(169,745人(平成19年12月現在))のうち、無作為に抽出した1,200人を対象とし、郵送にて実施しました。

##### ③調査結果

回答者数：485人

回収率：40.4%

#### 2 介護保険利用者実態調査 (調査年月：平成20年4月～6月)

(1) 調査目的

第4期介護保険事業計画を策定するに当たり、介護サービス利用動向や今後の利用意向等を把握し、サービス利用量の見込みや負担と受益のあり方等の参考資料とすることを目的としました。

(2) 調査対象及び調査方法

要介護等認定申請者のうち、平成20年4月～6月に認定申請(新規・更新・変更)を行った方900人を対象とし、訪問調査員による本人又は家族からの聞き取り調査を実施しました。

(3) 調査結果

回答者数：900人

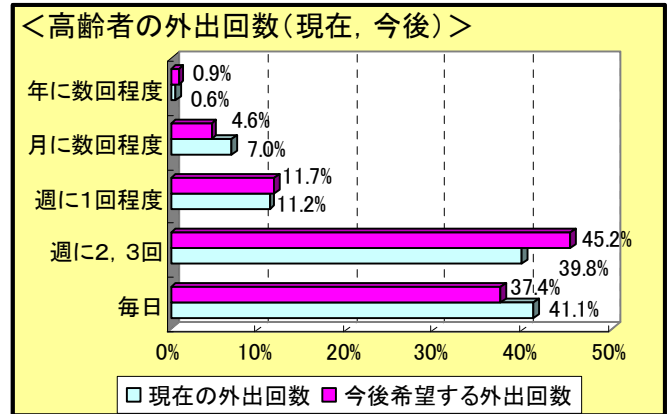
回答率：100%

## (1) 高齢者・若年者アンケート調査結果概要

### ① 外出の状況

#### a 高齢者の外出の状況

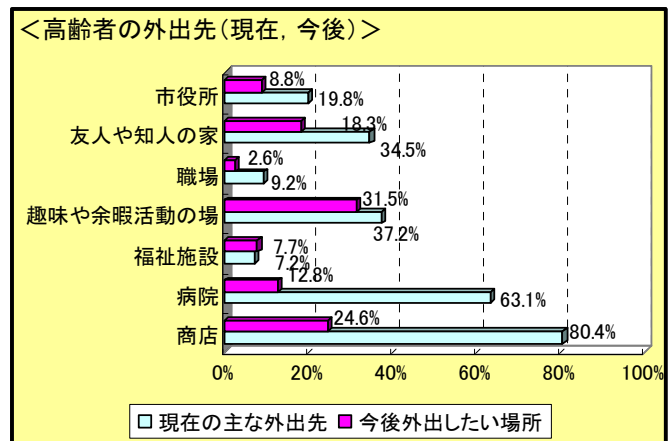
現在の外出回数については、「毎日外出している (41.1%)」が最も多く、次いで「週に2, 3回 (39.8%)」となっています。一方、今後希望する外出回数については、「週に2, 3回 (45.2%)」が最も多くなっており、週に2, 3回以上は外出したいという人が大半を占めました。高齢者が外出しやすい環境づくりが求められます。



#### b 高齢者の外出先 (複数回答)

今後の外出したい場所としては、「趣味や余暇活動の場 (31.5%)」が最も多く、次いで「商店 (24.6%)」となっています。

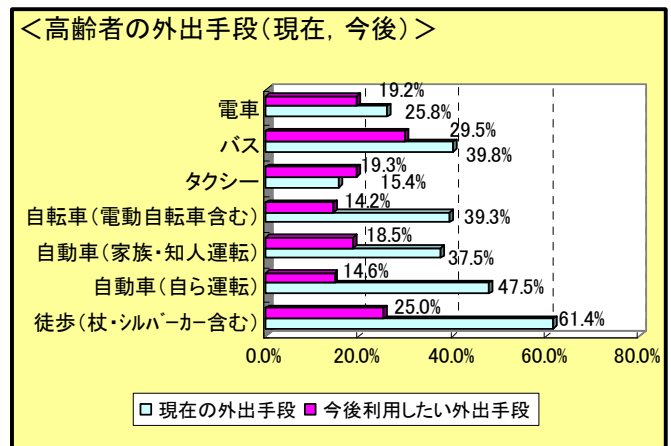
高齢者の日常生活や社会活動の充実のための環境づくりが必要であると考えます。



#### c 高齢者の外出手段 (複数回答)

現在の外出手段は、杖やシルバーカーの利用も含め「徒歩 (61.4%)」が最も多くなっています。今後利用してみたい外出手段では、「バス (29.5%)」、「タクシー (19.3%)」、「電車 (19.2%)」が多くなっており、公共交通機関の利用を考えている人が多くなっています。

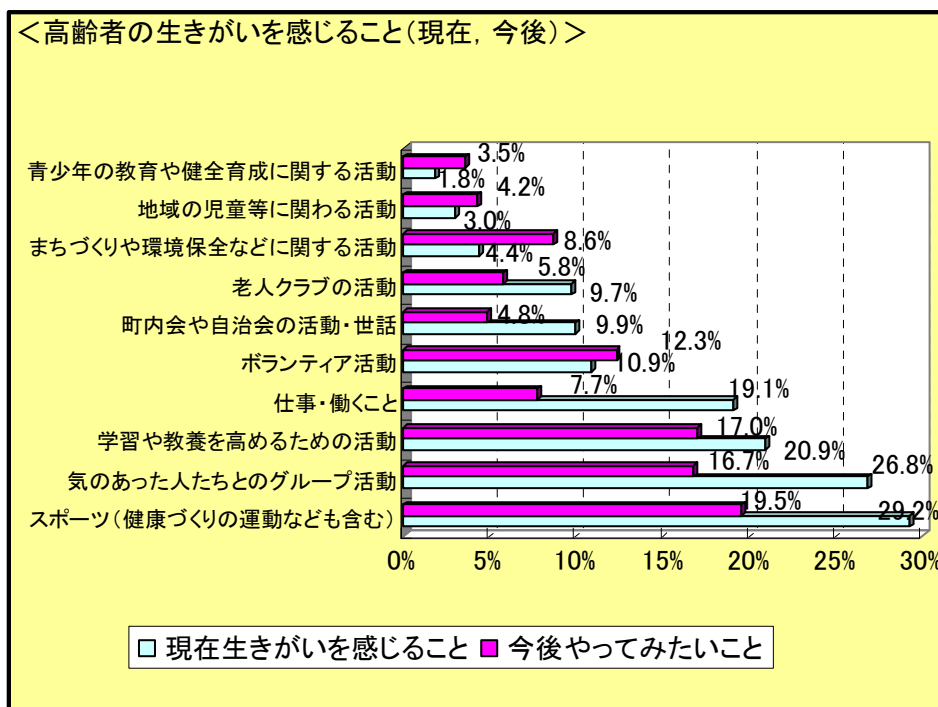
高齢者の外出手段の確保のため、公共交通機関を円滑に利用できる環境づくりが必要であると考えます。



## ②仕事や生きがいについて

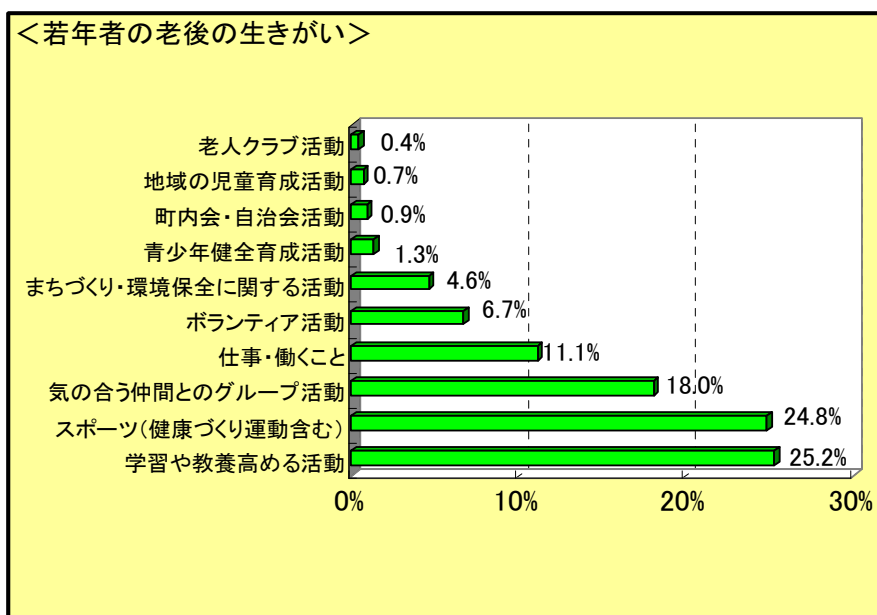
### a 高齢者の生きがいを感じること（複数回答）

高齢者が現在生きがいを感じることとして、「スポーツ（健康づくりの運動なども含む）（29.2%）」が最も多く、次いで「気のあった人たちとのグループ活動（26.8%）」、「学習や教養を高めるための活動（20.9%）」の順となっています。健康づくりに加え、社会的なつながりや自己実現など、生きがいづくりのための環境を整備する必要があると考えます。



### b 若年者の老後の生きがい

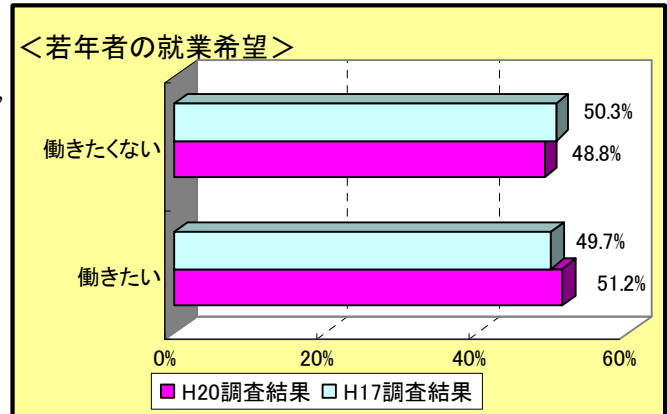
若年者の老後の生きがいについては、「学習や教養を高める活動（25.2%）」が最も多く、次いで「スポーツ（健康づくり運動含む）（24.8%）」、「気の合う仲間とのグループ活動（18.0%）」の順となっており、学習、スポーツ等に関心が高いと考えられます。また、「町内会・自治会活動」「地域の児童育成活動」「老人クラブ活動」などの地域活動を希望する人の割合は1%未満と、とても少ないことから、地域活動を促進する必要があると考えられます。



### c 若年者の就業希望

高齢者になった時の就業希望については、「働きたい（51.2%）」と答えた人が、「働きたくない（48.8%）」と答えた人に比べて2.4ポイント上回っています。

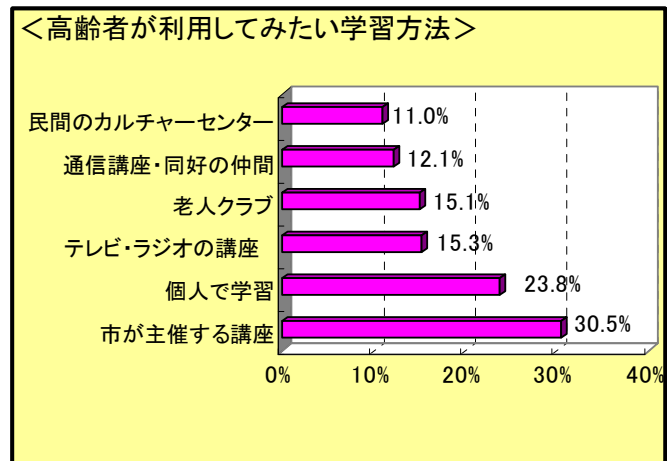
前回調査に比べて、わずかではありますが、「働きたい」が上回る結果となっており、高齢者の就業支援をする必要があると考えます。



### d 高齢者が利用してみたい学習方法（複数回答）

高齢者の学習方法については、「市が主催する講座（30.5%）」を利用したい人が最もなっています。

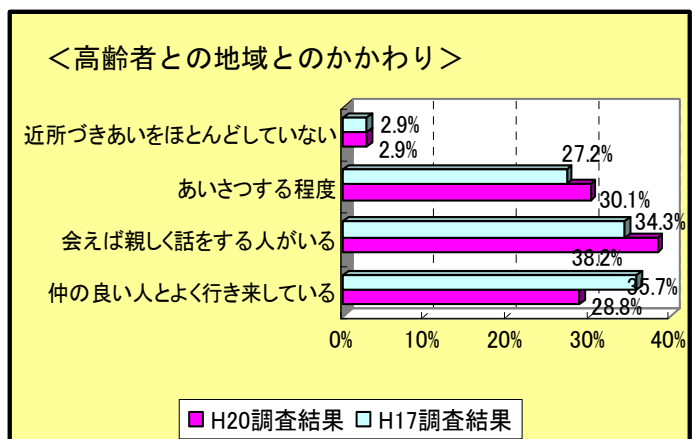
このため、行政と民間学習機関との適切な役割分担のもと、高齢者ニーズを把握し、魅力ある講座の開催が求められます。



## ③高齢者との地域とのかかわりの状況

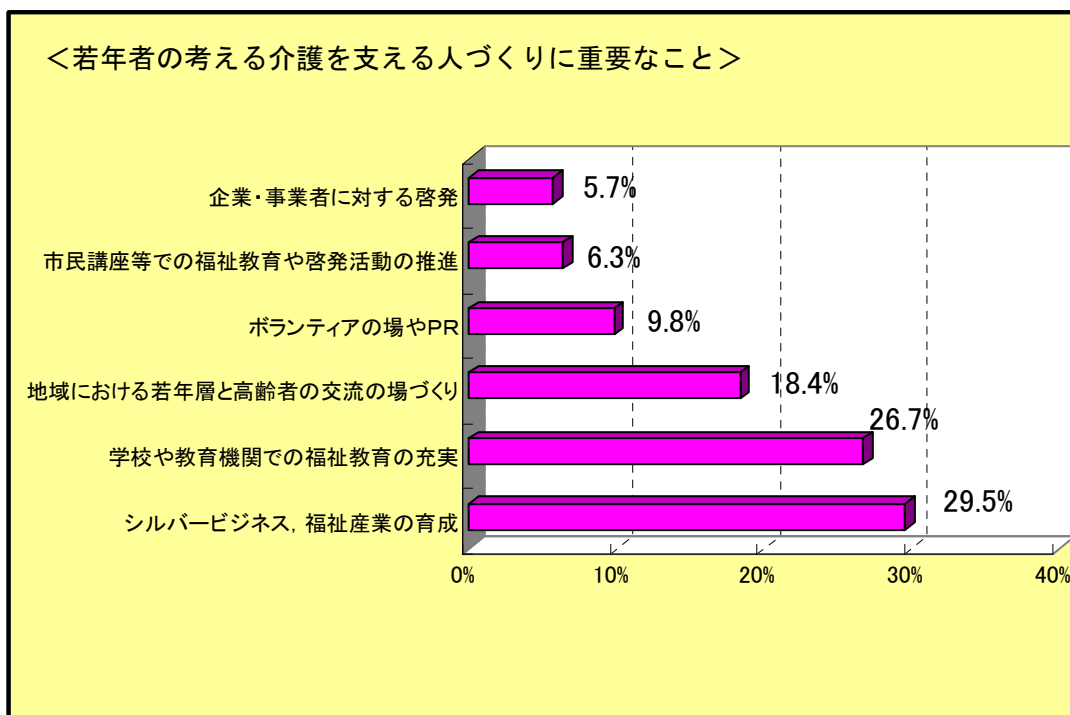
高齢者の地域とのかかわりのうち近所との付き合いについては、「仲の良い人と行き来している」「会えば親しく話しをする人がいる」が7割程度となっています。

前回調査と比べて、「仲の良い人とよく行き来している」が6.9ポイント減少していることから、高齢者と地域とのつながりを強めるよう支援していく必要があると考えます。



#### ④高齢者介護への考えについて

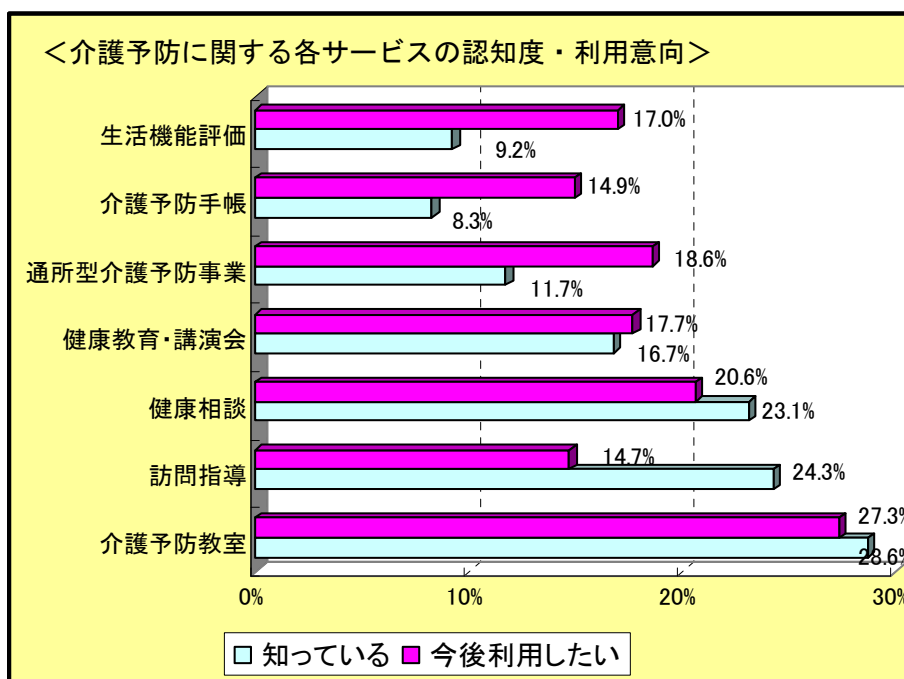
若年者が考える介護を支える人づくりに重要なことは、「シルバービジネス、福祉産業の育成 (29.5%)」が最も多く、次いで「学校や教育機関での福祉教育の充実 (26.7%)」「地域における若年者と高齢者の交流の場づくり (18.4%)」の順となっています。



#### ⑤保健・福祉サービスの認知度・利用意向

##### a 高齢者の介護予防に関する各サービスの認知度・利用意向

高齢者の介護予防に関する取組の認知度は、全般的に低い数値となっており、周知・啓発の推進や事業内容の工夫が必要であると考えます。

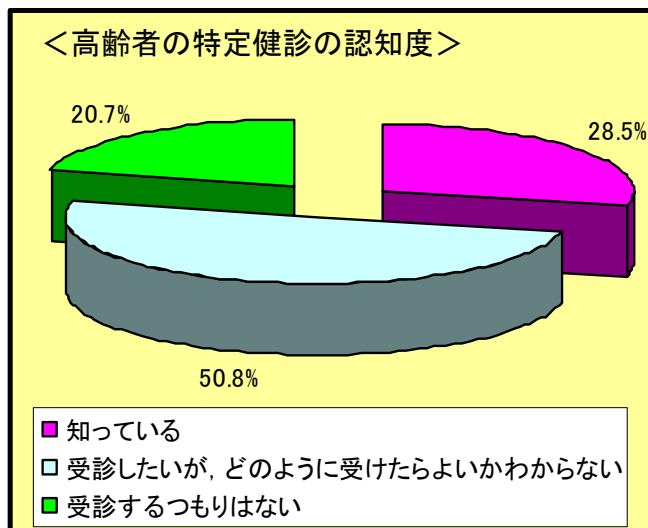




## b 高齢者の特定健診の認知度

高齢者の特定健診の認知度は、「知っている（28.5%）」と答えた人が約3割、「受診したいが、どのように受けたらよいかわからない（50.8%）」と答えた人が約5割となっています。

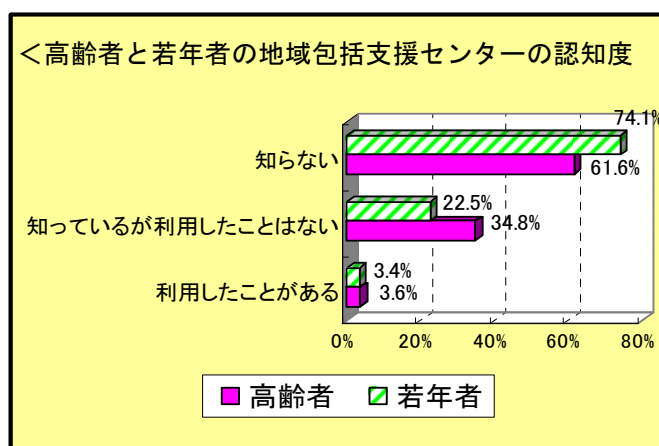
このため、認知度の向上や、受診の意義・方法等の一層の周知・啓発を図る必要があると考えます。



## c 地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターの認知度については、高齢者と若年者どちらも、6割以上の方が「知らない」と答えております。

平成18年度に新たに設置した「地域包括支援センター」は、地域ケアの中核としての役割を担っていることから、高齢者や地域住民への一層の理解促進が求められます。

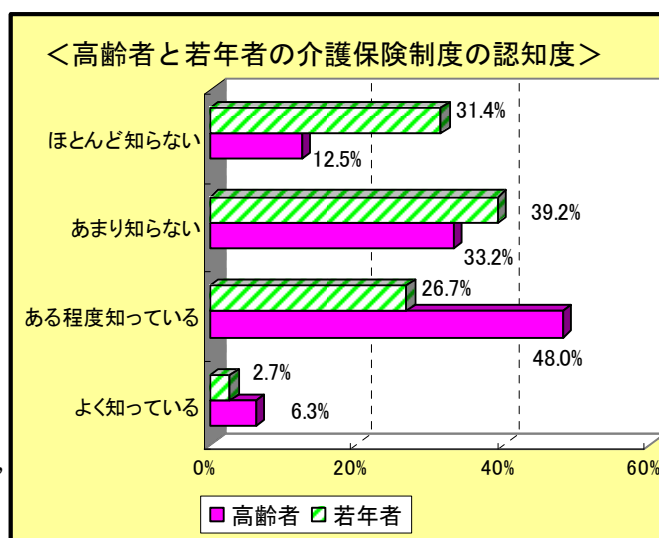


## d 介護保険制度の認知度

介護保険制度の認知度については、高齢者については「ある程度知っている（48.0%）」が最も多い状況です。

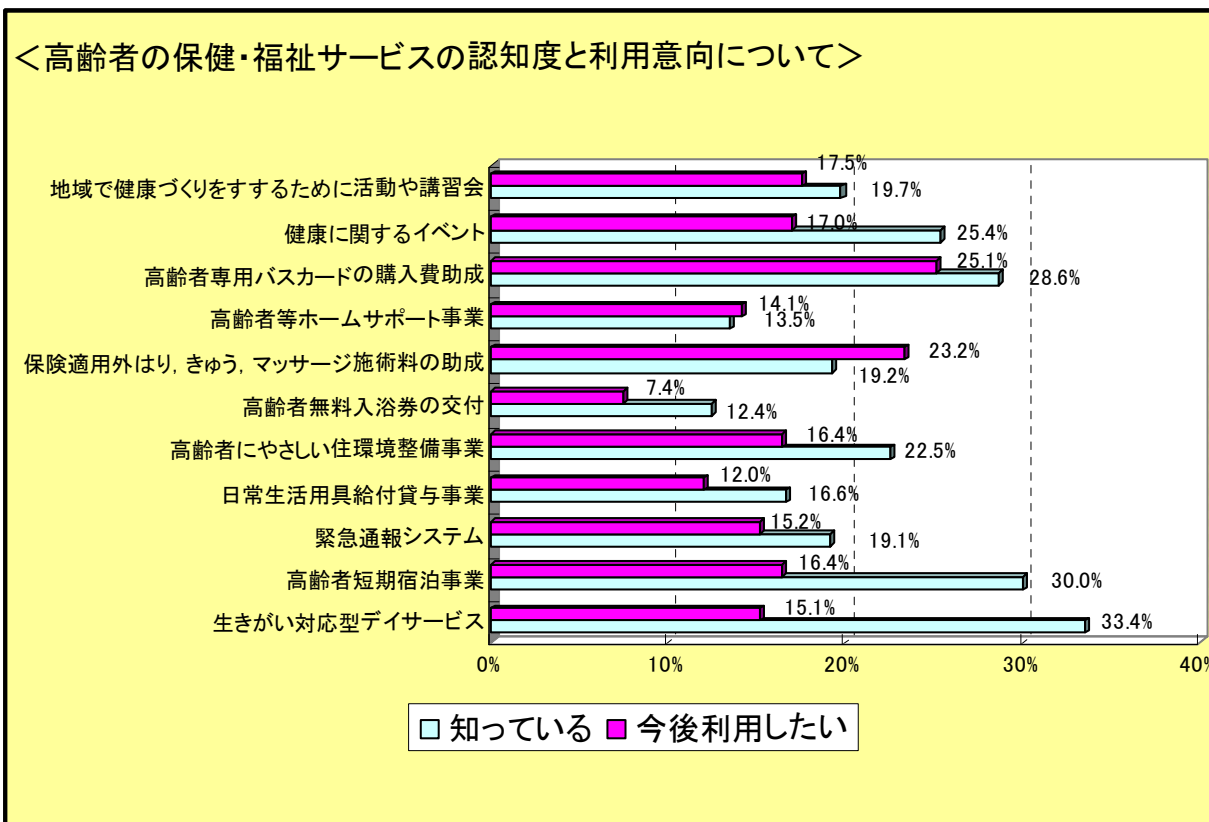
若年者については、「あまり知らない（39.2%）」が最も多く、「ほとんど知らない」「あまり知らない」を合わせると7割以上の若年者が「知らない」という結果となっています。

社会全体で介護を支える制度について、更なる周知を図る必要があると考えます。



e 保健・福祉サービスの認知度と利用意向

高齢者に関する保健・福祉サービスの認知度や利用意向は、ほぼ3割以下であり、更なる周知や利用しやすい事業内容とする必要があると考えます。

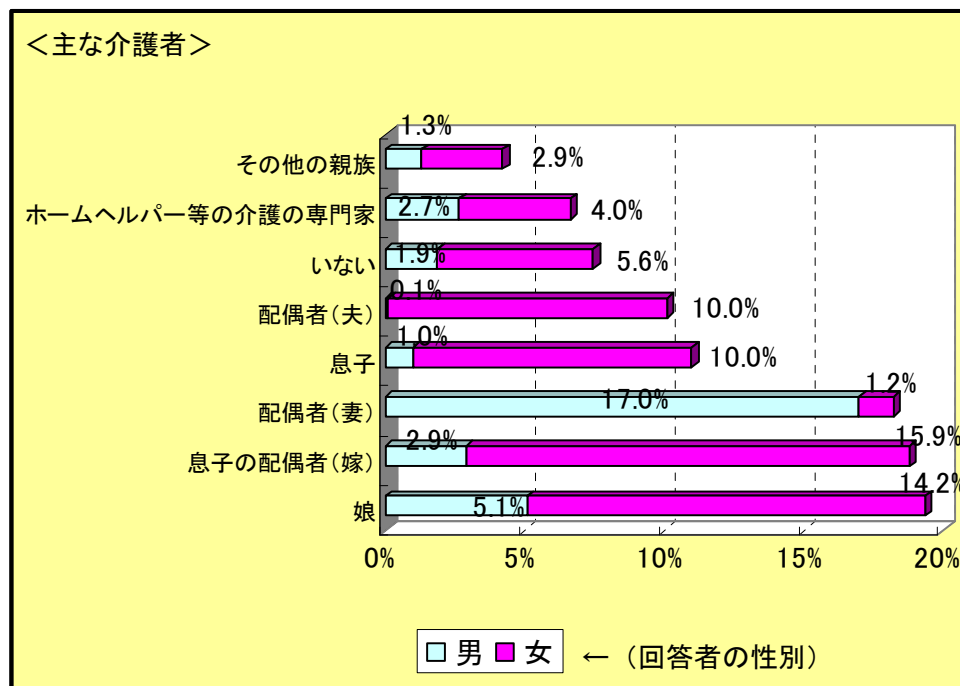


## (2)介護保険利用者実態調査結果概要

### ①調査対象の現状について

#### a 主な介護者

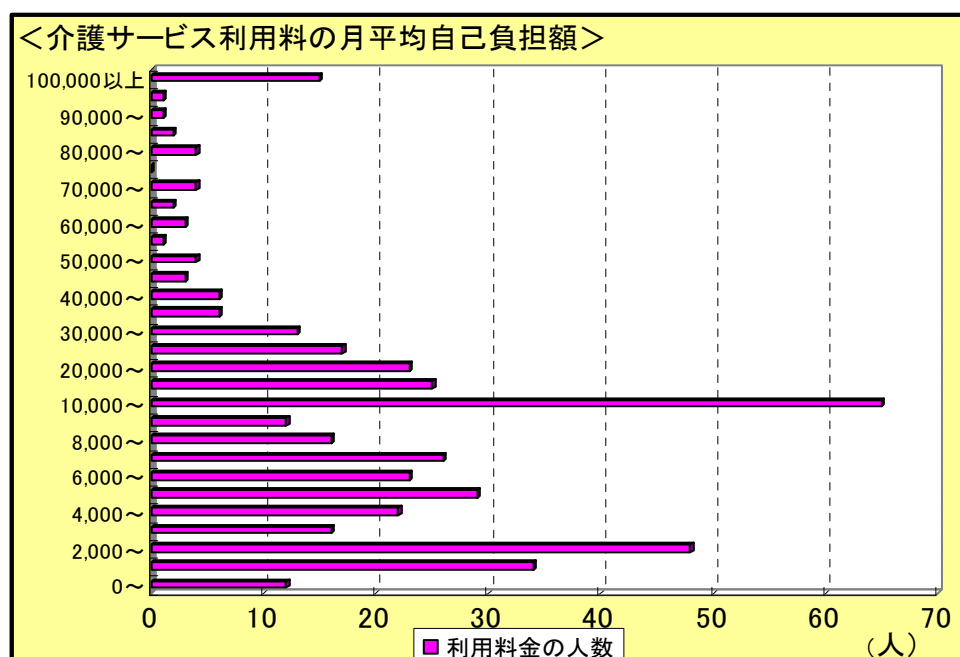
男性の介護者は、「配偶者（妻）」が圧倒的に多く、女性の介護者については、「娘」及び「息子の配偶者（嫁）」が多くなっています。また、男女比では、妻や娘、息子の配偶者（嫁）など、女性の割合が約56.3%と男性（約21.6%）に比べ多い傾向にあります。



### ②介護サービスの利用状況等について

#### a 介護サービス利用料の負担額

月平均自己負担額は10,000円台が最も高く、続いて2,000円台が多い結果となっています。10,000円以下の負担が半数を占めています。

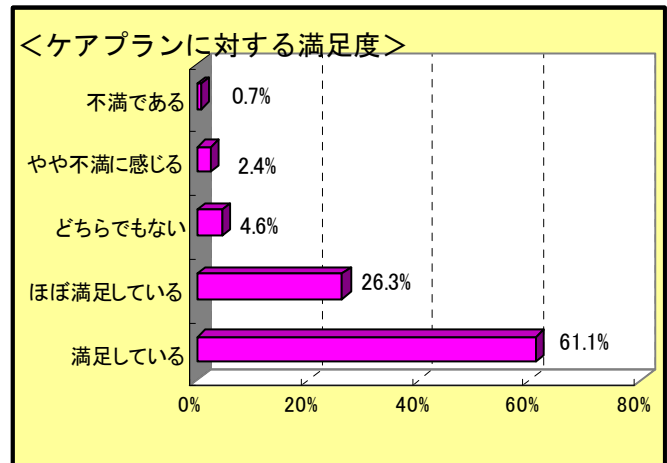


## b ケアプランに対する満足度

ケアプランに対する満足度については、「満足している (61.1%)」と「ほぼ満足している (26.3%)」の合計は、全体の約8割を超えています。

また、不満である理由をみると「本人に合った計画でない」「本人家族の意向を反映していない」などが挙げられました。

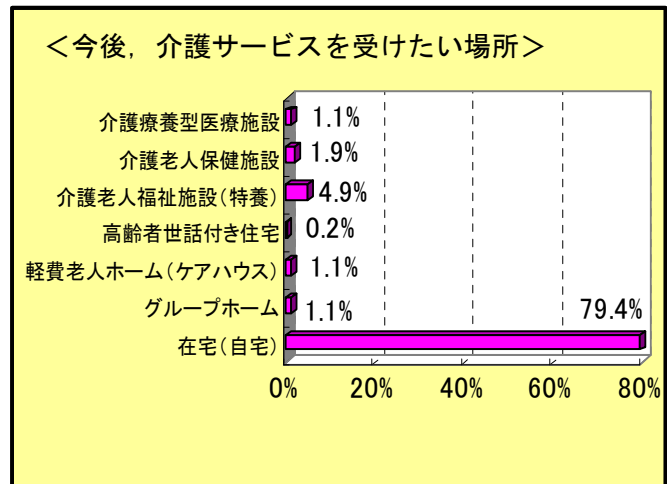
サービス受給者に真に必要なサービスが適切に提供されるよう、引き続きケアマネジメントの適正化を促すことが求められます。



## c 今後、介護サービスを受けたい場所について

今後、介護サービスを受けたい場所については「在宅（自宅）」とする意見が全体の約80%を占めています。

高齢者が可能な限り在宅で介護サービスを受けられるよう、地域密着型サービスの推進や居宅サービスの安定的な提供が求められます。

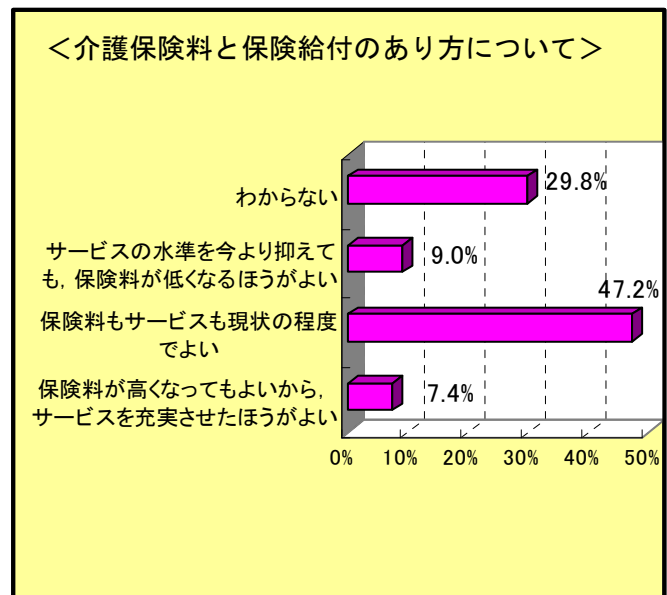


## ③介護保険料について

### a 介護保険料と保険給付のあり方について

介護保険料と保険給付のあり方については、「保険料もサービスも現状のままでよい」とする意見が全体の47.2%を占めています。

また、「サービスの水準を今より抑えても、保険料が低くなるほうがよい (9.0%)」とする意見が、「保険料が高くなってもよいから、サービスを充実させたほうがよい (7.4%)」という意見を1.6ポイント上回っています。



## 7 これまでの取組に対する現状と課題

第4次宇都宮市高齢者保健福祉計画及び第3期宇都宮市介護保険事業計画（計画期間：平成18～20年度）の施策体系に基づき、達成状況（現状）及び今後の課題を分析しました。

※「目標値」は旧宇都宮市分

※「実績」は、H18は旧宇都宮市分、H19は旧宇都宮市と旧上河内町・旧河内町の合算の数値

### (1)健康ではつつとした生活の実現

#### ① 健康づくりの推進

現状：健康づくり推進員の養成講座や全体研修会を通して、人材の育成、地域における健康づくり推進組織の設立支援に取り組んでいます。

課題：市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取組めるような体制を整備する必要があります。

指標名	項目	平成18年度	平成19年度
健康づくり推進組織の設立地区数	目標値	21地区	(22地区)
	実績	18地区	22地区
	達成率	85.7%	(100%)

#### ② 生活習慣病予防対策の推進

現状：基本健康診査やがん検診等を実施し、集団健診の回数を増やしてきましたが、健康診査の受診率が目標値を下回る結果となっています。

課題：市民が受けやすい健診の体制づくりなど、健康診査の充実に努める必要があるとともに、健康診査を受診する大切さなど普及啓発していく必要があります。

指標名	項目	平成18年度	平成19年度
基本健康診査受診率	目標値	32.9%	(33.4%)
	実績	29.3%	29.2%
	達成率	89.1%	(87.4%)

指標名	項目	平成18年度	平成19年度
訪問指導（生活習慣病予防）の延訪問回数	目標値	420回	(425回)
	実績	227回	233回
	達成率	54.0%	(54.8%)

指標名	項目	平成18年度	平成19年度
健康教育（生活習慣病予防）の延開催回数	目標値	120回	(110回)
	実績	86回	140回
	達成率	71.7%	(127.3%)

### ③ 介護予防の推進

現状：訪問指導など各種介護予防事業に取り組んだものの、特定高齢者の把握が見込みを下回ったことなどから、目標値を下回る結果となっています。

課題：特定高齢者把握事業を一層推進するとともに、介護予防事業を実施する地域包括支援センターの機能の充実を図る必要があります。

指標名	項目	平成18年度	平成19年度
訪問指導（介護予防） の延訪問回数	目標値	3,008回	(3,112回)
	実績	1,986回	1,592回
	達成率	66.0%	(51.2%)

## (2) 生きがいのある生活の実現

### ① 生きがいづくりの推進

現状：老人福祉センターや生涯学習センター等において、学習や文化活動などの場を提供し、高齢者の生きがいづくりに取り組んでいます。

課題：高齢者のニーズを的確に把握し、実施事業の充実を図る必要があります。また、学習・文化活動・スポーツ活動などに関する事業を充実し、高齢者の生きがいづくりを支援する必要があります。

### ② 社会参画の促進

現状：高齢者の外出を促進するための、バス乗車券購入費助成における対象年齢の引き下げや地域内交通等選択制の導入、団塊シニア世代の総合相談センターの開設・運営に取り組んでいます。

課題：団塊の世代をはじめとした高齢者の社会参画を支援する必要があります。また、高齢者の持つ豊富な知識や経験を地域社会に活かせるよう、地域活動や就業の場を充実させる必要があります。

指標名	項目	平成18年度	平成19年度
専用バス乗車券 利用者数	目標値	6,408人	(6,700人)
	実績	6,433人	7,492人
	達成率	100.4%	(111.8%)

## (3) 安心して自立した生活の実現

### ① 介護保険事業の推進

現状：地域密着型サービスは、サービス提供基盤の整備が遅れていますが、介護保険制度全体としては概ね順調に介護サービスを提供してきました。

課題：介護サービスの質の向上や、サービスの適正化を図るとともに、高齢化の一層の進行に対応するため、介護サービス提供基盤の整備促進を図る必要があります。

指標名	項目	平成18年度	平成19年度
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	目標値	380,913回	415,329回
	実績	536,832回	487,431回
	達成率	140.9%	117.4%
介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	目標値	128,863回	148,500回
	実績	25,394回	63,370回
	達成率	19.7%	42.7%
小規模多機能型居宅介護	目標値	1,834人	2,108人
	実績	22人	446人
	達成率	1.2%	21.2%
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	目標値	1,130人	1,242人
	実績	1,160人	1,157人
	達成率	102.7%	93.2%

※ 介護保険事業の「目標値」「実績」「達成率」は、1市2町合算の数値です。

## ② 福祉サービスの充実

現状：緊急通報システムの充実など、在宅福祉サービスの充実に着実に取り組むとともに、民間によるケアハウスの整備を計画的に進めており、施設福祉サービスも順調に推移しています。

課題：在宅福祉サービスの充実に図るとともに、施設福祉サービス基盤を計画的に整備していく必要があります。

## ③ 地域保健・福祉体制の推進

現状：ひとり暮らし高齢者や障がい者などを見守るための体制づくりなどに取り組んでいます。

課題：全域において、地域における福祉サービスを充実させる必要があります。

指標名	項目	平成18年度	平成19年度
見守り活動会議を開催した単位自治会の割合	目標値	42.4%	(56.8%)
	実績	46.9%	48.8%
	達成率	110.7%	(85.9%)

## ④ サービスの質の向上

現状：社会福祉法人の指導監査などにより、サービスの質の向上を図るとともに、訪問介護員の養成講座や県と連携したケアマネジャーへの研修会を通じ、人材の育成や確保に取り組んでいます。

課題：各種研修会や指導監査を実施するとともに、適正なサービスを提供する事業所の育成・支援を行う必要があります。また、介護に関わる人材の確保や育成の充実に図る必要があります。

#### ⑤ 認知症高齢者対策の推進

現状：認知症に対する理解や正しい知識の普及、地域包括支援センターにおける相談体制の充実に取り組んでいます。

課題：認知症の予防や早期発見・早期対応、また、認知症高齢者やその家族等を地域ぐるみで支える体制づくりを進める必要があります。

#### ⑥ 高齢者の権利擁護の充実

現状：介護予防マネジメントや権利擁護事業等を一体的に実施する高齢者福祉の拠点として、日常生活圏域ごとに25箇所の地域包括支援センターを設置し、地域における高齢者福祉の総合的なマネジメントに取り組んでいます。

課題：地域包括支援センターの有効活用や成年後見制度、権利擁護センター「あすてらすうつのみや」の普及啓発を図る必要があります。

### (4) 快適で安全安心な生活の実現

#### ① 公共的施設のバリアフリーの推進

現状：高齢者をはじめとするすべての市民が安心して利用できるよう、公園や道路等の公共的施設のバリアフリー化を計画的に進めています。

課題：市民生活に直結する身近な公共的空間のバリアフリー化を、引き続き進める必要があります。

指標名	項目	平成18年度	平成19年度
バリアフリーを図った公園数	目標値	77公園	(83公園)
	実績	82公園	88公園
	達成率	106.5%	(106.0%)

指標名	項目	平成18年度	平成19年度
道路の段差解消箇所数	目標値	1,026箇所	(1,226箇所)
	実績	1,836箇所	1,984箇所
	達成率	178.9%	(161.8%)

#### ② こころのバリアフリーの推進

現状：広報紙による周知啓発や「宇都宮市民福祉の祭典」の開催などを通して、市民の理解を深めているところです。

課題：イベントや身近な交流活動を通し、引き続き福祉のこころをはぐくむ人づくりを進める必要があります。



### ③ 安全で安心な暮らしの確保

現状：交通安全教育や防犯講習会等の実施を通し、意識啓発を図っているものの、災害時要援護者に対する地区支援班の設置については、地区により取組に差異が生じています。

課題：交通安全教育や防犯講習会等の実施を通じた啓発を行い、早急に災害時の支援体制の整備を図る必要があります。

### ④ 高齢者にやさしい居住環境の整備

現状：シルバーハウジングの充実に計画的に取り組んでいるものの、住環境補助整備事業については、利用者が伸び悩んでいます。

課題：住み慣れた地域で快適に日常生活を送れるよう、居住環境の整備を図る必要があります。

指標名	項目	平成18年度	平成19年度
高齢者にやさしい住環境 整備補助件数（累計）	目標値	66（467）件	67（534）件
	実績	34（430）件	35（465）件
	達成率	53.0%	52.2%

## 8 課題の総括

第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第4期宇都宮市介護保険事業計画を策定するに当たり、社会環境の変化やアンケート調査結果による高齢者のニーズ、さらにこれまでの取組に対する評価等により、次のとおり課題を導き出しました。

### (1)健康づくりや介護予防対策の充実

- ・ 市民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組めるよう、体制を整備する必要があります。
- ・ 疾病の予防、早期発見・早期対応を図るため、一次予防に重点を置いた施策を推進する必要があります。
- ・ 要介護状態にならないよう、介護予防事業を充実する必要があります。

### (2)高齢者や団塊世代の生きがいづくり・社会参画の支援

- ・ 関係機関との適正な役割分担による学習機会の拡充やスポーツ活動の推進などにより、高齢者の生きがいづくりを充実する必要があります。
- ・ 関係機関等との連携・協力体制を確立し、高齢者や団塊世代の社会参画を支援する必要があります。

### (3)介護・福祉サービスの充実・認知症高齢者対策等の推進

- ・ 介護サービスの質の向上を図るとともに、介護サービスの提供基盤を整備する必要があります。
- ・ 在宅福祉サービスの充実を図るとともに、施設福祉サービス基盤を計画的に整備する必要があります。
- ・ 地域全体で高齢者を支え合う体制の整備を図る必要があります。
- ・ 各種研修会や指導監査の実施を通じて、適正な介護サービスが提供されるよう事業者の育成・支援を行うとともに、人材の確保や育成を図る必要があります。
- ・ 認知症に対する理解や正しい知識の普及を図り、認知症高齢者を支援する体制づくりを行う必要があります。
- ・ 成年後見制度や権利擁護センターの普及啓発及び地域包括支援センターを有効活用し、高齢者の権利擁護の充実を図る必要があります。

### (4)高齢者が安心して生活しやすい生活環境の整備・福祉のまちづくり

- ・ 市民生活に直結する身近な施設や道路、公共機関のバリアフリー化を推進するとともに、福祉のイベントや身近な交流活動を通じて福祉のこころをはぐくむ人づくりを推進する必要があります。
- ・ 交通安全教育や防犯講習会等の実施を通じた啓発活動及び、災害時の支援体制の整備を図る必要があります。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送れるよう、居住環境の整備を図る必要があります。

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### (1)基本理念

社会環境の変化や、アンケートの調査結果、現在取り組んでいる施策・事業から導き出された評価や課題などを踏まえ、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができ、「長生きして良かった」と思えるような社会を築くため、本計画の基本理念を本市の「目指すべき高齢社会」として、次のとおり定めます。

#### 【基本理念】

**健康で生きがいを持ち、  
安心して自立した生活を送ることができる  
笑顔あふれる長寿社会の実現**

#### (2)基本理念の考え方

##### 「健康で生きがいを持ち」

高齢者がいつまでも健やかで明るくいきいきと生活できる活力ある社会づくりを目指します。

##### 「安心して自立した生活を送ることができる」

近年、災害や犯罪等が増加していること、認知症や要介護者が増加傾向であることを踏まえ、より高齢者が「安心して」地域社会の中で暮らせることを目指します。

また、高齢者が住みなれた地域で「自立した」生活が送れるように、介護保険サービスや福祉サービスなどが充実した社会づくりを目指します。

##### 「笑顔あふれる長寿社会の実現」

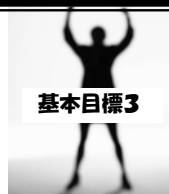
「元気な高齢者」もまた「介護を必要とする方」も「その家族」等も、みんなが「笑顔」で過ごせるような社会づくりを目指します。

## 2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、高齢者人口の急激な増加や高齢者の多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、4つの基本目標を定め、各種施策・事業に取り組みます。

### 《基本理念》

健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会



基本目標1：健康ではつらつとした生活の実現

基本目標2：ゆたかで生きがいのある生活の実現

基本目標3：安心して自立した生活の実現

基本目標4：快適で安全安心な生活の実現

### 3 リーディングプロジェクト

本計画では、基本理念を実現するため、重点的に取り組むべき施策等をリーディングプロジェクトと定め、重点的に推進します。

#### 『介護予防対策の充実』

介護予防が支える元気な暮らし  
～だいじょうぶ みんなで始める 介護予防～

高齢者が寝たきりなどの要介護状態にならないよう、介護予防事業を重点的に推進し、身体能力の保持・向上を図り、高齢者が元気で活動的に過ごせるための支援を行います。

#### (1) 介護予防対策事業の充実

介護予防事業は、全ての高齢者を対象とする「一般高齢者施策」と要介護状態等になるおそれの高い虚弱高齢者を対象とする「特定高齢者施策」に分けて、高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防し、住み慣れた地域で活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。

##### ア 一般高齢者施策事業

地域全体で介護予防に取り組むことが重要であり、そのための支援が必要となります。このため、地域において介護予防に関する自主グループを育成し、その活動が介護予防のための地域活動へと発展するような支援体制の構築を図ります。

##### ① 介護予防教室の開催

介護予防に関する知識の普及啓発をより一層充実させるため、高齢者が参加しやすい会場の確保や事業内容の見直しにより、効果的な介護予防教室を開催します。

##### ② 介護予防講演会の開催

高齢者だけでなく地域の方々が介護予防の方法を学び、介護予防に関する活動の輪が地域全体に広がるよう、医療機関等との連携を強化し、介護予防のための講演会を開催します。

##### ③ 地域ボランティア団体等の育成・支援

地域包括支援センターなどが中心となり、介護予防や地域活動に関心のある方たちによる介護予防に関する自主グループを育成・支援します。

##### イ 特定高齢者施策事業

介護予防が特に必要と認められる高齢者の方を対象に、通所による介護予防のための運動器の機能向上や栄養改善、認知症予防等のプログラムの提供を行うとともに、保健師の訪問などにより助言・指導を行います。

### ① 特定高齢者把握事業

介護予防事業の対象となる方（特定高齢者）を把握するため、生活機能評価事業などについて地域包括支援センターを中心に実施します。

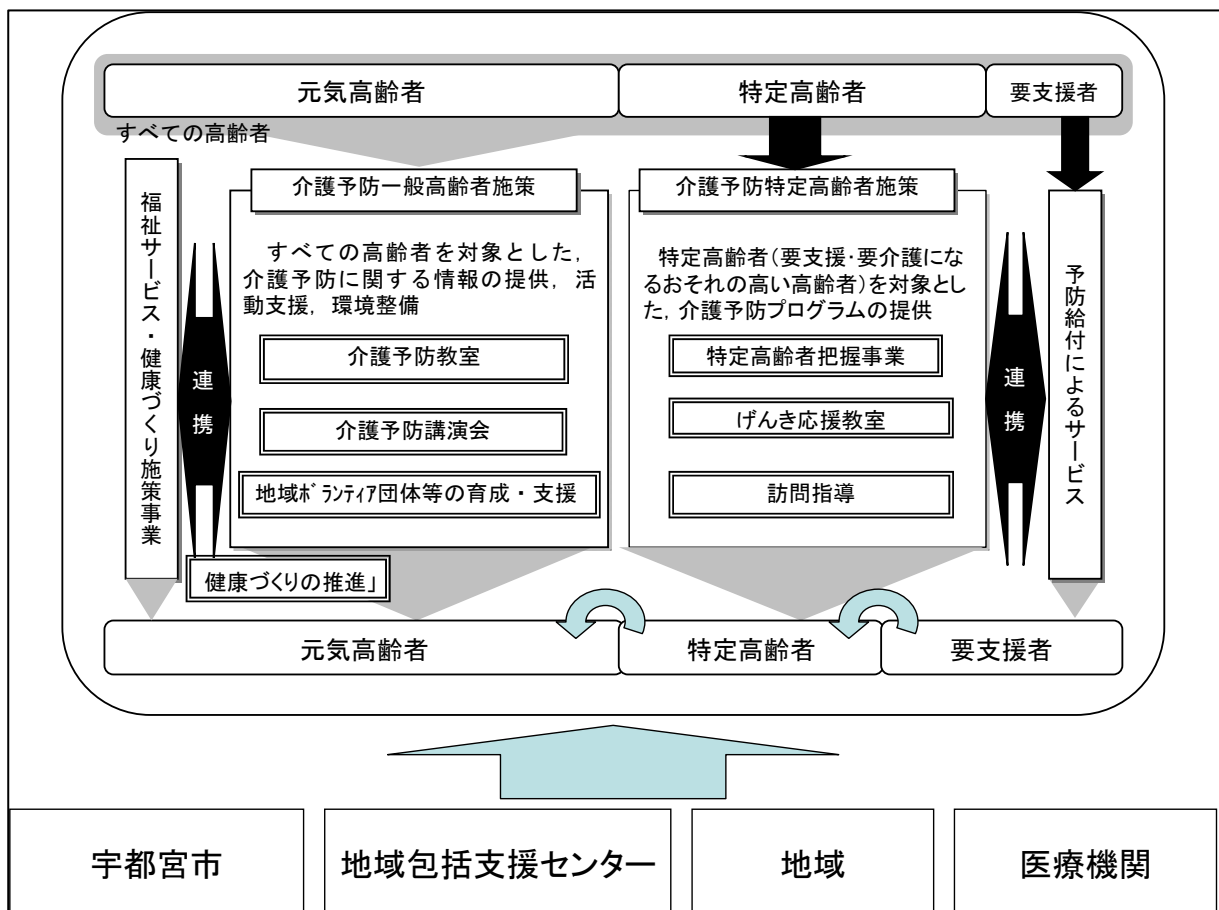
### ② げんき応援教室（総合型プログラム）の開催

介護予防の効果をより一層高めるため、従来の個別メニューを全て盛り込んだ総合型プログラムとしてげんき応援教室を開催します。

### ③ 訪問指導（介護予防）の実施

心身の状況により、げんき応援教室などへの参加が困難な方を対象に、保健師等が本人の居宅に訪問し、生活機能の低下等に関する問題を総合的に把握するとともに、必要な助言や指導を行います。

#### 【介護予防対策事業のイメージ】



## (2) 地域包括支援センターの機能の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

### ① 総合相談・支援事業の推進

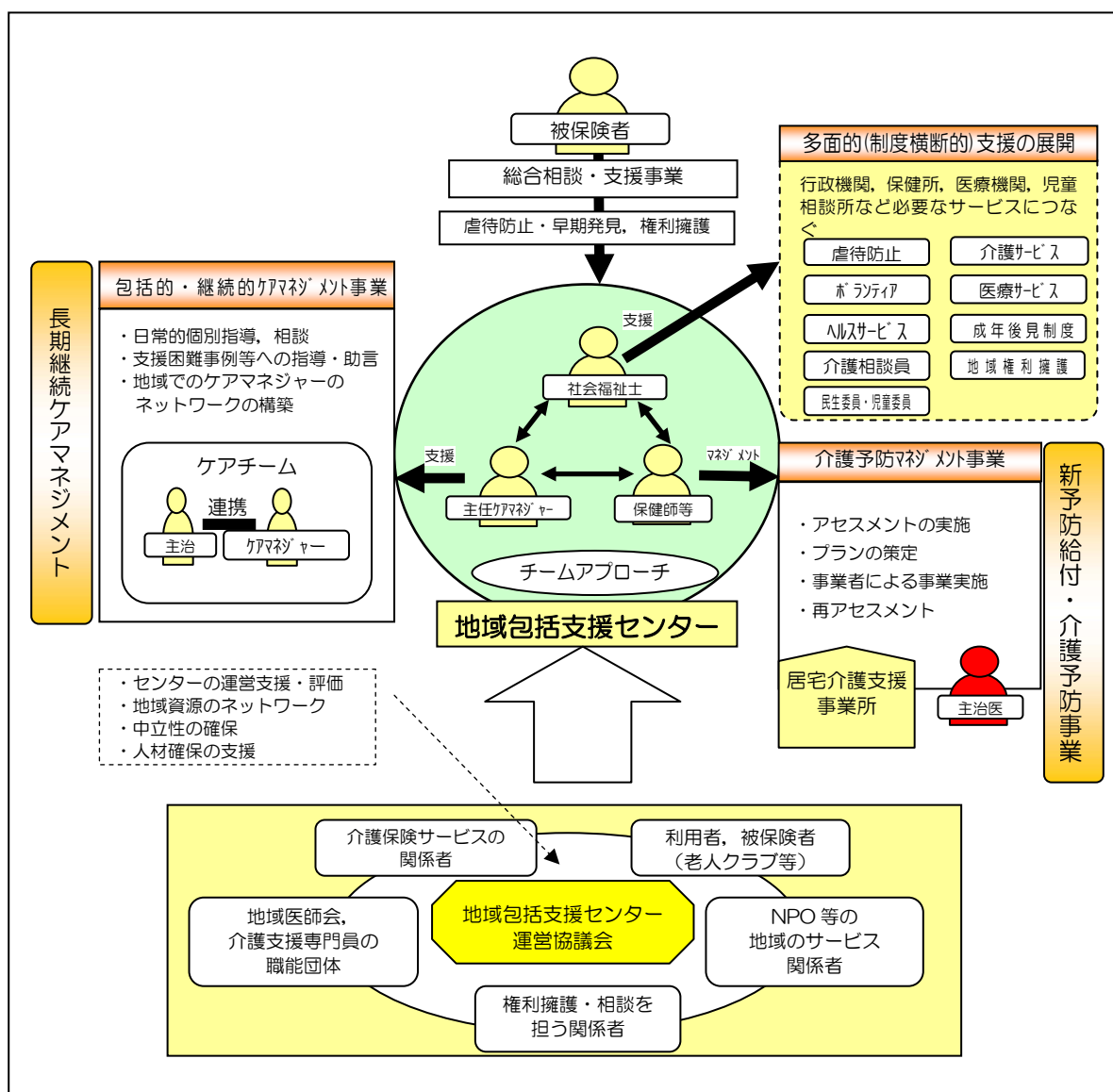
担当区域内の総合的な相談支援事業や介護予防事業等を地域包括支援センターが実施し、高齢者やその家族等を支援します。

地域の高齢者が各種サービスを利用しやすい環境づくりに努めるとともに、地域包括支援センターの機能充実を図ります。

### ② 地域への周知・利用促進

高齢者やその家族に十分に地域包括支援センターの存在・機能を理解してもらえよう、広報紙や自治会回覧などあらゆる機会を活用し、周知を図り、利用促進します。

#### 【地域包括支援センターのイメージ】



# 『団塊・シニア世代対策の推進』

かがやけ シニア  
～応援します シニアの生きがいきづくり～

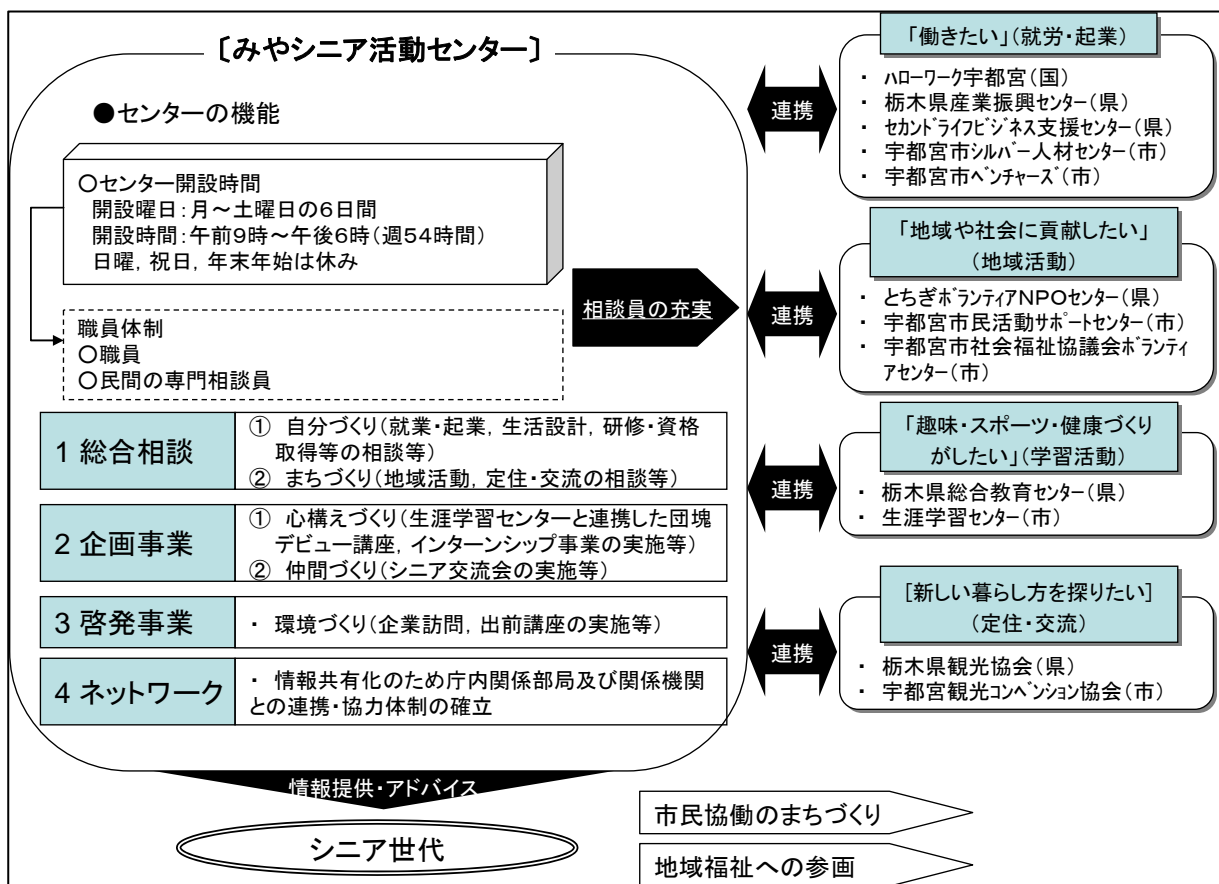
## (1) 団塊・シニア世代対策の推進

団塊世代の大量定年退職に対応するためには、団塊世代を始めとしたシニア世代の生きがいきづくりや社会参画を支援し、団塊世代が有する豊かな知識や経験をまちづくりや地域福祉の展開に積極的に活かせる環境を整備する必要があります。本市では、団塊・シニア世代の定年退職後のセカンドライフを支援するため、地域活動や、就業などの総合相談機能をもった「みやシニア活動センター」を平成20年7月に開設しました。

### ① みやシニア活動センター事業の推進

ネットワーク会議の開催など、関係機関との連携を図りながら、みやシニア活動センターにおける総合相談事業を推進します。また、生涯学習センター等と連携した団塊デビュー講座や、地域活動やボランティア活動を体験できるインターンシップ事業など魅力ある企画事業を実施し、団塊世代の生きがいきづくりや社会参画を推進します。

#### 【みやシニア活動センター機能のイメージ】





## 『認知症高齢者対策の推進』

まちぐるみで認知症ケア  
～だいじょうぶ みんなで支える 認知症～

認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症対策は早期の段階からの発見・診断・対応が重要となっています。また、多くの市民が認知症に関する正しい知識と理解を深めることにより、本人や家族を地域で支えていくことが重要となっています。

そのため、保健・医療機関等と連携し、認知症発症予防や適切な進行予防への取組を推進するとともに、認知症高齢者や介護者への支援体制を整備し、認知症に対する正しい知識や理解の普及を図ることにより、認知症高齢者が暮らしやすい地域づくりを推進します。

### (1) 認知症予防の推進

市民一人ひとりが健康についての意識を高め、生涯を通じて健康的な生活習慣の保持を心がけることにより認知症の発症予防を図ります。

#### ① 認知症予防講演会の実施

こころとからだの健康づくりを図るため、認知症予防講演会を実施します。

### (2) 認知症高齢者と介護者への支援体制の整備

介護保険サービスのうち、居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス等の提供体制の整備を図るなど、認知症になっても住み慣れた家庭や地域のなかで自立した生活ができる体制を整備します。

#### ① 総合的な認知症相談体制の確立

認知症発症前から発症後まで、認知症高齢者や家族、ケアスタッフなど、認知症にかかわる様々な相談に対し、適切に対応できる総合的な相談体制を確立します。

#### ② 早期発見・早期診断システムの構築

認知症の早期発見・早期対応を図るため、身近な地域で、適切な診断などが提供される医療・保健・福祉サービスが連携したシステムを構築します。

#### ③ 専門的な認知症ケア体制の整備

診断から治療・介護方針の策定、適切な医療や介護サービスの提供により、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができる切れ目のない認知症ケア体制を整備します。

#### ④ 認知症介護者への支援

認知症高齢者を抱える家族同士が交流する場の提供などにより、介護者のこころのリフレッシュを促し、介護負担の軽減を図ります。

---

### (3) 認知症高齢者などが暮らしやすい地域づくりの推進

認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症に対する理解や正しい知識の普及を図るとともに、地域のネットワークを構築し、認知症高齢者の見守り体制を推進します。また、認知症高齢者が被害者となる犯罪や虐待問題などに対応するため、高齢者の権利擁護への取組を推進します。

#### ① 認知症対策会議の設置

認知症対策を推進するため、宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、学識経験者、社会福祉従事者等をメンバーとした認知症対策会議を設置します。

#### ② 認知症サポーター養成講座等の開催・支援

認知症についての正しい知識をもち、適切な対応や支援を考えていくための「認知症サポーター」の養成を推進します。

#### ③ 認知症の人や介護者を支える地域ネットワークの構築

認知症の人や介護者が地域や社会に受け入れられ、その人らしい尊厳ある暮らしを送ることができるよう、地域で支えるネットワークの構築に努めます。

#### ④ 認知症に関する普及啓発事業の推進

市民一人ひとりの認知症に対する理解を深めるため、パンフレットやチラシ等を通して普及啓発を推進します。

### (4) その他の関連する主な事業

#### ① 地域密着型サービス提供基盤の整備

小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）認知症対応型通所介護などのサービス基盤の整備を推進します。

#### ② はいかい高齢者等家族介護支援事業の実施

はいかい行動のみられる高齢者等の早期保護により、本人の安全の確保を図るとともに介護者の負担の軽減を図るため、契約業者が提供する位置探索システムの利用に対する助成を行います。

#### ③ 成年後見制度の周知・理解促進

成年後見制度に対する理解が不十分なこと等により利用が進まないといった事態に陥らないために、地域包括支援センターが中心となり、成年後見制度の広報・周知を行い、また、相談があった場合には、適切な対応ができるよう、裁判所などの専門機関との連携や情報提供による支援を行います。

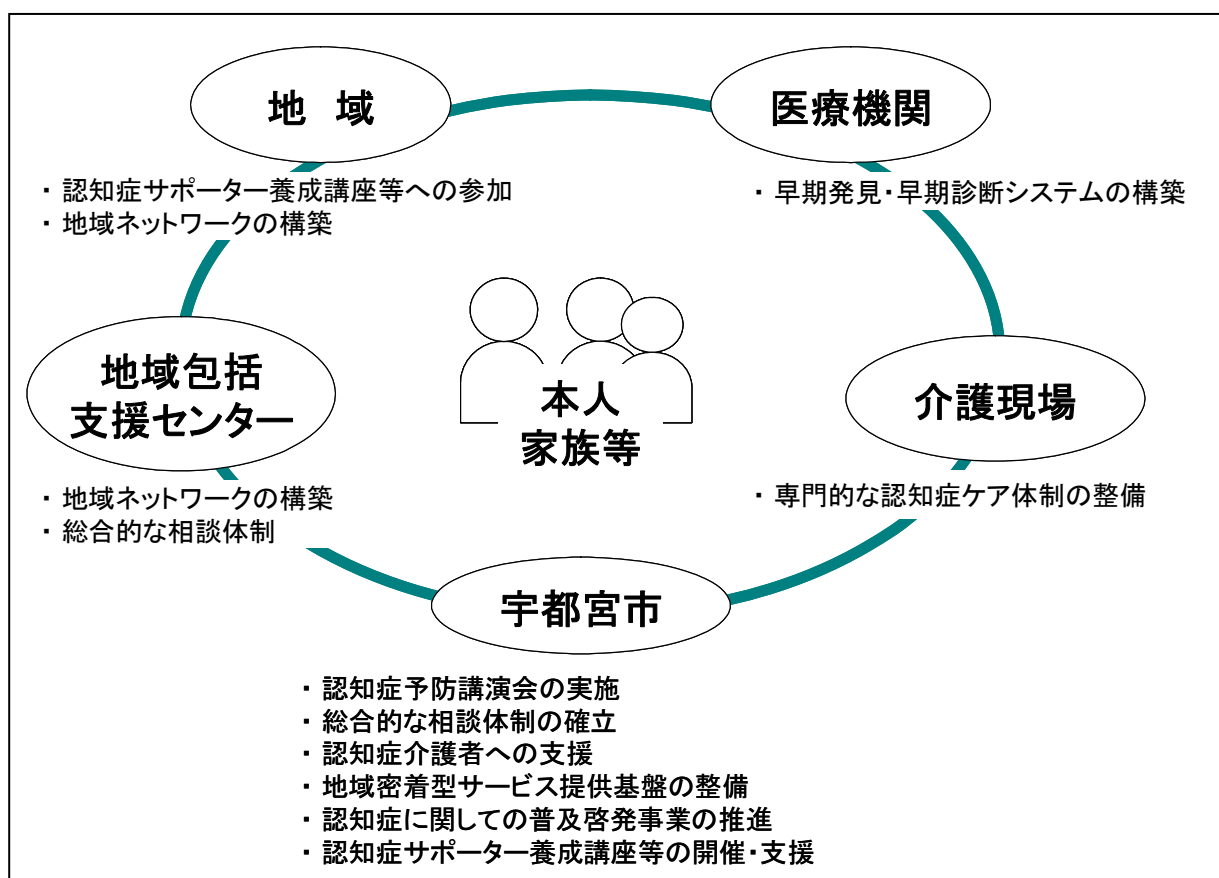
#### ④ 権利擁護事業の推進

高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、高齢者への虐待を防止するための取組を推進します。

#### ⑤ 権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」の利用促進

自己決定能力の低下した高齢者等の権利を擁護し財産を守るため、「高齢者サービスのしおり」等を通じて周知するなど、宇都宮市社会福祉協議会が設置している権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」の利用促進を図ります。

#### 【認知症高齢者対策のイメージ】



## 4 施策・事業の体系

基本目標に基づいた施策・事業の体系は次のとおりです。

### 基本目標1:健康ではつらつとした生活の実現

施策の方向性	施策	事業名
1 健康づくりの推進	(1)健康づくり事業の推進	①健康づくり実践活動の推進 ②健康手帳の交付 ③健康教育の実施 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域支援事業（一部）</span> ④健康相談の実施 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域支援事業（一部）</span> ⑤高齢者向けスポーツ活動の推進
2 疾病予防対策の推進	(1)疾病予防対策事業の推進	①高齢者インフルエンザ予防接種事業の実施 ②特定健康診査・特定保健指導等の実施 ③がん検診等の実施 ④訪問指導（生活習慣病予防）の実施
3 介護予防対策の充実  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域支援事業</span>  <span style="background-color: #f4a460; padding: 2px;">リーディングプロジェクト</span>	(1)介護予防対策事業の充実	ア 一般高齢者施策事業 ①介護予防教室の開催 ②介護予防講演会の開催 ③地域ボランティア団体等の育成・支援 イ 特定高齢者施策事業 ①特定高齢者把握事業 ②げんき応援教室（総合型プログラム）の開催 ③訪問指導（介護予防）の実施
	(2)地域包括支援センターの機能の充実	①総合相談・支援事業の推進 ②地域への周知・利用促進

**基本目標2:ゆたかで生きがいのある生活の実現**

施策の方向性	施策	事業名
1 生きがいつくりの充実	(1) 生きがいつくりの充実	①老人福祉センター事業の推進 ②茂原健康交流センター事業の推進
	(2) 敬老事業の推進	①敬老会の開催支援 ②敬老祝金の贈呈
	(3) 老人クラブ活動の育成・支援	①老人クラブ活動の育成・支援
	(4) 学習・芸術・スポーツ活動の推進	①生涯学習支援の推進 ②文化活動における人材の登録と活用 ③地域文化の伝承 ④地域スポーツクラブの設立・運営支援 ⑤スポーツ教室事業の推進と指導者の育成 ⑥スポーツ広場整備補助事業の実施
2 社会参画の促進	(1) 高齢者の外出支援の充実	①高齢者外出支援事業の推進 ②地域内交通導入の推進
	(2) 高齢者による地域活動の推進	①高齢者地域活動実践塾設置の促進 ②地域教育活動への参加促進
	(3) 高齢者の就業支援	①シルバー人材センター事業の支援 ②高齢者就業支援セミナーの実施
	(4) 団塊・シニア世代対策の推進 <b>リーディングプロジェクト</b>	①みやシニア活動センター事業の推進

**基本目標3:安心して自立した生活の実現**

施策の方向性	施策	事業名等
<p><b>1 介護保険事業の充実</b></p>	<p>(1) 介護保険サービスの提供</p>	<p>ア 居宅サービス            ①訪問介護            ②訪問入浴介護            ③訪問看護            ④訪問リハビリテーション            ⑤居宅療養管理指導            ⑥通所介護            ⑦通所リハビリテーション            ⑧短期入所生活介護・短期入所療養介護            ⑨特定施設入居者生活介護            ⑩福祉用具貸与・特定福祉用具販売            ⑪住宅改修            ⑫居宅介護支援</p> <p>イ 介護予防サービス            ①介護予防訪問介護サービス            ②介護予防通所系サービス            ③介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売            ④その他のサービス            ⑤介護予防居宅介護支援</p> <p>ウ 地域密着型(介護予防)サービス            ①夜間対応型訪問介護            ②(介護予防)認知症対応型通所介護            ③(介護予防)小規模多機能居宅介護            ④(介護予防)認知症対応型共同生活介護            ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護            ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>エ 施設・居住系サービス            ①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)            ②介護老人保健施設            ③介護療養型医療施設            ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(再掲)            ⑤(介護予防)認知症対応型共同生活介護(再掲)            ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護(再掲)            ⑦介護専用型以外の特定施設入居者生活介護</p> <p>オ 医療療養病床からの転換について</p> <p>カ 食費・居住費負担の軽減</p> <p>キ 市町村特別給付            ①紙おむつ購入費の支給</p> <p>ク 地域支援事業            ①介護予防事業            ②包括的支援事業            ③任意事業</p> <p>ケ 標準給付費, 市町村特別給付費及び地域支援事業費の見込み</p> <p>コ 保険料の見込み</p>
	<p>(2) 事業の円滑な実施のための方策</p>	<p>ア 要介護認定の適正化</p> <p>イ ケアマネジメント等の適正化            ①個別ケアプランの点検            ②住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する実態調査の実施            ③ケアマネジャーの資質・専門性の向上</p> <p>ウ 給付適正化の推進            ①給付費通知の実施            ②医療情報との突合等の実施</p> <p>エ 介護サービス利用者等に対する普及啓発</p>

施策の方向性	施策	事業名
2 サービスの質の向上	(1) サービス提供事業者の育成・支援	① 社会福祉法人などのサービス提供事業者の育成・支援
	(2) 人材の養成・確保の推進	① 訪問介護員養成研修事業の推進 ② ケアマネジャー・介護サービス事業者に対する研修会等の開催
	(3) 苦情解決事業の推進	① 苦情解決事業の推進 ② 介護相談員派遣事業の実施 ③ 「介護保険なんでも相談窓口」の設置 <b>地域支援事業</b>
3 福祉サービスの充実	(1) 在宅福祉サービスの充実	① はいかい高齢者等家族支援事業の実施 <b>地域支援事業</b> ② 高齢者等ホームサポート事業の実施 ③ 生きがい対応型デイサービス事業の実施 ④ 緊急通報システム事業の実施 ⑤ 高齢者短期宿泊事業の実施 ⑥ 老人福祉補聴器交付事業の実施 ⑦ 無料入浴交付事業の実施 ⑧ はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の実施
	(2) 施設福祉サービスの充実	① ケアハウスの整備 ② 養護老人ホームちとせ寮の運営 ③ 軽費老人ホーム松原荘の運営 ④ ちとせ寮・松原荘の再整備
4 地域保健・福祉体制の充実	(1) 地域における福祉サービスの充実	① ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進 ② 出前保健福祉講座の実施
	(2) ボランティア・NPOの活動支援	① ボランティア養成の支援 ② ボランティア・NPOの活動支援

施策の方向性	施策	事業名等
<b>5 認知症高齢者対策の推進</b>  <b>地域支援事業</b>  <b>リーディングプロジェクト</b>	(1) 認知症予防の推進	①認知症予防講演会の実施
	(2) 認知症高齢者と介護者への支援体制の整備	①総合的な認知症相談体制の確立 ②早期発見・早期診断システムの構築 ③専門的な認知症ケア体制の整備 ④認知症介護者への支援
	(3) 認知症高齢者などが暮らしやすい地域づくりの推進	①認知症対策会議の設置 ②認知症サポーター養成講座等の開催・支援 ③認知症の人や介護者を支える地域ネットワークの構築 ④認知症に関する普及啓発事業の推進
<b>6 高齢者の権利擁護の充実</b>	(1) 成年後見制度の活用	①成年後見制度の周知・理解促進 <b>地域支援事業</b>
	(2) 高齢者虐待への対策	①権利擁護事業の推進 <b>地域支援事業</b>
	(3) 日常生活自立支援事業の利用促進	①権利養護センター「あすてらす・うつのみや」の利用促進



**基本目標4: 快適で安全安心な生活の実現**

施策の方向性	施策	事業名
1 ユニバーサルデザインの推進	(1) 公共的施設の バリアフリーの推進	①公共建築物等のバリアフリーの推進 ②公園のバリアフリーの推進 ③道路のバリアフリーの推進
	(2) 交通環境の バリアフリーの推進	①人にやさしいバス(ノンステップバス) 導入促進
	(3) こころの ユニバーサルデザインの推進	①広報紙等を活用した情報提供の推進 ②「市民福祉の祭典」の開催
	(4) 福祉教育の推進	①福祉教育の推進
2 安全で安心な暮らしの確保	(1) 高齢者の事故防止の推進	①高齢者に対する交通安全教育の実施 ②広報・啓発活動の推進
	(2) 「振り込め詐欺」等被害 防止対策の充実	①消費生活情報の提供 ②消費生活相談体制の充実
	(3) 防犯に対する啓発・教育の 推進	①防犯講習会等の開催
	(4) 防災対策の強化	①災害時要援護者支援事業の実施 ②地域における自主防災組織の育成・強化
3 高齢者にやさしい 居住環境の整備	(1) 高齢者にやさしい 住環境整備事業の充実	①高齢者にやさしい 住環境整備補助事業の実施 ②住宅改修支援事業の実施 <span style="border: 1px solid black;">地域支援事業</span>
	(2) 高齢者世話付き住宅 (シルバーハウジング)の充実	①シルバーハウジングの整備 ②生活援助員派遣事業の実施 <span style="border: 1px solid black;">地域支援事業</span>
	(3) 住宅改修等に関する 相談機能の充実	①住宅改修等に関する相談機能の充実

## 第4章 施策・事業の推進

### 基本目標1 健康ではつらつとした生活の実現

近年、高齢者の健康に対する関心は高まっており、「メタボリックシンドローム」という言葉も、市民に定着してきました。

高齢者がいつまでも、健やかではつらつとした生活を送ることができるよう、高齢者が主体的に健康づくりに取り組める場や機会、情報等を提供するとともに、健康を保持・増進する一次予防に重点を置いた対策を推進し、疾病の予防、早期発見・早期対応を図ります。

また、高齢者が、閉じこもりや寝たきりなどの要介護状態に移行しないよう、介護予防対策事業の充実を図ります。

#### 【成果指標】

成果指標名	平成20年見込値	→	平成23年目標値
健康づくり推進員養成者数	850人		1,090人
成果指標名	平成20年見込値	→	平成23年目標値
介護予防教室開催回数	672回		816回

### 1 健康づくりの推進

適度な運動や栄養に配慮した食事の摂取などに心掛けることは、肥満や心臓病・糖尿病などの生活習慣病の予防となるだけでなく、認知症の予防にも寄与すると言われることから、市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組んでいけるような環境づくりや、健康づくりの方法についての正しい知識を普及し、健康づくりを推進します。

#### (1) 健康づくり事業の推進

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、自ら健康づくりや健康管理に取り組むことができるよう、環境づくりを推進するとともに、健康に関する相談体制を整え、各種講座の開催等を通じて啓発活動を推進します。

##### ① 健康づくり実践活動の推進

市民自らが、主体的に健康づくりに取り組むためには、個々の取組と合わせて、身近な地域の仲間や組織が共に活動していくことが必要です。そのため、「地域主体」の健康づくりを推進していく上で中核となる、「健康づくり推進員」の養成・支援を行います。

---

健康づくり推進員は、地域での「仲間づくり」の中核として、地域住民に対して健康づくりに関する意識啓発や情報提供を行うとともに、行政とのパイプ役となるなど、地域活動における様々な役割を幅広く担います。

また、自分の体調や都合に合わせて、普段から、ウォーキングや、公園に設置されている健康遊具などを活用し、気軽に楽しみながら体を動かす健康づくりを推進します。

## ② 健康手帳の交付

健康手帳は、健康診査の記録や医療機関での受診の記録、その他健康に関する必要な事項を記載し、自らの健康管理を行うための手帳です。健康管理意識の高揚を図るため、手帳の活用方法などの助言・指導を行います。

## ③ 健康教育の実施 **地域支援事業（一部）**

市民が、栄養、食生活及び運動などの生活習慣を見直し、健康の保持・増進を図れるよう、医師・保健師・栄養士などが、保健センター・地区市民センターなどの身近な場所で、健康に関する講話・実技等を行い、正しい知識の普及を図る健康教育を実施するとともに、市民が楽しく参加できるような各種イベントを開催し、健康意識の高揚を図ります。

また、健康づくり推進員の活動と連携しながら、市民による主体的な健康づくり活動を支援します。

## ④ 健康相談の実施 **地域支援事業（一部）**

市民が心身の健康について、いつでも気軽に相談できるよう、保健所、市役所、保健センター、地区市民センター等の身近な場所において、個別の相談に応じ、健康増進に必要な助言・指導を行います。

## ⑤ 高齢者向けスポーツ活動の推進

高齢者の健康の保持・増進、体力の向上及び世代間のふれあい・交流を促進するため、参加することや楽しむことを主眼においたニュースポーツ大会の実施、ねんりんピック参加者への助成やねんりんピックとちぎ大会の開催支援など、各種スポーツ事業を推進します。

## 2 疾病予防対策の推進

高齢期は、体力の低下により、一度感染症などにかかると、心身ともに大きな負担を抱える危険性があることから、高齢者を肺炎等から守るための予防接種事業を実施するとともに、特定健診やがん検診等を実施し、疾病の予防、早期発見・早期対応に努めます。

また、各事業等を通して、自分の健康に対する意識啓発を図ります。

### (1) 疾病予防対策事業の推進

高齢者をインフルエンザの合併症である重篤な肺炎などから守るため、インフルエンザ予防接種の推進を図ります。

---

また、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病の予防のため、高齢者をはじめとした市民が健康的な生活習慣を確立できるよう、生活習慣病予防対策を重点的に実施します。

#### ① 高齢者インフルエンザ予防接種助成事業の実施

高齢者をインフルエンザの合併症である重篤な肺炎などから守るため、インフルエンザ予防接種の接種料金を助成します。

#### ② 特定健康診査・特定保健指導等の実施

平成20年度の医療制度改革大綱に基づき、「高齢者の医療の確保に関する法律」が制定され、従来の疾病の早期発見・早期治療からメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を要因とする疾病の一次予防（生活習慣改善等）を重視した保健医療体系への転換が図られました。

生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム予備群や該当者を減少させるため、特定健康診査・特定保健指導を効果的・効率的に実施し、被保険者の健康確保に努めます。

#### ③ がん検診等の実施

市民が自分の健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療を図るため、がん検診等を実施します。適正な検診の精度管理を行いながら、集団健診の回数増等により受診率の向上を図ります。

#### ④ 訪問指導（生活習慣病予防）の実施

健康診査受診者のうち、必要な方に対して、保健師による訪問指導を行います。

市民が自らの健康問題を解決し、健康な生活が送れるよう、生活習慣改善のための支援や、医療機関への受診等を促すことにより、生活習慣病等の疾病予防を図ります。

### 3 介護予防対策の充実

地域支援事業

リーディングプロジェクト

高齢者が寝たきりなどの要介護状態にならないよう、介護予防事業を重点的に推進し、身体能力の保持・向上を図り、高齢者が元気で活動的に過ごせるための支援を行います。

#### (1) 介護予防対策事業の充実

介護予防事業は、全ての高齢者を対象とする「一般高齢者施策」と要介護状態等になるおそれの高い虚弱高齢者を対象とする「特定高齢者施策」に分けて、高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防し、住み慣れた地域で活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。

##### ア 一般高齢者施策事業

- ① 介護予防教室の開催（再掲）
- ② 介護予防講演会の開催（再掲）

### ③ 地域ボランティア団体等の育成・支援 (再掲)

#### イ 特定高齢者施策事業

- ① 特定高齢者把握事業 (再掲)
- ② げんき応援教室(総合型プログラム)の開催 (再掲)
- ③ 訪問指導(介護予防)の実施 (再掲)

## (2) 地域包括支援センターの機能の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

- ① 総合相談・支援事業の推進 (再掲)
- ② 地域への周知・利用促進 (再掲)

### <日常生活圏域について>

地域密着型サービスの基盤整備の単位である日常生活圏域は、地域支援事業を推進する地域包括支援センターのための担当圏域であります。

本市の日常生活圏域は、人口、自治会の区域、生活形態、地域活動等の状況や、地域特性、地域各種団体等との連携強化の観点から、第3期介護保険事業計画で設定した圏域を、引き続き設定します。

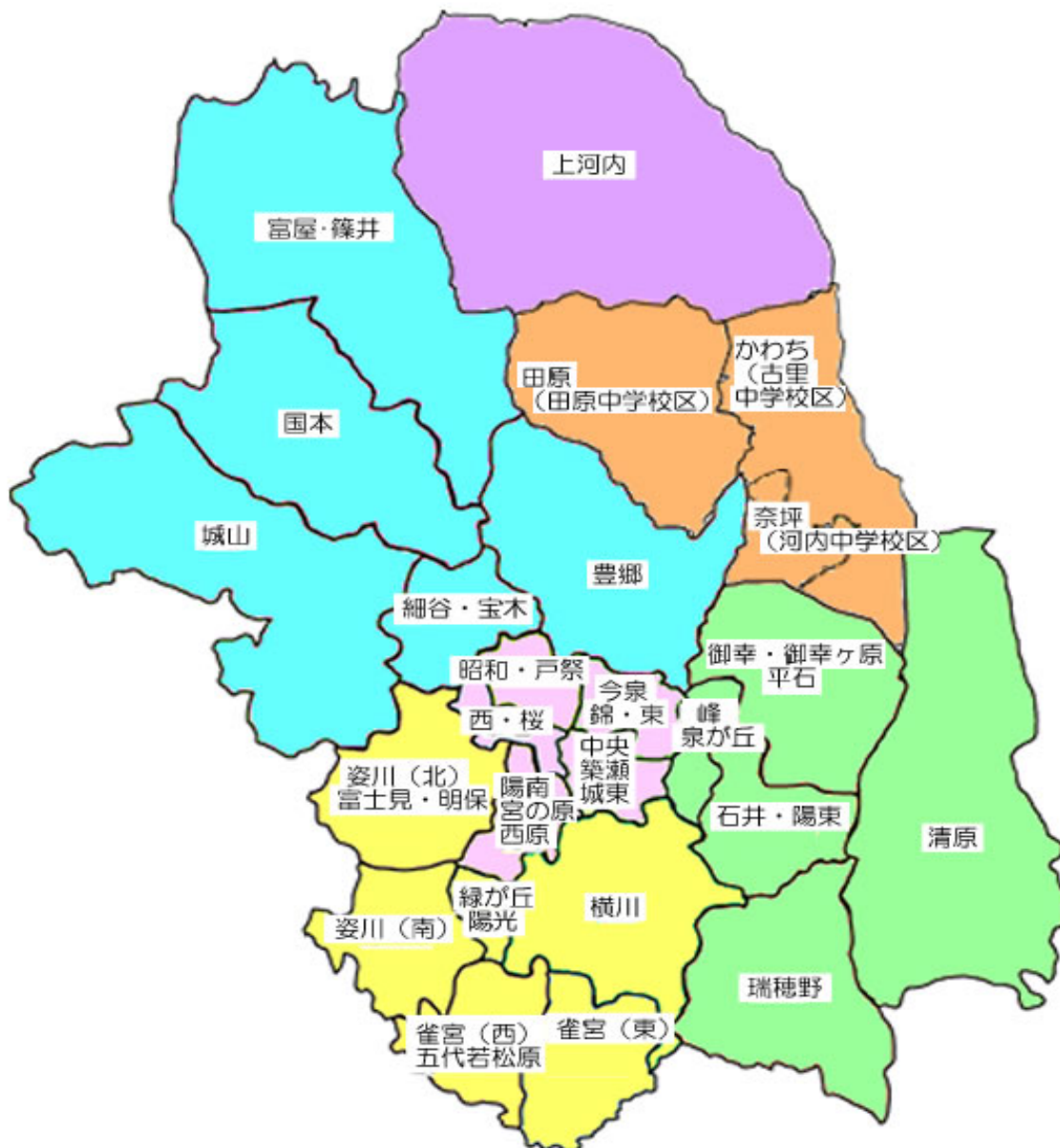
#### 【日常生活圏域の区域と地域包括支援センター】

	日常生活圏域 (自治会連合会名)	地域包括支援センター
1	中央, 築瀬, 城東	地域包括支援センター 御本丸
2	陽南, 宮の原, 西原	地域包括支援センター ようなん
3	昭和, 戸祭	地域包括支援センター きよすみ
4	今泉, 錦, 東	地域包括支援センター 東宿郷
5	西, 桜	地域包括支援センター さくら西
6	御幸, 御幸ヶ原, 平石	鬼怒 地域包括支援センター
7	清原	地域包括支援センター 清原
8	瑞穂野	地域包括支援センター 瑞穂野
9	峰, 泉が丘	地域包括支援センター 峰・泉が丘
10	石井, 陽東	地域包括支援センター 石井・陽東
11	横川	よこかわ 地域包括支援センター
12	雀宮 (東部)	地域包括支援センター 雀宮
13	雀宮 (西部), 五代若松原	地域包括支援センター 雀宮・五代若松原
14	緑が丘, 陽光	緑ヶ丘・陽光 地域包括支援センター
15	姿川 (北部), 富士見, 明保	地域包括支援センター 砥上
16	姿川 (南部)	姿川南部 地域包括支援センター

【日常生活圏域の区域と地域包括支援センター】

17	国本	くにもと 地域包括支援センター
18	細谷・宝木	地域包括支援センター 細谷・宝木
19	富屋・篠井	富屋・篠井 地域包括支援センター
20	城山	城山 地域包括支援センター
21	豊郷	地域包括支援センター 豊郷
22	※古里中学校区	地域包括支援センター かわち
23	※田原中学校区	田原地域包括支援センター
24	※河内中学校区	地域包括支援センター 奈坪
25	※旧上河内町全域	上河内地域包括支援センター

※ 旧河内町については中学校区，旧上河内町については旧上河内町全域となります。



## 基本目標2 ゆたかで生きがいのある生活の実現

高齢者が、年齢にとらわれず、心身の状況に応じながら生涯にわたり交流の場を広げ、学習・芸術・スポーツ活動など趣味の活動等を通して、ゆたかで生きがいのある生活が送れるよう支援します。

また、豊富な知識や経験を持った団塊世代をはじめとするシニア世代が、まちづくりや地域福祉の展開に一層活躍できるよう、シニア世代の生きがいつくりや社会参画を支援するとともに、活力ある地域社会を目指します。

### 【成果指標】

成果指標名	平成20年見込値		平成23年目標
高齢者外出支援事業利用者数	17,500人	➡	20,000人
みやシニア活動センター延利用者数	400人	➡	2,000人

## 1 生きがいつくりの充実

高齢者一人ひとりが生涯にわたり生きがいをもった明るい生活を送ることができるよう、身近な地域で気軽に参加できる活動の場や参加機会の充実を図ります。また、多様化する価値観・ライフスタイルに対応した生きがいつくりを推進します。

### (1) 生きがいつくりの充実

高齢者のニーズを的確にとらえ、高齢者向け施設における各種講座等を実施するなど、高齢者のいきがいつくりの充実を図ります。

#### ① 老人福祉センター事業の推進

高齢者の教養の向上、レクリエーションによる余暇活動の充実等を目的として、市内の東西南北に設置している5館（ことぶき会館、ふれあい荘、やすらぎ荘、すこやか荘、上河内）の老人福祉センターを活用し、教養講座や健康づくり教室などの生きがいつくり事業を推進します。

#### ② 茂原健康交流センター事業の推進

市民の健康増進や世代間・地域間の交流を促進し、高齢者の生きがいつくりや健康づくりを推進するため、茂原健康交流センターにおける各種講座を推進するとともに、施設の利用促進を図ります。

---

## (2) 敬老事業の実施

多年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、市民の福祉について意識の高揚を図り、高齢者が自らの健康の向上に努める意欲を高めるため、敬老事業を実施します。

### ① 敬老会の開催支援

高齢社会への理解及び高齢者と地域住民の交流を深めるため、市、市社会福祉協議会及び市内39地区の社会福祉協議会が共催している敬老会の開催を支援します。

### ② 敬老祝金の贈呈

高齢者の長寿を祝福して、節目の年齢に達した高齢者に対し、敬老祝金を贈呈します。

## (3) 老人クラブ活動の育成・支援

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として発展した老人クラブ活動の活性化を図ることにより、多くの高齢者が老人クラブ活動に参加し、ボランティア活動や健康づくりを通して、健やかで生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送ることができるよう支援します。

### ① 老人クラブ活動の育成・支援

高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進するため、地域を基盤として地域社会に役立つ活動を展開する単位老人クラブの活動を支援します。また、単位老人クラブの活動の円滑化と育成を図るため、単位老人クラブの連合組織である財団法人宇都宮市老人クラブ連合会の運営を支援します。

## (4) 学習・芸術・スポーツ活動の推進

高齢者を初めとした市民の学習意欲や、多様な活動への参加意欲の高まりに対応し、自発的な学習を支援するため、生涯にわたる学習活動の支援を充実します。また、伝統文化の保存、文化財の保護や活用を行うことにより市民の文化活動の向上を図り、文化財ボランティアを組織化し、積極的な人材活用を促進します。

また、余暇時間の増大や、健康・体力づくりへの関心の高まりに対応するため、高齢者が気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりを推進します。

### ① 生涯学習支援の推進

多くの市民が生涯学習活動に参加できるよう、生涯学習センターにおける生涯学習講座の充実や自主学習グループ等の育成と活動支援に努めます。

また、広報紙や「宇都宮市生涯学習情報提供システム（マナビス）」による生涯学習情報の提供、中央・東・西・南・北・上河内・河内生涯学習センターにおける生涯学習指導員による学習相談など生涯学習の支援を推進します。



---

## ② 文化活動における人材の登録と活用

伝統文化、文化財などの分野で、解説や案内ができる人たちを会員として組織し、地域文化の向上などに活用します。

## ③ 地域文化の伝承

郷土の伝統芸能や伝統文化、生活文化のほか、民話、遊びなどを伝える伝承活動や、伝承者の相互協力、地域間交流を行うほか、支援活動の組織化、情報発信、広報活動等を促進します。

## ④ 地域スポーツクラブの設立・運営支援

高齢者をはじめとする市民一人ひとりが、個々の心身の状態や目的に応じて、いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの設立・運営を支援します。

## ⑤ スポーツ教室事業の推進と指導者の育成

高齢者が気軽に取り組めるニュースポーツなどを普及するため、スポーツ教室や研修会を開催するとともに、指導者やスポーツ団体の育成を図ります。

## ⑥ スポーツ広場整備補助事業の推進

高齢者をはじめとする市民一人ひとりが身近な場所で気軽にスポーツ活動ができるよう、スポーツ広場整備に対する補助を行い、身近な地域におけるスポーツ活動の充実を図ります。

## 2 社会参画の促進

高齢期における豊かな生活と健康の維持・増進のために、地域や社会との関わりを持つことは重要であるため、高齢者一人ひとりが、社会を支える重要な一員として自ら役割を見出し、豊かな人生経験や知識及び技能を活かして、生涯にわたって活躍できるよう、高齢者の社会参画を促進します。

### (1) 高齢者の外出支援の充実

高齢者の社会参画と生きがいづくりを促進するため、公共交通機関の利用による外出を支援します。

#### ① 高齢者外出支援事業の推進

高齢者の外出を促進するため、主要な公共交通機関であるバスを、移動手段として手軽に利用できるよう、高齢者外出支援事業を推進します。

## ② 地域内交通導入の推進

高齢者をはじめとした市民が、移動しやすい生活交通を確保するため、説明会・勉強会等を実施し、地域と連携を図りながら、地域の実情にあった地域内交通の導入を推進します。

## (2) 高齢者による地域活動の推進

高齢者が自らの能力を活かしながら、地域活動を通して生きがいをもち、充実して過ごせるよう、高齢者の地域参画を促進します。

### ① 高齢者地域活動実践塾設置の促進

高齢者が長年培ってきた知識・技能を活かして、地域活動の実践者として活躍できるよう、身近な地域社会の単位で実践塾の設置を促進します。

### ② 地域教育活動への参加促進

地域ぐるみで子どもを育成するため、「魅力ある学校づくり地域協議会」での活動や「宮っ子ステーション事業（放課後子ども教室）」などにおいて、体験活動等の指導や子どもの安全を守る活動などへの高齢者の参加を促進します。

## (3) 高齢者の就業支援

高齢者が自らの能力を活かしながら、働くことを通して、高齢者の生きがいづくりの充実を図り、豊かな人生を送れるよう関係機関と連携し、職業相談や就業支援を充実します。

### ① シルバー人材センター事業の支援

高齢者が自らの能力を活かしながら、働くことを通して高齢者の生きがいづくりの充実を図るとともに、活力ある地域社会の創出を目的に設立された社団法人宇都宮市シルバー人材センターの事業を支援します。普及啓発活動、技能訓練及び講習会の開催や、高齢退職者などに対し臨時的・短期的な就業を含めた就業機会の拡大などの事業を支援します。

### ② 高齢者就業支援セミナーの実施

就業を希望する高齢者が、生きがいをもって安心して働き、豊かでゆとりのある生活が送れるよう、就職スキルの向上等のため、就業支援セミナーを実施します。

## (4) 団塊・シニア世代対策の推進

団塊世代の大量定年退職に対応するためには、団塊世代を始めとしたシニア世代の生きがいづくりや社会参画を支援し、団塊世代が有する豊かな知識や経験をまちづくりや地域福祉の展開に積極的に活かせる環境を整備する必要があります。本市では、団塊・シニア世代の定年退職後のセカンドライフを応援するため、地域活動や、就業などの総合相談機能をもった「みやシニア活動センター」を平成20年7月に開設しました。

### ① みやシニア活動センター事業の推進（再掲）

### 基本目標3 安心して自立した生活の実現

高齢者がより安心して自立した生活を送れるよう、社会全体で支えることがますます重要となっていることから、介護保険のサービスをはじめ、在宅・施設サービスの充実を図るとともに、市民、地域、企業、行政がそれぞれの責任と役割を担い、協働して高齢者を支えていく体制を整備し、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活の実現を目指します。

#### 【成果指標】

<b>成果指標名</b>	<b>平成20年見込値</b>	➔	<b>平成23年目標</b>
<b>要介護・要支援認定者の介護サービスの利用率</b>	<b>73.0%</b>		<b>78.0%</b>
<b>成果指標名</b>	<b>平成20年見込値</b>	➔	<b>平成23年目標</b>
<b>認知症サポーター数</b>	<b>2,000人</b>		<b>15,000人</b>

## 1 介護保険事業の充実

介護を必要とする高齢者などが、尊厳を保持し、適切な介護サービスを受けながら、それぞれの有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業の充実を図ります。

### (1) 介護保険サービスの提供

#### ア 居宅サービス

##### <居宅サービス推計の考え方>

居宅サービスについては、以下の考え方を基本にしています。

- ① 「施設・居住系サービス」を利用しない要介護者で、「標準的居宅サービス」、または「標準的地域密着型サービス」のうち、いずれか1種類以上のサービス利用者を見込みます。(注)
- ② 標準的居宅サービス利用者は、過去の実績から見込みます。
- ③ 居宅サービスの必要量に対しては、必要なサービス量は確保できる見込みです。

(注)「施設・居住系サービス」とは、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設入居者生活介護をいいます。

「標準的居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与をいいます。

「標準的地域密着型サービス」とは、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護をいいます。

【標準的居宅サービス利用者の見込み】

単位 人

区 分	第 4 期 計 画		
	21 年 度	22 年 度	23 年 度
要介護 1	1,786 人	1,825 人	1,859 人
要介護 2	1,663 人	1,749 人	1,847 人
要介護 3	1,306 人	1,366 人	1,412 人
要介護 4	766 人	784 人	782 人
要介護 5	438 人	464 人	465 人
合 計	5,959 人	6,188 人	6,365 人

推計方法については、介護度別標準的居宅サービス供給実績を基礎に、各年におけるサービス別利用率の増減、サービス別利用者 1 人あたりの利用回数や日数等の増減を乗じて推計しています。具体的な居宅サービスの量の見込みは次のとおりです。

【居宅サービスの量の見込み】

(年間)

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス				
訪問介護	回数	438,173回	455,524回	466,243回
訪問入浴介護	回数	10,497回	10,646回	10,683回
訪問看護	回数	38,979回	40,251回	41,020回
訪問リハビリテーション	日数	852日	907日	969日
居宅療養管理指導	人数	5,117人	5,220人	5,324人
通所介護	回数	346,647回	365,215回	383,014回
通所リハビリテーション	回数	51,851回	52,774回	53,331回
短期入所生活介護	日数	79,613日	84,178日	88,425日
短期入所療養介護	日数	7,809日	8,174日	8,425日
特定施設入居者生活介護	人数	3,084人	3,084人	4,644人
福祉用具貸与	人数	30,599人	31,892人	32,358人
特定福祉用具販売	人数	1,273人	1,388人	1,527人
住宅改修	人数	743人	781人	827人
居宅介護支援	人数	71,500人	74,248人	76,372人

## ① 訪問介護

訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、主に入浴、排せつ、食事介助などの身体介護を行うサービスです。そのほかに、利用者自身の食事づくりや掃除など、日常生活上の援助を受けることもできます。

サービス提供責任者が利用者の意向と状態を適切に判断し、サービスを提供していくことが重要であることから、事業者への実地指導を通じたサービスの質の確保を図ります。

## ② 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、介護職員・看護職員が居宅を訪問して、外出が困難で寝たきりの方などが自宅で浴槽の提供を受けて入浴の介護を受けるサービスです。

要介護度が高く通所の困難な方が自宅で快適に過ごすため、今後も利用の促進とサービスの質の向上を図ります。

## ③ 訪問看護

訪問看護は、看護師などの訪問により、自宅で療養している方が医師の指示に基づく療養上の世話や診療の補助を受けるサービスです。

医療機関や訪問看護ステーションなどによりサービスの提供が行われていますが、24時間対応の強化と緊急時やターミナルケアへの対応の充実を図ります。

## ④ 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士による自宅への訪問により、介護を必要とする方が日常生活の自立を目指し、心身の機能の維持回復のため医師の指示に基づき必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

在宅生活の維持・向上支援の観点から、特に退院直後におけるリハビリテーションによる機能の維持回復の効果が期待されています。このため、より効果的なサービスを提供できるよう、短期の集中的なサービス提供や、他の在宅サービスとの連携の強化を促進します。

## ⑤ 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士などが自宅へ訪問することにより、療養上の管理や指導を受けるサービスです。特に、医師や歯科医師が居宅療養管理指導を行う場合は、利用者や家族に対して、療養上の管理や注意事項を分かりやすく指導・助言するものです。

---

居宅療養管理指導内容について、担当者会議において情報を共有することで、介護支援専門員(ケアマネジャー)や介護サービス事業者、医師等の連携の強化を促進します。

## ⑥ 通所介護

通所介護は、日帰りでデイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話や機能訓練に加え、栄養改善・口腔機能向上などの指導を受けることのできるサービスです。利用者の閉じこもり防止や心身の機能維持の場であるとともに、介護家族の負担軽減や心身のリフレッシュの機会にもなります。

通所介護には、利用者のさまざまなニーズに応じた多様なプログラムが求められており、特に、医療ニーズ(難病・末期がんなど)を併せ持つ中重度の方の通所への対応が必要となっています。このため、療養通所介護事業所が創設されていることから、より適切なサービス提供のための体制づくりを促進します。

## ⑦ 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、日帰りで介護老人保健施設や病院などの施設に通い、日常生活の自立を目指し、心身の機能の維持回復のため、医師の指示に基づき理学療法や作業療法など必要なリハビリテーションを受けるサービスです。これに加え、栄養改善・口腔機能向上などの指導を受けることもできます。

在宅生活の維持・向上支援の観点から、特に退院直後におけるリハビリテーションによる機能の維持回復の効果が期待されており、今後も利用が高まるものと予想されます。また、医療ニーズ(難病・末期がんなど)を併せ持つ中重度の方の通所への対応が必要となることから、適切なサービス提供のための体制づくりを促進します。

## ⑧ 短期入所生活介護・短期入所療養介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。また、短期入所療養介護は、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

短期入所サービスは、自宅での介護が一時的に困難になった時や介護家族の負担軽減、心身のリフレッシュの機会として利用が伸びていますが、一方で、サービス利用の長期化や利用者の増加により、緊急時に利用者の希望どおりに利用できないこともあることから、介護老人福祉施設等の施設建設時に合わせて整備を進め、適切なサービス提供のための体制づくりを促進します。

## ⑨ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどの軽費老人ホームは介護保険の指定を受けて、入居する要介護高齢者等に対し、特定施設入居者生活介護を提供することができます。

現在、本市では有料老人ホーム1か所、ケアハウス6か所（指定定員265人）がこの指定を受けています。今後は、介護が必要な状態となっても介護を受けながら安心して暮らせる生活の場としてサービスの基盤の整備を進めます。なお、介護保険では特定施設は在宅サービスに分類された居住系サービスとなります。

## ⑩ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

福祉用具貸与は、介護が必要な方ができるだけ自立して生活するために、利用者、介護支援専門員（ケアマネジャー）、販売事業者が参加するサービス担当者会議の協議結果に基づき、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランに沿って、日常生活に必要な車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、歩行器や移動用リフトなどを貸与するサービスです。

特定福祉用具販売は、介護が必要な方が指定事業者の相談員の指導に基づき、入浴や排せつ等に使用する福祉用具を栃木県が指定する販売事業者から購入した場合、購入費用の一部を支給するサービスです。

福祉用具の利用は着実に増えていますが、利用者の心身の状況や希望状態等を踏まえ、利用者の自立支援を損ねることなく効果的に活用することが重要です。このため、介護給付費適正化事業に基づく現地確認などを通じてサービスの適正な利用に努めます。

## ⑪ 住宅改修

介護保険における住宅改修は、介護や支援が必要な方への日常生活上の支援と介護者の負担軽減を図るため、手すりの取り付けや段差の解消など、住宅の改修に係る費用を支給するサービスです。

住宅改修は、利用者の状態や居住環境を踏まえ、福祉用具の活用と併せ効果的に行う必要があるため、介護支援専門員（ケアマネジャー）や改修事業者には、高齢者の住まいに対する専門的な知識が必要です。このため、利用者の状態に即した適切なサービスが提供されるよう指導、助言ができる体制づくりを推進します。

## ⑫ 居宅介護支援

居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）は、要介護認定者からの相談に応じ、居宅サービス計画を作成するほか、これらのサービスが確実に提供されるように、居宅サービス事業者との連絡調整を行います。

本市では居宅介護支援事業者の資質の向上を図るための支援を行い、利用者への適切な情報の提供を推進します。

## イ 介護予防サービス

### <介護予防サービス推計の考え方>

介護予防サービスについては、以下の考え方を基本にしています。

- ① 「居住系サービス」を利用しない要支援者で、「標準的介護予防サービス」、または「標準的地域密着型介護予防サービス」のうち、いずれか1種類以上のサービス利用者を見込みます。(注)
- ② 標準的介護予防サービス利用者は、過去の実績から見込みます。
- ③ 介護予防サービスの必要量に対して、必要なサービス量は確保できる見込みです。

(注)「居住系サービス」とは、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護をいいます。

「標準的介護予防サービス」とは、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与をいいます。

「標準的地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護をいいます。

#### 【標準的介護予防サービス受給者数の見込み】 単位 人

区 分	第4期計画		
	21年度	22年度	23年度
要支援1	848人	904人	957人
要支援2	1,270人	1,358人	1,432人
合 計	2,118人	2,262人	2,389人

推計方法については、介護度別標準的介護予防サービス供給実績を基礎に、各年におけるサービス別利用率の増減、サービス別利用者1人あたりの利用回数や日数等の増減を乗じて推計しています。具体的な介護予防サービスの量の見込みは次のとおりです。

#### 【介護予防サービスの量の見込み】 (年間)

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護	人数	13,238人	14,331人	15,348人
介護予防訪問入浴介護	回数	18,738回	20,542回	22,293回
介護予防訪問看護	回数	1,433回	1,491回	1,532回
介護予防訪問リハビリテーション	日数	61日	65日	69日
介護予防居宅療養管理指導	人数	330人	363人	400人
介護予防通所介護	人数	12,454人	13,438人	14,336人
介護予防通所リハビリテーション	人数	1,484人	1,559人	1,617人
介護予防短期入所生活介護	日数	1,710日	1,917日	2,213日
介護予防短期入所療養介護	日数	71日	76日	80日



【介護予防サービスの量の見込み】				(年間)
	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防サービス				
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,380人	1,380人	2,076人
介護予防福祉用具貸与	人数	1,932人	2,063人	2,179人
特定介護予防福祉用具販売	人数	336人	386人	448人
介護予防住宅改修	人数	325人	354人	389人
介護予防支援	人数	25,417人	27,144人	28,676人

### ① 介護予防訪問介護サービス

介護予防訪問介護は、利用者が自力で行うことが困難な状態になりはじめた掃除・買い物・調理などの日常的な行為について、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、「積極的介助」をすることで、利用者自身の意欲や能力を可能な限り引き出すサービスです。

介護サービスの基本は、利用者の個別性を踏まえ、できることはできるだけ利用者自身が行うような支援であり、訪問介護員は、生活機能の改善を図るためのバックアップ的役割を担うこととなります。このため、サービス提供の基本的姿勢・対処方針などが介護予防を主眼とした適切な内容となるよう、介護職員の資質の向上を図ります。

### ② 介護予防通所系サービス

介護予防通所介護や介護予防通所リハビリテーションでは、共通的なサービスとして、日常生活上の支援、リハビリテーション（通所リハビリテーションのみ）が提供されます。また、これに加えて「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」のメニューの中から、利用者の選択に基づきサービスが提供されます。

利用者の個別性を踏まえた適切なアセスメントに基づき、利用者が目的意識をもって意欲的に参加できるプログラムの提供が求められることから、施設の整備環境の向上や、専門技術を身につけた介護職員の適切な配置を促進します。

### ③ 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与は、利用者の日常生活の動作を助けることを目的として、日常生活に必要な歩行用杖などを借り受けるサービスです。また、特定介護予防福祉用具販売指定事業者から入浴補助用具などを購入した場合は、費用の一部の払い戻しを受けることができます。

福祉用具を利用する場合は、利用者の心身の状況・希望及び住環境等に十分配慮し、利用者の自立支援の立場から適切なケアマネジメントが必要となります。このため、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、介護給付費適正化事業に基づく現地確認などを通じて、福祉用具の適正な利用を推進します。

---

#### ④ その他のサービス

介護予防訪問入浴介護や介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所サービスや入居系サービスなどのその他のサービスは、その時々々の個別の状態に応じて、比較的限定的に提供されるサービスです。

介護予防短期入所サービスや入居系サービスについては、入居期間中の生活介護の中で、自立した生活の実現に向けた支援が必要となるため、他のサービスとの連携を促進します。

#### ⑤ 介護予防居宅介護支援

居宅の要支援者がサービスを利用する場合、指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターが介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成することになります。

地域包括支援センターは、介護予防サービス計画を作成し一定期間を経過した後で、利用者の状態を事後評価し、利用者に設定された生活機能の維持・向上の目標が達成されたかどうかについて確認し、その結果を介護予防サービス計画に反映していきます。また、利用者の生活機能の改善・維持・悪化の状況について把握し、介護予防サービス計画どおりプログラムが提供されているかどうかについて評価する必要があります。このため、要支援者の心身の状況等に応じた適切な介護予防サービス計画が作成されるよう、指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの資質の向上を図るとともに、利用者への適切な情報の提供を推進します。

## ウ 地域密着型（介護予防）サービス

### <地域密着型（介護予防）サービス推計の考え方>

地域密着型（介護予防）サービスについては、以下の考え方を基本にしています。

- ① 「施設・居住系サービス」を利用しない要支援・要介護者で、「標準的居宅（介護予防）サービス」、または「標準的地域密着型（介護予防）サービス」のうち、いずれか1種類以上のサービス利用者を見込みます。（注）
- ② 標準的地域密着型（介護予防）サービス利用者は、過去の実績から見込みます。
- ③ 地域密着型（介護予防）サービスの必要量に対して、必要なサービス量は確保できる見込みです。

（注）「標準的居宅（介護予防）サービス」とは、（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）福祉用具貸与をいいます。  
「標準的地域密着型（介護予防）サービス」とは、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護をいいます。

推計方法については、介護度別標準的地域密着型（介護予防）サービス供給実績を基礎に、各年におけるサービス別利用率の増減、サービス別利用者1人あたりの利用回数や日数等の増減を乗じて推計しています。具体的な地域密着型（介護予防）サービスの量の見込みは次のとおりです。

#### 【地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービスの量の見込み】 （年間）

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
<b>地域密着型サービス</b>				
夜間対応型訪問介護	人数	1,153人	1,251人	1,418人
認知症対応型通所介護	回数	18,738回	20,542回	22,293回
小規模多機能型居宅介護	人数	1,932人	3,060人	4,188人
認知症対応型共同生活介護	人数	3,096人	3,504人	3,504人
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	120人	516人	1,200人
<b>地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	178回	190回	200回
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	72人	120人	168人
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	36人	36人	36人

### ① 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）が介護を必要とする方の自宅へ、夜間における定期的な巡回や通報によって訪問し、排せつ介助や日常生活上の緊急対応等の介助、または利用者が夜間安心して在宅生活を送るための見守りといった援助を行うサービスです。

夜間の介護職員による訪問サービスを利用することについては、まだまだ利用者や家族に抵抗感があることから、その他のサービスと連携を図ることで、利用者が安心して24時間利用できるサービス提供の体制づくりを促進します。

### ② （介護予防）認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の状態にあり介護の必要な方が、日帰りでデイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話や機能訓練などを受けることのできるサービスです。

認知症対応型通所介護では、利用者の人権が尊重され、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう、質の維持・向上を図ります。また、認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするためにも重要なサービスであることから、地域バランスのとれたサービス基盤の整備を推進します。

### ③ （介護予防）小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、介護の必要な方が、日帰りで「通い」、あるいは利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」により、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話や機能訓練などを受けることのできるサービスです。

小規模多機能型居宅介護では、利用者の人権が尊重され、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるようサービスの質を確保します。また、認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするためにも重要なサービスであることから、地域バランスのとれたサービス基盤の整備を推進します。

### ④ （介護予防）認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の状態であり介護の必要な方が、少人数で共同生活をしながら、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話や機能訓練などを受けることのできるサービスです。平成20年11月末現在、本市には13か所（定員225人）の認知症対応型共同生活介護があります。

認知症対応型共同生活介護では、利用者の人権が尊重され、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な雰囲気の中で日常生活を送ることができるよう、環境づくりが重要です。地域との交流や連携・協力体制の確立に向けた取組の支援や、介護職員の資質の向上を図るとともに、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするために重要なサービスであることから、地域バランスのとれたサービス基盤の整備を推進します。

---

### ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居定員が29名以下の小規模な有料老人ホームやケアハウス等が介護保険の指定を受けて、入居する要介護高齢者に対し、利用者の状態に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう、介護サービスを提供する施設です。介護保険では在宅サービスに分類された介護専用型の居住系サービスです。

サービスの基盤の整備については第5期介護保険事業計画において実施の検討を行います。

### ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員が29名以下の小規模な施設で、寝たきりや認知症の高齢者など、常時介護を必要とする方が施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を受ける施設として、平成20年11月末現在、本市には1か所（定員10人）の施設があります。

個室化や家庭的な雰囲気の中で少人数ごとに生活するユニットケアなど、生活の場にふさわしい施設として、他の施設・居住系サービスの整備状況など地域の実情に応じた整備促進に努めます。

○ 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの整備量の見込み（１）

単位 床

圏域区分	地 区	夜間対応型訪問介護			小規模多機能型居宅介護			認知症対応型通所介護		
		現況	21～23 年度 整備数	累計	現況	21～23 年度 整備数	累計	現況	21～23 年度 整備数	累計
1	中央, 築瀬, 城東	250	0	250	0	25	25	0	12	12
2	陽南, 宮の原, 西原				0	25	25	12	0	12
3	昭和, 戸祭				0	25	25	0	12	12
4	今泉, 錦, 東				0	25	25	0	12	12
5	西, 桜				0	25	25	3	0	3
6	御幸, 御幸ヶ原, 平石				25	0	25	21	0	21
7	清原				0	25	25	0	12	12
8	瑞穂野				0	25	25	0	12	12
9	峰, 泉が丘				0	25	25	0	12	12
10	石井, 陽東				0	25	25	0	12	12
11	横川				0	25	25	0	12	12
12	雀宮（東部）				0	25	25	10	0	10
13	雀宮（西部）, 五代若松原				0	25	25	0	12	12
14	緑が丘, 陽光				24	0	24	12	0	12
15	姿川（北部）, 富士見, 明保				0	25	25	12	0	12
16	姿川（南部）				25	0	25	0	12	12
17	国本				25	0	25	3	0	3
18	細谷・宝木				25	0	25	7	0	7
19	富屋・篠井				0	25	25	3	0	3
20	城山				25	0	25	0	12	12
21	豊郷				0	25	25	0	12	12
22	古里中学校区				0	25	25	0	12	12
23	田原中学校区				0	25	25	0	12	12
24	河内中学校区				0	25	25	0	12	12
25	旧上河内町全域				0	25	25	0	12	12
合 計		250	0	250	149	475	624	83	192	275

## ○ 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの整備量の見込み（２）

単位 床

圏域 区分	地 区	認知症対応型 共同生活介護			地域密着型 介護老人福祉施設			地域密着型特定施設 入居者生活介護		
		現況	21～23 年度 整備数	累計	現況	21～23 年度 整備数	累計	現況	21～23 年度 整備数	累計
1	中央, 築瀬, 城東	0	0	0	0	116	126	0	0	0
2	陽南, 宮の原, 西原	0	0	0	0					
3	昭和, 戸祭	18	0	18	0					
4	今泉, 錦, 東	18	0	18	0					
5	西, 桜	27	0	27	0					
6	御幸, 御幸ヶ原, 平石	27	0	27	0					
7	清原	0	18	18	0					
8	瑞穂野	0	0	0	0					
9	峰, 泉が丘	18	0	18	0					
10	石井, 陽東	0	0	0	0					
11	横川	18	0	18	0					
12	雀宮（東部）	0	0	0	0					
13	雀宮（西部）, 五代若松原	27	0	27	0					
14	緑が丘, 陽光	0	18	18	0					
15	姿川（北部）, 富士見, 明保	18	0	18	0					
16	姿川（南部）	0	0	0	10					
17	国本	18	0	18	0					
18	細谷・宝木	18	0	18	0					
19	富屋・篠井	27	0	27	0					
20	城山	0	0	0	0					
21	豊郷	18	0	18	0					
22	古里中学校区	9	0	9	0					
23	田原中学校区	0	0	0	0					
24	河内中学校区	0	0	0	0					
25	旧上河内町全域	0	0	0	0					
合 計		261	36	297	10	116	126	0	0	0

## エ 施設・居住系サービス

### <施設・居住系サービス推計の考え方>

施設・居住系サービス推計については、以下の考え方を基本としました。

第4期介護保険事業計画期間においては、平成26年度を目標とする次の①、②の国の参酌基準が達成されるよう計画的に設定します。

- ① 平成26年度時点で、施設サービスの入所者及び居住系サービスのうち、介護専用型以外の特定施設入居者生活介護の利用者を除いた利用者の割合を、要介護2以上の認定者の37%以下とします。
- ② 平成26年度の施設サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者含む）の利用者のうち、要介護4・5の利用者の割合を70%とします。

### <施設・居住系サービス利用者の見込み>

要介護（支援）認定者の見込みを基に、これまでの実績の推移から、国の参酌標準を参考に施設・居住系サービスの入所者を推計しました。

#### 【施設サービス利用者の見込み】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	単位 人 平成26年度
施設利用者数	2,497	2,672	2,897	3,510
うち要介護4・5の人数	1,579	1,706	1,858	2,457
施設利用者に対する 要介護4・5の者の割合（%）	63.2%	63.8%	64.1%	70.0%
介護老人福祉施設	1,204	1,291	1,422	1,592
介護老人保健施設	928	983	1,020	1,705
介護療養型医療施設	355	355	355	
地域密着型介護老人福祉施設	10	43	100	213

#### 【介護専用型居住系サービス利用者の見込み】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	単位 人 平成26年度
介護専用型居住系サービス利用者数	258	292	292	318
認知症対応型共同生活介護	258	292	292	318
特定施設入居者生活介護（介護専用）	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0

#### 【施設・介護専用型居住系サービス利用者の割合】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	単位 人 平成26年度
施設・介護専用居住系サービス利用者数	2,755	2,964	3,189	3,828
要介護2から5の認定者数	8,361	8,645	9,032	10,351
要介護2から5に対する施設・ 介護専用居住系サービスの利用者の割合（%）	33.0%	34.3%	35.3%	37.0%



<施設・居住系サービスの整備目標>

○ 施設・居住系サービスの整備の見込み

在宅生活が難しい要介護者等への適切なサービスの提供を目指し、要介護高齢者等の状態に対応した施設・居住系サービスの基盤の整備を推進します。

【施設・居住系サービス整備の見込み】

単位 床

区 分		第4期計画		
		21年度	22年度	23年度
介護老人福祉施設	整備数	1,240	1,390	1,490
	増床数	0	150	100
介護老人保健施設	整備数	1,009	1,109	1,109
	増床数	0	100	0
介護療養型医療施設	整備数	394	394	394
	増床数	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設	整備数	10	68	126
	増床数	0	58	58
小 計(①)	整備数	2,653	2,961	3,119
認知症対応型共同生活介護	整備数	261	297	297
	増床数	0	36	0
小 計(②)	整備数	261	297	297
介護専用型以外の 特定施設入居者生活介護	整備数	530	530	800
	増床数	80	0	270
小 計(③)	整備数	530	530	800
合 計(①+②+③)	整備数	3,444	3,788	4,216

## ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症の高齢者など、常時介護を必要とする方が、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護とその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を受ける施設として、平成20年11月末現在、本市には21か所（定員1,240人）の施設があります。

介護老人福祉施設については、入所希望者が多く入居待ちの方もいることから、本市では、入所が必要な方に対する必要量を見極めながら、個室化や家庭的な雰囲気の中で少人数ごとに生活するユニットケアなど生活の場にふさわしい施設として、地域バランスのとれたサービス基盤の整備を推進します。

## ② 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定していて入院の必要はないが、リハビリテーションや看護等が必要な要介護高齢者が、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けながら、自立した在宅生活への復帰を目指す医療と在宅の中間に位置する施設として、平成20年11月末現在、本市には10か所（定員1,009人）の施設があります。

介護老人保健施設については、リハビリテーション施設としての特性を生かし、入所者の在宅復帰に向けてその機能が十分に発揮されるよう、試行的退所サービスの利用を促進します。

## ③ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、病状は安定しているものの、長期間の療養を必要とする要介護高齢者などが、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常的世話及び機能訓練その他必要な医療を受ける施設として、平成20年11月末現在、本市には4か所（定員394人）の施設があります。

介護療養型医療施設については、平成23年度末をもって廃止となることから、入所者が継続してサービスを受けることができるよう、その他の施設への転換を促進します。

## ④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（再掲）

## ⑤ （介護予防）認知症対応型共同生活介護（再掲）

## ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護（再掲）

## ⑦ 介護専用型以外の特定施設入居者生活介護

介護専用型以外の特定施設とは、要介護や要支援などの認定を受けていない方も入居することができる有料老人ホームやケアハウスなどです。

---

介護専用型以外の特定施設入居者生活介護については、高齢者のみの世帯等の増加を背景に、住み替えのニーズの増大が見込まれ、安心して住み続けることができる住まいとしての提供が求められることから、高齢者が元気なうちから多様な住まいを自由に選択できるよう、サービスの基盤の整備を推進します。

## オ 医療療養病床からの転換について

医療療養病床から介護老人保健施設等への転換分に対する取扱いは、一般の老人保健施設等とは別のサービス類型として一体的に取扱い、年度ごとのサービス量は見込みますが、必要定員総数の設定は行いません。

なお、本市では、県が実施した療養病床転換意向調査の結果を踏まえ、平成23年度に医療療養病床から60床が介護保険施設へ転換するものと見込みました。

## カ 食費・居住費負担の軽減

介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、短期入所生活介護、短期入所療養介護などのサービスを利用した際の居住費（滞在費）や食費については、利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じた食費・居住費負担の軽減があることから、軽減の対象となる方が適切に利用することができるよう、制度の周知に努めます。

## キ 市町村特別給付

### ① 紙おむつ購入費の支給

市町村特別給付は、訪問介護や通所介護などの法定給付に加えて、要介護状態の軽減のために市町村が独自に実施する給付サービスです。

本市では、在宅の要介護認定者を対象に紙おむつなどの購入費用を支給するサービスを実施していますが、今後も、在宅で寝たきりなどの高齢者の健康保持や介護家族の負担軽減を図る事業として実施します。

紙おむつ購入費の支給については、年々、利用者が増加していますが、介護予防の観点から、紙おむつの適切な利用の方法などについて周知を行い、要介護者の自立を促進します。

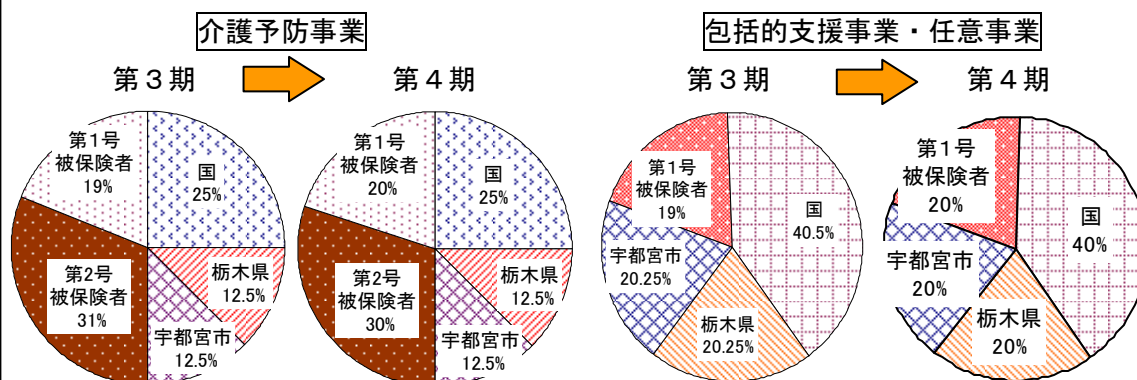
## ク 地域支援事業

地域支援事業は、要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、介護予防事業など様々なサービスを提供するものであり、実施主体は市町村になります。

### <地域支援事業の財源>

地域支援事業の財源については、次のとおりとなります。介護予防事業の財源については、現在の介護給付費の財源構成と同様となりますが、包括的支援事業と任意事業については、1号保険料と公費のみで構成されます。

#### [地域支援事業の財源]



※ 国による公費負担割合の見直しに伴い、第4期（平成21～23年度）における第1号被保険者の負担割合は20%に変更

### <地域支援事業費の見込み>

地域支援事業では、保険給付見込額の3%以内で実施することとされており、それぞれの年度の保険給付見込額からその事業費を見込みます。

#### [地域支援事業費の見込み]

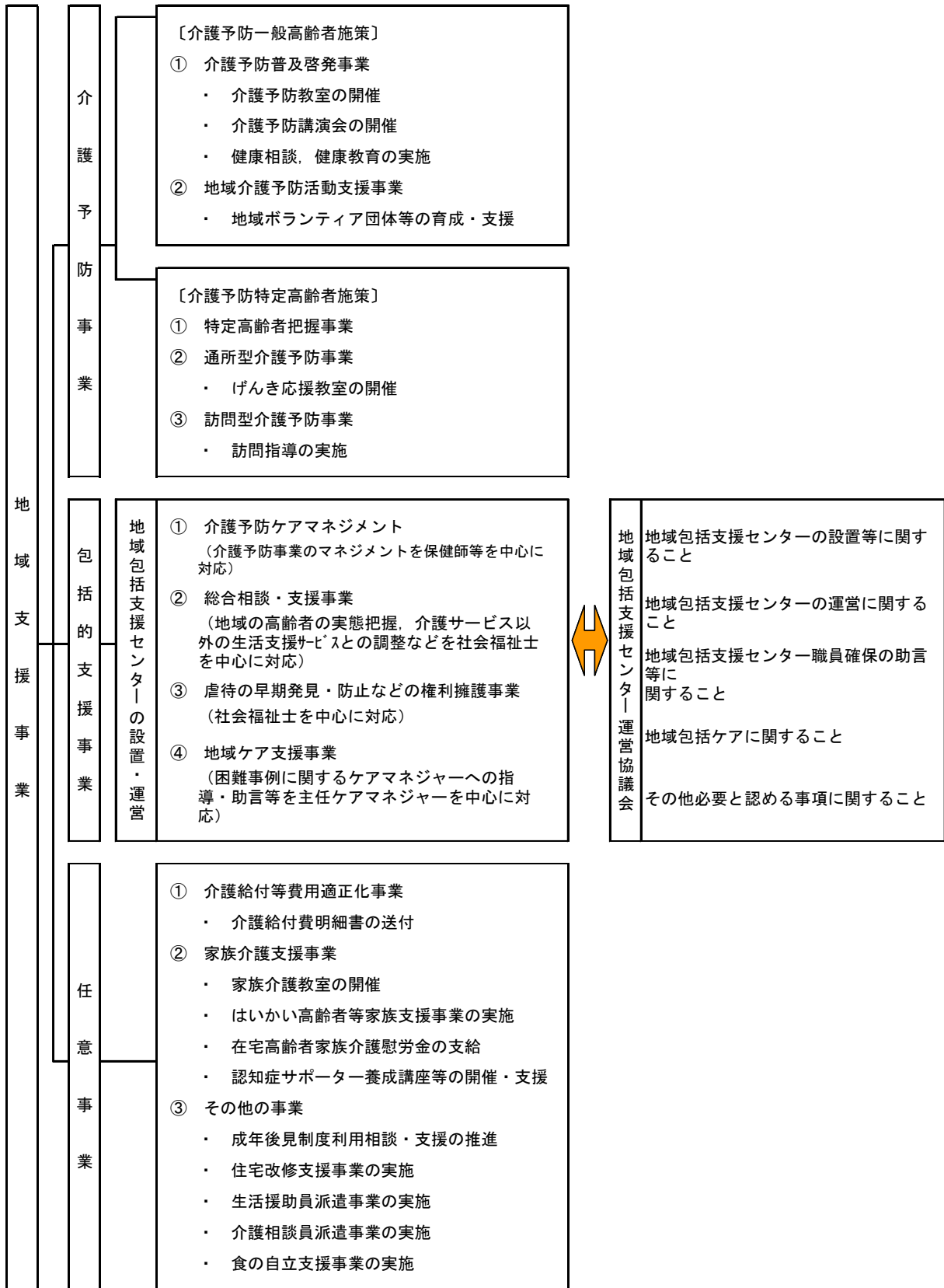
単位 千円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保険給付費	19,152,666	20,601,680	22,359,074
地域支援事業（A+B+C）	574,579 3.0%	618,050 3.0%	670,772 3.0%
介護予防事業（A）	270,240 1.4%	232,381 1.1%	232,294 1.0%
包括的支援事業（B）	250,685 1.3%	317,677 1.6%	361,176 1.6%
任意事業（C）	53,654 0.3%	67,992 0.3%	77,302 0.4%

（事業費の見込みについては、介護報酬改定後、再度算定し確定します。）

※ 本市が限度額を超える事業量が必要と判断した場合は、地域支援事業交付金の対象となる地域支援事業と市独自の財源（一般会計）による事業を項目上分けたうえで、一般会計により事業を実施することになります。

【参考】第4期介護保険事業計画における地域支援事業の施策体系図



## ① 介護予防事業

介護予防事業は、全ての高齢者の方を対象に実施する事業と、介護予防が特に必要と認められる方（特定高齢者）を対象に実施する事業があります。

全ての高齢者の方を対象に実施する事業（一般高齢者施策事業）は、介護予防教室など介護予防の重要性の理解を深めるための事業になります。また、介護予防が特に必要と認められる方を対象に実施する事業（特定高齢者施策事業）は、通いや訪問などにより、できる限り介護が必要な状態になることを予防するための事業を実施します。

### 【一般高齢者施策事業】

- 介護予防教室の開催
- 介護予防講演会の開催
- 健康相談・健康教育の実施
- 地域ボランティア団体等の育成・支援

### 【特定高齢者施策事業】

- 特定高齢者把握事業
- げんき応援教室の開催
- 訪問指導の実施

## ② 包括的支援事業

包括的支援事業は、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的、継続的ケアマネジメント支援業務があります。

地域包括支援センターは、包括的支援事業を一体的に実施し、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のための必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援します。

地域包括支援センターの業務内容の範囲や担当圏域が様々であることから、第4期介護保険事業計画では、地域包括支援センター全体の均質化や利用促進を図るための取組を検討します。

## ③ 任意事業

任意事業は、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者やその家族等を支援するための事業や、地域における認知症高齢者の見守りのための事業、その他介護保険事業の給付の適正化のための事業など、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

各種事業を推進するためには、地域の中の様々なネットワークやコミュニティの存在が重要です。このため、高齢者を地域全体で支える体制の構築に向け、日常生活圏域を基本単位に、地域包括支援センターを中心とした多面的な支援の展開を図ります。

---

### ○ 家族介護教室の開催

高齢者を既に介護している家族や近隣の援助者等を対象に、介護の方法や介護に関する効果的な記録方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を学ぶための教室を開催します。

### ○ 在宅高齢者家族介護慰労金の支給

在宅の65歳以上の高齢者で、介護保険の認定が要介護4・5の重度の方を常時家族のみで介護している方を対象に、家族介護慰労金を支給することにより、介護者の経済的負担を軽減し、高齢者の在宅生活の維持・向上を図ります。

### ○ 食の自立支援事業の実施

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、老衰や心身の障がい・疾病などの理由で調理が困難な方を対象に、訪問による食事サービスを提供し、併せて安否の確認を行うことで、住み慣れた地域のなかで安心して自立した生活が送れるよう支援します。

(主な事業)

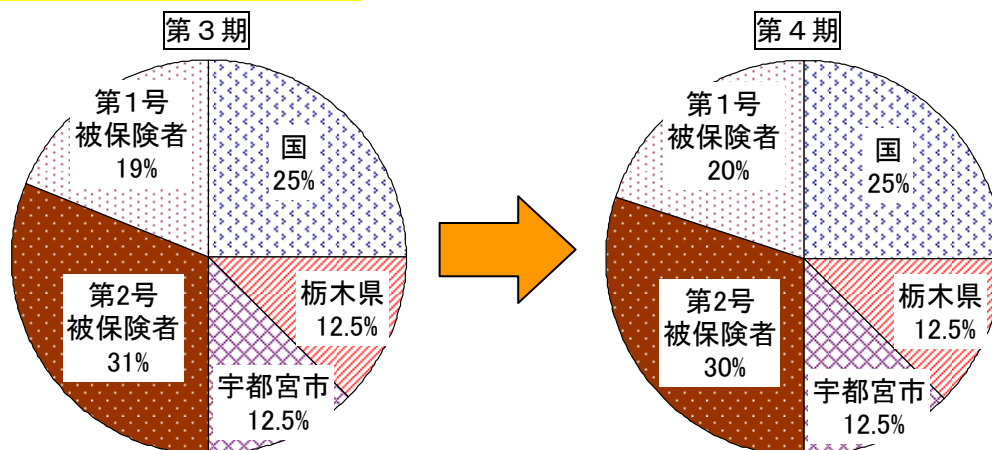
- 介護給付費通知の実施
- 家族介護教室の開催
- はいかい高齢者等家族支援事業の実施
- 在宅高齢者家族介護慰労金の支給
- 認知症サポーター養成講座等の開催・支援
- 成年後見制度利用相談・支援の推進
- 住宅改修支援事業の実施
- 生活相談員派遣事業の実施
- 介護相談員派遣事業の実施
- 食の自立支援事業の実施

## ケ 標準給付費，市町村特別給付費及び地域支援事業費の見込み

市町村（保険者）は，概ね3年間を通じて財政の均衡を保つことができるよう，3年を一期間として，介護保険事業計画で見込んだサービス量に基づき，事業費の見込みを立てています。

この事業費に対する負担の割合は，概ね50%が国及び栃木県並びに宇都宮市の公費負担，残りの50%が保険料で構成されています。

### <標準給付費に対する負担割合>



※ 第1号被保険者の保険給付費に対する負担割合が見直され，第3期は19%でしたが，第4期では20%に改正される予定になっています。

宇都宮市の保険料は，宇都宮市の被保険者が利用する介護サービスや地域支援事業などに係る事業費を反映した金額になりますが，事業費の見込みについては，介護サービス利用者・介護サービス事業者の実態調査結果や，介護サービスの利用実績などをもとに，国の示した算定方法に基づき見込みました。

### [事業費の見込み]

単位 千円

種別		平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
標準給付費	法定給付	19,152,667	20,601,681	22,359,075	62,113,423
	介護給付	17,201,632	18,394,174	20,036,803	55,632,609
	予防給付	1,107,281	1,300,065	1,330,106	3,737,452
	その他	843,754	907,442	992,166	2,743,362
市町村特別給付費		102,675	111,915	123,107	337,697
地域支援事業費		573,835	617,271	669,965	1,861,071
合計		19,829,177	21,330,867	23,152,147	64,312,191

(事業費の見込みについては，介護報酬改定後，再度算定し確定します。)

※ 法定給付費：居宅サービス，介護予防サービス，地域密着型（介護予防）サービス，施設サービス，その他（高額介護サービス費，特定入所者介護サービス費，審査支払手数料）など

※ 市町村特別給付費：紙おむつ購入費

※ 地域支援事業費：介護予防事業，包括的支援事業，任意事業



## コ 保険料の見込み

第1号被保険者（65歳以上）が負担する額（介護保険料）は、平成21年度から23年度の3か年に必要とされる標準見込額の20%を負担することになります。さらに、調整交付金見込額、財政安定化基金拠出金等見込額、市町村特別給付費や地域支援事業費を加味し、保険料収納必要額を算定します。

### <保険給付費の主な増加要因>

- 要介護（要支援）認定者の増加  
平成19年度 13,733人 ⇒ 平成23年度 15,893人 2,160人の増加
- 地域密着型サービスの整備  
小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の全日常生活圏域への整備  
認知症対応型共同生活介護36床の整備
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設の整備  
介護老人福祉施設250床の整備、地域密着型介護老人福祉施設116床の整備
- 第1号被保険者の総給付費負担割合の見直し  
第1号被保険者の負担割合が19%から20%へ

介護保険料は、介護保険事業計画期間中の介護保険サービスの利用見込量に応じたものであることから、要介護（要支援）認定者の増加や施設整備等は保険給付費を増加させ、介護保険料を上昇させる要因となります。

また現在、国では平成21年度に向けて介護報酬の改定を予定しており、報酬単価の増減も介護保険料の算定に影響します。

こうしたことから、本市の第4期の介護保険料については、介護報酬の改定内容が確定した段階で、算定を行い、最終的な介護保険料を確定します。

### <本市の基本的考え方>

第1号被保険者の費用負担割合の増加（19%→20%）及び施設整備促進による介護給付費の増加に伴い、上昇が見込まれる介護保険料の抑制に努め、適切な保険料を設定します。

- 保険料段階及び保険率については国の政令等に基づいて設定します。
- 国の方針に基づき介護保険給付基金を有効活用します。
- 激変緩和措置は平成20年度をもって終了とします。

### <第1号被保険者保険料>

平成18年度から平成20年度（3年間）

基準年額（第4段階）44,700円  
（1か月あたり 3,725円）

平成21年度から平成23年度（3年間）

基準年額（第4段階）〇〇〇〇〇円  
（1か月あたり 〇〇〇〇円）

※介護報酬改定後、確定します。

## (2) 事業の円滑な実施のための方策

介護保険制度創設以来、要介護認定者や介護給付は年々増加しており、高齢者などの「介護」を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。

しかし、一方で、介護報酬の不正受給の問題や、身体拘束・虐待問題など介護サービスにかかる社会的な問題も生じています。こうした介護サービスにかかる問題を未然に防ぐためには、適正な介護サービスの確保が重要です。

このことから、本市では、介護サービスを必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要なサービスを事業者がルールに従って適切に提供される環境の確保に向けた事業を推進します。

### ア 要介護認定の適正化

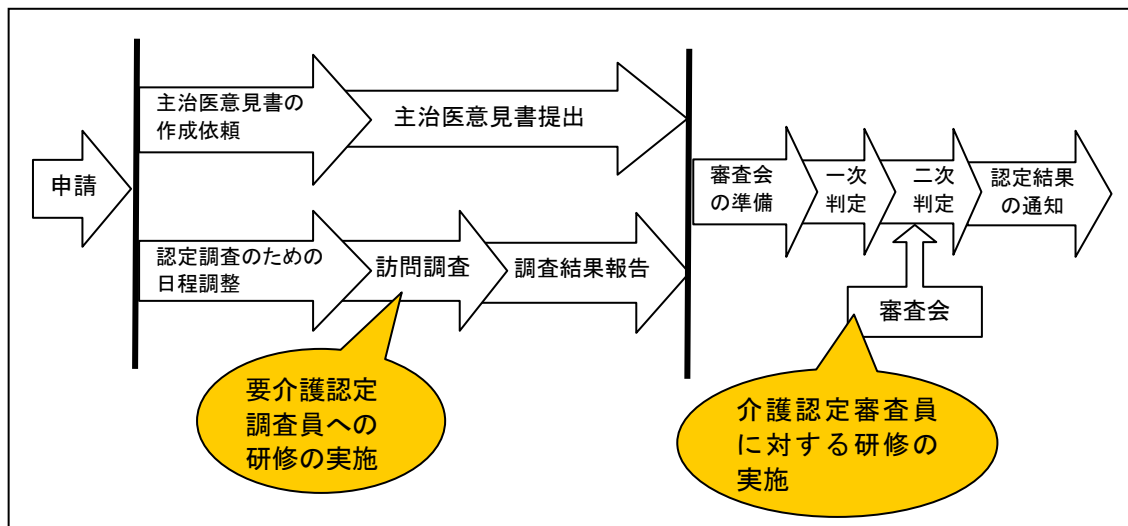
要介護認定については、認定結果が介護サービス利用に直接反映するため、対象者の心身状態を適切にとらえて認定することが重要です。このため、適正な認定となるよう要認定調査の調査員や認定審査の審査員一人ひとりが国の基準に基づき客観的に対象者を判断することが必要になります。

本市では、要介護認定の適正化に向けた取組として、介護認定審査員には、審査判定説明会や制度改正に伴う審査の判定変更等を十分理解できるような説明会等を実施し、審査結果の平準化を図ります。

また、要介護認定調査で対象者の状態を的確にとらえられるよう、認定調査員に対して、介護認定現任者研修等を実施し、認定調査員の質の向上を図ります。

### <要介護認定の適正化>

#### ○ 認定申請から認定までの流れ



---

## イ ケアマネジメント等の適正化

介護支援専門員（ケアマネジャー）等が実施するケアマネジメントについては、客観的視点を交えながら検証し、ケアマネジメント等の適正化に向けた取組を実施します。

### ① 個別のケアプランの点検

利用者の自立支援につながる適切なケアプランであるか等に着目したケアプランの点検を実施します。

### ② 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する実態調査の実施

住宅改修及び福祉用具については、住宅改修の内容や福祉用具の特性と、利用者の心身状況や生活環境等とが適合した、適正な給付が行われるよう訪問調査を実施します。

### ③ ケアマネジャーの資質・専門性の向上

利用者の多様なニーズに対応するためには、保健・福祉のサービスなど介護保険以外のサービスを組み合わせた総合的な支援が必要であり、適正なケアプランの作成の上でも、これらの視点が重要になります。このことから、各種サービスに関する研修会を開催することで、ケアマネジャーの資質や専門性の向上を図ります。

## ウ 給付適正化の推進

介護サービス利用者にとって本来持つ能力が低下しないようなサービス提供となるよう、また被保険者にとっては真に必要とされる給付費を負担することにつながるよう、給付適正化のための取組を推進していきます。

### ① 給付費通知の実施 **地域支援事業**

サービス利用者にサービスの利用状況を通知することにより、利用者が通知の記載内容と支払額を比較し、誤りがないかを確認することで、利用者本人や家族に対する利用意識の啓発や介護報酬請求の不正請求等の防止を図ります。

### ② 医療情報との突合等の実施

医療保険の診療報酬と、介護保険サービス（居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費）との重複請求を防止することを目的に、国民健康保険団体連合会から提供される「医療給付情報突合リスト」を用いた点検を実施します。

## エ 介護サービス利用者等に対する普及啓発

介護サービスの適切な利用を推進するため、介護保険の手引きや広報紙・ホームページなどにより適切なサービス利用に関する周知を図ります。

また、サービス利用者が適切なサービスを受給するためには、利用者が主体的にサービスや事業者を選ぶことができることも重要となることから、インターネット等を活用したサービス提供事業者等の情報提供を実施します。

---

## 2 サービスの質の向上

介護保険制度は、高齢者等の介護を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。

より、高齢者が安心して個々のニーズに対応した適切なサービスを受けることができるように、サービスの質の向上を図ります。

### (1) サービス提供事業者の育成・支援

社会福祉法人や福祉施設などに対し、指導監査等を実施することにより、事業者の適切な運営を確保するとともに、業務の運営水準を向上させ、利用者の福祉の向上を図ります。

#### ① 社会福祉法人などのサービス提供事業者の育成・支援

指導監査業務等を通して、各種サービスの担い手である社会福祉法人などの適正な運営を図ります。

### (2) 人材の養成・確保の推進

高齢者の尊厳を支える適切で良質なサービスが提供されるよう、関係機関との連携を図りながら、各種研修会の開催等を通じて人材の養成・確保を図ります。

#### ① 訪問介護員養成研修事業の推進

サービス利用者のニーズを的確にとらえ、利用者の視点に立ったサービスの提供を行えるよう、訪問介護員養成研修事業を推進するとともに、国、県及び関係機関が実施する専門性の高い研修を積極的に活用し、様々なケースに柔軟に対応できるよう訪問介護員の養成を図ります。

#### ② 介護支援専門員（ケアマネジャー）・介護サービス事業者に対する研修会等の開催

サービス提供の要となる介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質と専門性を向上させ、介護サービスの質の向上を図るため、県や関係機関と連携しながら、研修等を通じて人材育成を図ります。

### (3) 苦情解決事業の推進

福祉や介護サービス等の利用に関する相談・苦情など、市民の様々な不満・不安・疑問などに対応するために、情報の共有化を図るとともに、関係機関と連携し問題の解決に努めます。

#### ① 苦情解決事業の推進

福祉サービス等の利用者の満足度を向上させるとともに、利用者個人の権利を擁護しながら、社会性や客観性を保護し、円滑で円満な問題の解決を図るため、第三者委員を設置し、苦情の受付窓口を複数設けるなど、苦情解決の体制づくりを推進します。

---

## ② 介護相談員派遣事業の実施 **地域支援事業**

介護サービス利用者や家族が抱えている不満・不安の解消を図るとともに、介護相談員の派遣をうけた事業所における介護サービスの質の向上を図ります。

## ③ 「介護保険なんでも相談窓口」の設置

本人や家族、サービス事業者など介護保険に携わる多くの方々の様々な相談や苦情に対し、迅速かつ適切に対応できるよう、高齢福祉課内に介護専用の相談窓口として「介護保険なんでも相談窓口」を設置し、本人や家族が安心して利用できる介護サービスの実現に向け、相談対応力の向上に努めます。

# 3 福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域社会で、安心して暮らすことができるよう、日常生活を支える在宅福祉や施設福祉サービスの充実を図ります。

## (1) 在宅福祉サービスの充実

高齢者ができる限り住み慣れた地域において安心して自立した生活を送れるよう、日常生活を支える在宅福祉サービスの充実を図ります。

### ① はいかい高齢者等家族介護支援事業の実施 **地域支援事業**

はいかい行動のみられる高齢者等の早期保護により、本人の安全の確保を図るとともに介護者の負担の軽減を図るため、契約業者が提供する位置探索システムの利用に対する助成を行います。

### ② 高齢者等ホームサポート事業の実施

高齢者の在宅での自立した生活を支援するため、介護保険における訪問介護サービスで対応できるものを除いた、軽易な日常生活の支援を行います。

### ③ 生きがい対応型デイサービス事業の実施

閉じこもりがちな高齢者を対象に、民間施設や民家の改修等による専用施設を利用して、趣味の活動等のサービスを提供することにより、閉じこもりの解消や要介護状態になることを予防します。

### ④ 緊急通報システム事業の実施

急病などの緊急時にひとり暮らし高齢者等の安全を確保するため、緊急通報装置を用い受信センターに通報することにより、消防署や近所の協力員が迅速かつ適切な対応が図れるよう、緊急通報システム事業を実施します。

また、受信センターが定期的な安否確認や健康、生活相談を行い、高齢者の不安の解消を図ります。

---

### ⑤ 高齢者短期宿泊事業の実施

介護保険対象外の高齢者が、生活習慣の改善に向けた適切な指導を受けるため、また、一時的に家族などの見守りが必要となった場合に、養護老人ホームや特別養護老人ホームで短期的に受け入れを行い、高齢者本人及びその家族などの生活を支援します。

### ⑥ 老人福祉補聴器交付事業の実施

高齢者の社会活動を支援するため、加齢に伴う難聴により補聴器の使用が必要とされた高齢者に対し、補聴器を交付します。

### ⑦ 無料入浴券交付事業の実施

高齢者の保健衛生と健康を保持するため、自宅に入浴施設を有しない高齢者に無料入浴券を交付します。

### ⑧ はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の実施

高齢者の健康の保持増進及び身体機能の維持を図るため、はり・きゅう・マッサージ施術料の一部を助成します。

## (2) 施設福祉サービスの充実

高齢者が家庭環境や、身体的理由等により在宅での生活が困難になった場合においても、安心して生活することができるよう、施設福祉サービスの充実を図ります。

### ① ケアハウスの整備

身体機能の低下等のため、独立した生活に不安が認められ、家族等による援助を受けることが困難な高齢者が、必要に応じて介護保険における居宅サービス等を利用しながら自立した生活を送ることができるよう、介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けたケアハウスの計画的な整備促進を図ります。

### ② 養護老人ホームちとせ寮の運営

生活環境や経済的理由等により、在宅で生活することが困難な高齢者が安全で快適な生活を送れるよう、養護老人ホームちとせ寮の適切な運営を図ります。

### ③ 軽費老人ホーム松原荘の運営

家庭環境や在宅事情等の理由により、在宅で生活することが困難な高齢者が安全で快適な生活を送れるよう、軽費老人ホーム松原荘の適切な運営を図ります。

### ④ ちとせ寮・松原荘の再整備

養護老人ホーム「ちとせ寮」及び軽費老人ホーム「松原荘」は、施設建設後、約30年が経過し、老朽化が著しいことから、バリアフリー化など居住環境の改善や運営の一層の効率化を図るため、民設民営による両施設の一体的な再整備を行います。

---

## 4 地域保健・福祉体制の充実

高齢者をはじめとしたすべての市民が、地域の保健・福祉活動に積極的に参加することができるよう、人材の育成を図るとともに、活動の場の確保や情報の提供など支援策の充実を図ります。

### (1) 地域における福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者が安心して暮らしていくためには、地域住民が主体となり、地域社会全体で高齢者を支える体制づくりが必要不可欠となっています。このため、市民・関係機関・事業者・行政等が連携・協力し、地域ぐるみで互いに支え合うことのできる環境づくりを推進します。

#### ① ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進

ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるよう、民生委員・児童委員等との連携を図り、地域の高齢者の現状を把握しながら、地域における見守り体制と公的福祉サービスを組み合わせ、安否確認を行うシステムを構築します。

#### ② 出前保健福祉講座の実施

各保健福祉分野の制度やサービスの周知を図るため、地域住民や自治会等の団体を対象として、職員が地域に出向いて各種サービス内容等についてわかりやすく説明する出前保健福祉講座を実施します。

### (2) ボランティア・NPOの活動支援

高齢者のニーズに対応し、地域福祉の担い手として、ボランティア・NPO（特定非営利活動団体）の活動を支援するため、関係機関と連携を図り、市民活動を促進します。

#### ① ボランティア養成の支援

市民のボランティア活動への参加意欲の高まりに対応するとともに、ボランティアの地域での活動を促進するため、社会福祉協議会などの関係機関との連携を図り、市民ニーズに応じたボランティア養成講座の充実を図れるよう支援します。

#### ② ボランティア・NPOの活動支援

ボランティア活動に関する情報を総合的に提供する場を確保し、ボランティアの発掘・育成・あっせんや、活動に関する調査・研修・指導・連携などを行うボランティアセンターの支援・充実を図ります。

また、NPOやボランティア団体の活動を支援するための「市民活動助成金」の周知・活用を図るとともに、市民活動に関する相談を担う「市民活動サポートセンター」との連携を強化します。

## 5 認知症高齢者対策の推進

地域支援事業

リーディングプロジェクト

認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症対策は早期の段階からの発見・診断・対応が重要となっています。また、多くの市民が認知症に関する正しい知識と理解を深めることにより、本人や家族を地域で支えていくことが重要となっています。

そのため、保健・医療機関等と連携し、認知症発症予防や適切な進行予防への取組を推進するとともに、認知症高齢者や介護者への支援体制を整備し、認知症に対する正しい知識や理解の普及を図ることにより、認知症高齢者が暮らしやすい地域づくりを推進します。

### (1) 認知症予防の推進

市民一人ひとりが健康についての意識を高め、生涯を通じて普段から健康的な生活習慣の保持を心がけることにより認知症の発症予防を図ります。

#### ① 認知症予防講演会の実施 (再掲)

### (2) 認知症高齢者と介護者への支援体制の整備

介護保険サービスのうち、居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス等の提供体制の整備を図るなど、認知症になっても住み慣れた家庭や地域のなかで自立した生活ができる体制を整備します。

#### ① 総合的な認知症相談体制の確立 (再掲)

#### ② 早期発見・早期診断システムの構築 (再掲)

#### ③ 専門的な認知症ケア体制の整備 (再掲)

#### ④ 認知症介護者への支援 (再掲)

### (3) 認知症高齢者などが暮らしやすい地域づくりの推進

認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症に対する理解や正しい知識の普及を図るとともに、地域のネットワークを構築し、認知症高齢者の見守り体制を推進します。

#### ① 認知症対策会議の設置 (再掲)

#### ② 認知症サポーター養成講座等の開催・支援 (再掲)

#### ③ 認知症の人や介護者を支える地域ネットワークの構築 (再掲)

#### ④ 認知症に関する普及啓発事業の推進 (再掲)



---

## 6 高齢者の権利擁護の充実

高齢者をターゲットにした犯罪や虐待問題などが増加しつつあります。このため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、判断能力が十分ではない認知症高齢者等が、財産管理などのトラブルや虐待などの被害に遭うことなく、地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者の権利擁護のための取組を推進します。

### (1) 成年後見制度の活用

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がい等、精神上的の障がいによって判断能力が十分でない人たちの判断能力を補い、権利を保護する制度です。成年後見制度についての周知や制度の有効な活用を図ります。

#### ① 成年後見制度の周知・理解促進 **地域支援事業**

成年後見制度に対する理解が不十分なこと等により利用が進まないといった事態に陥らないために、地域包括支援センターが中心となり、成年後見制度の広報・周知を行い、また、相談があった場合には、適切な対応ができるよう、裁判所などの専門機関との連携や情報提供による支援を行います。

### (2) 高齢者虐待への対策

高齢者への虐待については、平成18年4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待を受けている高齢者を発見した場合は、市町村への通報が義務付けられました。

高齢者への虐待は、様々な要因が複雑に絡み合って発生することや高齢者本人の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に第3者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが重要です。

#### ① 権利擁護事業の推進 **地域支援事業**

高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、高齢者への虐待を防止するための取組を推進します。

### (3) 日常生活自立支援事業の利用促進

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域の中で安心して自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

#### ① 権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」の利用促進

自己決定能力の低下した高齢者等の権利を擁護し財産を守るため、「高齢者サービスのしおり」等を通じて周知するなど、宇都宮市社会福祉協議会が設置している、権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」の利用促進を図ります。

## 基本目標4 快適で安全安心な生活の実現

高齢者が、住み慣れた地域社会で自立し、安心して日常生活や社会生活を送れるよう、「こころ」と「生活環境」のバリアフリーの推進を図るとともに、居住環境の整備を図り、高齢者の快適で安全安心な生活の実現を目指します。

### 【成果指標】

成果指標名	平成20年見込値	平成23年目標
交差点の段差解消箇所数	2,383箇所	2,885箇所

成果指標名	平成20年見込値	平成23年目標
災害時要援護者支援事業の登録者数	8,400人	12,225人

## 1 ユニバーサルデザインの推進

高齢者、障がい者のみならず可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というのがユニバーサルデザインの考え方です。

すべての市民が、積極的に社会参画することができ、安心して暮らせるまちを目指し、住み慣れた地域社会においてできるだけ自立した生活を送れるよう、建物や道路などの生活環境のバリアフリー化を推進します。

また、相手の立場に立って考えることができる思いやりのこころを育み、日常生活の中の手助けや見守りなどが自然に行われるようなまちづくりを推進します。

### (1) 公共的施設のバリアフリーの推進

「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「バリアフリー新法」が平成18年6月に成立し、同年12月に施行されています。

本市においても、公共施設（建築物や公園、道路）のバリアフリーを総合的、計画的に推進します。また、民間の公共的施設についても、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、バリアフリーの促進を図ります。

---

### ① 公共建築物等のバリアフリーの推進

高齢者をはじめとする全ての市民が円滑に利用することができるよう、日常生活に直結する身近な施設や、不特定多数の市民が利用する施設を中心に、優先順位を検討しながら計画的にバリアフリーを進めます。

民間事業者等に対しては、意識啓発や情報提供を行い、事業者の理解と協力のもとに、多くの市民が利用する民間公共的施設のバリアフリーの促進を図ります。また、民間事業者が病院や診療所などの公共的施設を整備する際に、バリアフリー整備にかかる財政的負担を軽減するため、整備費の一部を補助します。

### ② 公園のバリアフリーの推進

高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して公園を利用できるよう、利用頻度の高い街区公園を中心に、公園の出入口や水飲器などのバリアフリーを計画的に進めます。

### ③ 道路のバリアフリーの推進

高齢者をはじめとしたすべての市民の移動の円滑化を図るため、安全な歩道の整備や交差点のバリアフリーを計画的に進めます。

## (2) 交通環境のバリアフリーの推進

高齢者をはじめとしたすべての市民が、公共交通機関を利用して円滑に移動ができるよう、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」等に基づき、交通環境のバリアフリーを推進します。

### ① 人にやさしいバス（ノンステップバス）の導入促進

高齢者をはじめとしたすべての市民にとって、身近な交通機関であるバスがより利用しやすいものとなるよう、ノンステップバスの導入促進を図ります。

## (3) こころのユニバーサルデザインの推進

高齢者に対する理解と思いやりをはぐくむため、意識啓発に関する事業の実施・情報提供や福祉に関するイベントの開催などにより、「こころのユニバーサルデザイン」を推進します。

### ① 広報紙等を活用した情報提供の推進

広報紙、宇都宮市公式ホームページ等を通して、高齢者の人権問題の啓発、高齢者に関する制度・知識の周知や各種イベントに関する情報提供の推進を図ります。

### ② 「市民福祉の祭典」の開催

福祉に対する意識啓発のため、本市の社会福祉事業の増進に努め、その功績が顕著な方等に対する市長表彰を行うとともに、福祉と関連の深いイベントを一体的に、効果的に実施するため、関係機関と連携・協力しながら「市民福祉の祭典」を開催します。

---

## **(4) 福祉教育の推進**

高齢者等に対する理解と思いやりをはぐくむため、福祉に関する教育や高齢者との交流により、福祉教育を推進します。

### **① 福祉教育の推進**

児童・生徒自らが課題を設定し、探求的な活動を行う総合的な学習の時間や学校行事等に、地域との連携のもと、高齢者との交流や施設での体験学習を通して児童・生徒の高齢者への理解と関心を育むとともに福祉の心を醸成します。

## **2 安全で安心な暮らしの確保**

高齢者の関わる交通事故や、高齢者が被害者となる消費生活のトラブルなどが急増していることから、高齢者が住み慣れた地域において安全で安心な暮らしを確保できるよう、交通安全対策や防犯への取組を強化します。

また、集中豪雨や地震などの自然災害が起こった時に、身体機能の低下等により、高齢者が被災するケースが多いことから、高齢者等が災害時に迅速に避難ができるよう体制を整備します。

## **(1) 高齢者の事故防止の推進**

高齢者が交通事故の被害者・加害者とならないよう、交通安全教育や交通安全に関する意識啓発を推進します。

### **① 高齢者に対する交通安全教育の実施**

高齢ドライバーによる事故の抑止や、歩行時・自転車乗用時の交通事故防止のため、危険性の認識や身体機能に応じた交通行動の実践ができるよう、参加型の交通安全教室を開催します。

### **② 広報・啓発活動の推進**

交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーを向上するため、広報紙等の媒体を活用し、交通安全に関する広報・啓発活動を推進します。

## **(2) 「振り込め詐欺」等被害防止対策の充実**

高齢者が被害者となる消費生活に関するトラブルを防止するため、消費生活に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。

### **① 消費生活情報の提供**

「振り込め詐欺」や、悪質商法等による被害の未然防止、拡大防止を図るため、消費生活出前講座や各種広報媒体を活用し、消費生活情報を提供します。

---

## ② 消費生活相談体制の充実

専門相談員が消費生活に関する相談に応じ、問題解決のためのアドバイスをを行います。

## (3) 防犯に対する啓発・教育の推進

市民の防犯意識の高揚と防犯知識の普及を図るとともに、市民及び地域の防犯力を高めるため、防犯に対する啓発・教育を推進します。

### ① 防犯講習会等の開催

防犯に関する知識や技術を習得できるよう、防犯活動指導員が地域の各種団体の会合などにおいて防犯対策に関する講話等を行います。

## (4) 防災対策の強化

災害発生時に、高齢者をはじめとした市民を被災から守るため、地域の支援体制を整備し、防災体制を強化します。

### ① 災害時要援護者支援事業の実施

災害時において、身体能力の衰えなどの理由により特に支援を必要とする高齢者等に対し、的確かつ迅速に対応するため、「災害時要援護者登録制度」を実施し、地域において要援護者登録の促進及び情報の共有化を図ります。

また、平常時及び災害時における対策を盛り込んだ「災害時要援護者対応マニュアル」を活用し、本市の実情を踏まえた適切な要援護者支援体制を整備します。

### ② 地域における自主防災組織の育成・強化

災害発生時に被害を最小限に止めるためには、救出や初期消火などの初動体制が重要であり、市を中心とする防災関係機関が応急活動を行うまでの発生初期の段階で、地域において自主的に迅速な防災活動に取り組むことが必要になります。

このため、自主防災会を中心に、自治会や消防団、福祉関係機関が連携し、協働して防災活動に取り組めるよう、「宇都宮市防災市民ネットワーク整備指針」を活用し、防災市民ネットワークの構築を支援します。

## 3 高齢者にやさしい居住環境の整備

高齢者が住み慣れた地域社会で、安心して暮らすことができるよう、住環境改善のための施策を推進します。

また、居住環境を確保することが困難な高齢者のための、シルバーハウジングの整備や、適切な介護サービスを受けながらそれぞれの能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、計画的に居住環境の整備を図ります。

---

## (1) 高齢者の住環境整備事業の充実

高齢者ができる限り住み慣れた家で、日常生活を送れるよう支援します。

### ① 高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施

介護保険の認定を受けている高齢者が、継続して在宅での日常生活を送ることができるよう、居室、浴室及び便所等の改修工事に要する経費の一部を助成します。

### ② 住宅改修支援事業の実施 **地域支援事業**

介護保険における住宅改修は、要介護者等の日常生活動作への支援と介護者の負担軽減のため、手すりの取り付けや段差の解消など、住宅の改修に係る費用を支給するサービスです。

申請に必要な理由書の作成の際に、申請者本人に代わってケアマネジャーなどが作成することにより、利用者の負担を軽減し自立した日常生活を支援します。

## (2) 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）の充実

近年、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。これらの高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、高齢者の在宅生活を支援します。

### ① シルバーハウジングの整備

「宇都宮市住生活基本計画」に基づき、老朽化した市営住宅の建替えにあわせ、高齢者の生活特性に配慮したシルバーハウジングを計画的に整備します。

### ② 生活援助員派遣事業の実施 **地域支援事業**

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方たちが、地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、公共住宅等に整備された高齢者に配慮された住宅に、生活援助員を派遣することで、高齢者の在宅生活を支援します。

## (3) 住宅改修等に関する相談機能の充実

高齢者ができる限り自立した生活を在宅で継続できるよう、住宅改修等に関する相談機能を充実します。

### ① 住宅改修等に関する相談機能の充実

要介護・要支援認定者等ができる限り自立した生活が送れるよう、住宅改修の利用について、家族等が気軽に相談できるよう市の広報や窓口、介護支援専門員（ケアマネジャー）などを通じて制度の周知を図ります。

## 第5章 計画の推進に向けて

この計画は、高齢社会における本市の高齢者福祉・介護事業のあるべき姿の実現に向けて、取り組むべき課題と施策の方向性を示すとともに、重点的に取り組む事業については、目標を設定し、積極的な取り組みを実践するものです。

今後、ますます増加していく高齢者の多様なニーズに的確に対応し、総合的・計画的に施策の推進を図るため、次のとおり推進体制を整えます。

### 1 計画の周知

計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの取組や協力が重要となります。そのため、保健・医療・福祉の関係機関や団体などをはじめとした、すべての市民に周知が図れるよう、本計画を広報紙、ホームページなどの媒体やあらゆる機会を通じて、積極的に周知します。

### 2 身近な地域での事業展開

計画では、それぞれの事業の内容や効果、利用者の特性を考慮し、個々のサービス提供にふさわしい単位〔小学校区（68校）・中学校区（25校）・連合自治会（39地区）単位など〕を考慮しながら、身近な地域におけるきめ細かな施策・事業の展開を図ります。また、介護保険事業においては、介護保険推進上の日常生活圏域を設定し、地域生活に密着したサービスの提供を図ります。

### 3 地域資源・関係機関との連携

地域社会において、高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。市や市民が互いの特性や能力を発揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考え方のもと、地域住民が主体となったボランティア団体やNPOの活動や、関係機関（医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会など）との連携を強化します。

### 4 事業者への支援

介護保険制度の施行を契機に、福祉・介護サービスの提供者として、さまざまな民間事業者・団体が参入し、効果的・弾力的なサービス提供が可能になりました。

引き続き、適正なサービスの提供のための指導監査を徹底しつつ、福祉・介護サービスの提供において、民間事業者等が積極的に参入できるよう支援します。

---

## 5 計画の進行管理

市民・介護サービス利用者及びサービス提供事業者などを対象として、サービス利用意向や提供体制などの定期的な調査を行い、計画の進捗を把握します。

また、宇都宮市社会福祉審議会（市議会議員、学識経験者及び社会福祉事業の従事者により構成）において、計画の進捗状況を検証・評価し、市として必要な対策を講じます。

## 6 関係部局との連携

高齢者の豊かで安心できる生活を支えていくには、保健・福祉分野以外の取組も重要であることから、幅広く庁内関係部局との連携を図り、高齢者に関わる施策を効果的に推進します。



## <資料編>

### 1 高齢者保健福祉計画における目標値一覧

#### 基本目標1：健康ではつらつとした生活の実現

##### 1 健康づくりの推進

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
健康づくり実践活動の推進	健康づくり推進組織の設立地区数(組織数)	地区	25	27	29	29
	健康づくり推進員養成者数	人	850	930	1,010	1,090
健康教育	延開催回数	回	776	810	810	810
健康相談	延相談件数	件	2,200	2,250	2,300	2,350

##### 2 疾病予防対の推進

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
高齢者インフルエンザ予防接種助成事業	予防接種受診率	%	55	56.7	58	60
特定健診・特定保健指導等の実施	特定健康診査受診率	%	30	40	50	60
	特定保健指導実施率	%	15	25	35	40
がん検診等の実施	肺がん検診受診率	%	24.7	30.2	39.0	50.2
	受診人数	人	32,383	39,705	51,200	65,996
	大腸がん検診受診率	%	20.2	24.6	28.9	33.9
	受診人数	人	31,357	38,115	44,800	52,640
	胃がん検診受診率	%	10.5	11.9	18.8	29.7
	受診人数	人	14,351	16,291	25,700	40,528
	乳がん検診受診率	%	10.8	14.8	15.6	16.4
	受診人数	人	13,639	18,803	19,800	20,849
	子宮がん検診受診率	%	9.9	11.5	12.4	13.3
	受診人数	人	13,342	15,491	16,700	18,002
	前立腺がん検診受診率	%	29.9	36.8	45.2	55.7
	受診人数	人	10,704	13,175	16,205	19,932
	骨粗しょう症検診受診率	%	19.6	21.3	23.1	25.1
	受診人数	人	3,493	3,800	4,130	4,489
	歯科総合検診受診率	%	8.8	9.2	9.7	10.2
	受診人数	人	2,605	2,745	2,890	3,043
肝炎ウイルス検診受診人数	人	5,143	5,518	5,915	6,340	

### 3 介護予防対策の充実

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
介護予防教室の開催	開催回数	回	672	768	792	816
介護予防講演会の開催	開催回数	回	1	7	11	14
特定高齢者把握事業	特定高齢者数	人	1,383	4,600	4,900	5,100
げんき応援教室(総合型プログラム)の開催	開催回数	回	94	120	130	140
訪問指導(介護予防)の実施	対象者数	人	25	50	55	57

## 基本目標2:ゆたかで生きがいのある生活の実現

### 1 生きがいづくりの充実

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
老人福祉センター事業の推進	延利用者数	人	247,000	252,000	257,000	262,000
茂原健康交流センター事業の推進	延利用者数	人	177,000	182,000	187,000	192,000
敬老会の開催支援	敬老会参加者数	人	43,810	46,469	47,718	48,425
敬老祝金の贈呈	祝金対象者	人	3,916	4,147	4,395	4,660
老人クラブ活動の育成・支援	単位老人クラブ数	クラブ	368	378	388	398
	老人クラブ会員数	人	20,416	21,437	22,509	23,635
生涯学習支援の推進	生涯学習センターで開催される講座・事業への参加者数	人	30,800	31,600	32,400	33,200
文化活動における人材の登録と活用	文化財ボランティア数	人	135	145	155	165
地域文化の伝承	伝統文化連絡協議会会員数	団体	16	17	18	19

### 2 社会参画の促進

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
高齢者外出支援事業の推進	バス乗車券利用者数	人	17,500	18,200	19,100	20,000
地域内交通導入の推進	地域内交通の運行地区数	地区	3	6	8	10
高齢者地域活動実践塾設置の促進	延設置箇所数	箇所	11	15	19	23
地域教育活動への参加促進	放課後子ども教室に係る延地域活動者数	人	1,200	1,200	2,100	3,200
シルバー人材センターの支援	就業延人員数	人	143,197	157,517	173,269	190,596
高齢者就業支援セミナーの実施	参加者数	人	40	40	40	40
団塊・シニア世代対策の推進	みやシニア活動センター延利用者数	人	400	900	1,440	2,000

### 基本目標3:安心して自立した生活の実現

#### 1 介護保険事業の充実

施策名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
介護保険サービスの提供	要介護等認定者の介護サービスの利用率	%	73.0	74.5	76.2	78.0

#### 2 サービスの質の向上

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
訪問介護員の養成	訪問介護員養成研修の受講者数	人	40	40	40	40

#### 3 福祉サービスの充実

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
はいかい高齢者等家族支援事業の実施	延登録人員	人	2	2	2	2
高齢者等ホームサポート事業の実施	登録者数	人	600	618	637	656
生きがい対応型デイサービス事業の実施	専用施設数	箇所	17	17	17	17
	延利用回数	回	27,000	27,900	28,740	29,600
緊急通報システム事業の実施	緊急通報システムの延利用台数	台	801	841	883	927
高齢者短期宿泊事業の実施	延利用人員	人	55	58	61	64
老人福祉補聴器交付事業の実施	補聴器交付台数	台	10	11	12	13
無料入浴券交付事業の実施	助成交付者数	人	137	138	140	142
はり・きゅう・マッサージ師施術料助成事業の実施	助成交付者数	人	6,948	6,826	7,030	7,240
ケアハウスの整備	ケアハウスベッド数	床	390	440	440	540

#### 4 地域保健・福祉体制の充実

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進	見守り活動会議を開催した単位自治会の割合	%	53.8	72.7	85.3	100
出前保健福祉講座の推進	講座実施回数	回	70	75	80	85
ボランティア・NPOの活動支援	市民活動サポートセンター登録団体数	団体	525	564	599	634
	市民活動サポートセンター登録個人数	人	232	282	332	382

## 5 認知症高齢者対策の推進

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
認知症予防講演会の実施	認知症予防講演会開催回数	回	0	6	9	10
認知症サポーター養成講座等の開催・支援	認知症サポーター数	人	2,000	6,000	10,000	15,000

## 6 高齢者の権利擁護の充実

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
成年後見制度の周知・理解促進	相談件数	件	30	55	75	100
「あすてらす うつのみや」の利用促進の支援	契約相談者数	件	184	275	334	392

## 基本目標4: 快適で安全安心な生活の実現

### 1 ユニバーサルデザインの推進

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
公共建築物等のバリアフリーの推進	バリアフリー整備補助件数	件	10	8	9	10
公園のバリアフリー	バリアフリーを図った公園数	公園	95	103	108	113
道路のバリアフリー	交差点の段差解消箇所数	箇所	2,383	2,549	2,714	2,885
人にやさしいバスの導入促進	ノンステップバスの導入率	%	16.9	21.5	24.4	27.4

### 2 安全で安心な暮らしの確保

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
高齢者に対する交通安全教育の実施	交通安全教育開催の老人クラブ数	団体	200	260	300	320
消費生活情報の提供	出前講座開催数	回	40	50	60	65
	出前講座出席者数	人	1,500	1,800	2,200	2,400
防犯講習会の開催	防犯講習会開催数	回	100	105	110	115
災害時要援護者支援事業の実施	登録者数	人	8,400	9,675	10,950	12,225

### 3 高齢者にやさしい居住環境の整備

事業名	指標名	単位	平成20年度見込値	平成21年度目標値	平成22年度目標値	平成23年度目標値
高齢者にやさしい住環境整備補助事業	高齢者にやさしい住環境整備補助事業件数	件	39	43	47	52
生活援助員派遣事業	生活援助員派遣対象戸数	戸	122	156	156	156

## 2 介護保険事業計画におけるサービス必要量の見込み

(年間)

区分		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護 給 付	居宅サービス				
	訪問介護	回数	438,173回	455,524回	466,243回
	訪問入浴介護	回数	10,497回	10,646回	10,683回
	訪問看護	回数	38,979回	40,251回	41,020回
	訪問リハビリテーション	日数	852日	907日	969日
	居宅療養管理指導	人数	5,117人	5,220人	5,324人
	通所介護	回数	346,647回	365,215回	383,014回
	通所リハビリテーション	回数	51,851回	52,774回	53,331回
	短期入所生活介護	日数	79,613日	84,178日	88,425日
	短期入所療養介護	日数	7,809日	8,174日	8,425日
	特定施設入居者生活介護	人数	3,084人	3,084人	4,644人
	福祉用具貸与	人数	30,599人	31,892人	32,358人
	特定福祉用具販売	人数	1,273人	1,388人	1,527人
	地域密着型サービス				
	夜間対応型訪問介護	人数	1,153人	1,251人	1,418人
	認知症対応型通所介護	回数	18,738回	20,542回	22,293回
	小規模多機能型居宅介護	人数	1,932人	3,060人	4,188人
	認知症対応型共同生活介護	人数	3,096人	3,504人	3,504人
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0人	0人	0人
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	120人	516人	1,200人
	住宅改修	人数	743人	781人	827人
	居宅介護支援	人数	71,500人	74,248人	76,372人
	介護保険施設サービス				
	介護老人福祉施設	人数	14,448人	15,492人	17,064人
	介護老人保健施設	人数	11,136人	11,796人	12,240人
	介護療養型医療施設	人数	4,260人	4,260人	4,260人
	療養病床(医療保険適用)からの転換分	人数	0人	0人	720人
予 防 給 付	介護予防サービス				
	介護予防訪問介護	人数	13,238人	14,331人	15,348人
	介護予防訪問入浴介護	回数	18,738回	20,542回	22,293回
	介護予防訪問看護	回数	1,433回	1,491回	1,532回
	介護予防訪問リハビリテーション	日数	61日	65日	69日
	介護予防居宅療養管理指導	人数	330人	363人	400人
	介護予防通所介護	人数	12,454人	13,438人	14,336人
	介護予防通所リハビリテーション	人数	1,484人	1,559人	1,617人
	介護予防短期入所生活介護	日数	1,710日	1,917日	2,213日
	介護予防短期入所療養介護	日数	71日	76日	80日
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,380人	1,380人	2,076人
	介護予防福祉用具貸与	人数	1,932人	2,063人	2,179人
	特定介護予防福祉用具販売	人数	336人	386人	448人
	地域密着型介護予防サービス				
	介護予防認知症対応型通所介護	回数	178回	190回	200回
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	72人	120人	168人
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	36人	36人	36人
	介護予防住宅改修	人数	325人	354人	389人
	介護予防支援	人数	25,417人	27,144人	28,676人

### 3 地域支援事業実施計画

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	単 位
高齢者人口	95,811人	97,841人	101,011人	人数
介護予防事業				
介護予防一般高齢者施策				
介護予防普及啓発事業				
介護予防教室	768回	792回	816回	実施回数/年
介護予防に関する講演会	7回	11回	14回	実施回数/年
健康相談・健康教育の実施	590回	590回	590回	実施回数/年
介護予防特定高齢者施策				
特定高齢者把握事業	4,600人	4,900人	5,100人	特定高齢者数
通所型介護予防事業				
げんき応援教室	120回	130回	140回	実施回数/年
訪問型介護予防事業				
訪問指導	50人	55人	57人	対象者数/年
包括的支援事業	25箇所	25箇所	25箇所	地域包括支援センター数
任意事業				
介護給付等費用適正化事業				
介護給付費通知	3回	3回	3回	通知回数/年
家族介護支援事業				
家族介護教室	43回	43回	43回	実施回数/年
認知症高齢者見守り事業				
はいかい高齢者等家族支援事業	2人	2人	2人	利用者数/年
認知症サポーター等養成事業	6,000人	10,000人	15,000人	サポーター数
家族介護継続支援事業				
在宅高齢者家族介護慰労金支給事業	23人	23人	23人	受給者数/年
その他事業				
成年後見制度利用支援事業	6件	8件	10件	利用件数/年
住宅改修支援事業	96人	96人	96人	利用者数/年
生活援助員派遣関連事業	122世帯	122世帯	122世帯	利用世帯数/年
介護相談員派遣事業	576回	576回	576回	派遣回数/年
配食サービス事業	630人	650人	670人	利用者数/年